令 和 ８ 年 第 ３ 回

太子町議会定例会会議録

開会　令和８年９月１日
閉会　令和８年９月17日

太 子 町 議 会

令和８年　第３回太子町議会定例会会議録目次

第１日（９月１日）

開会宣告…… 10

会議録署名議員の指名…… 10

会期決定の件…… 10

諸般の報告（監査、南河内環境事業組合議会、大阪南消防組合議会、大阪府後期高齢者医療広域連合議会）…… 13

報告第８号　令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件（町長提出議案）…… 18

議案第36号　大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について（町長提出議案）…… 19

議案第37号　太子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例中改正の件（町長提出議案）…… 20

議案第38号　太子町下水道事業の設置等に関する条例中改正の件（町長提出議案）…… 20

認定第１号　令和７年度太子町一般会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）…… 21

認定第２号　令和７年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）…… 21

認定第３号　令和７年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）…… 21

認定第４号　令和７年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）…… 21

認定第５号　令和７年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）…… 21

認定第６号　令和７年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）…… 21

認定第７号　令和７年度太子町下水道事業会計決算の認定について（町長

提出議案）…… 21
議案第39号　令和８年度太子町一般会計補正予算（第３号）（町長提出議案）…… 23
議案第40号　令和８年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）（町長提出議案）…… 23
議案第41号　令和８年度太子町介護保険特別会計補正予算（第１号）（町長提出議案）…… 23
議案第42号　太子町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件（町長提出議案）…… 25
散　　会…… 26

第２日（９月１５日）

開　　議…… 29
一般質問…… 29
散　　会…… 87

第３日（９月１７日）

開　　議…… 92
議案第36号　大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について（福祉文教常任委員長報告）…… 92
議案第37号　太子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例中改正の件（福祉文教常任委員長報告）…… 92
議案第38号　太子町下水道事業の設置等に関する条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）…… 92
認定第１号　令和７年度太子町一般会計歳入歳出決算認定について（決算常任委員長報告）…… 92
認定第２号　令和７年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（福祉文教常任委員長報告）…… 92
認定第３号　令和７年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定につ

いて（総務まちづくり常任委員長報告）…… 92
認定第４号　令和７年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定について（総務まちづくり常任委員長報告）…… 92
認定第５号　令和７年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（福祉文教常任委員長報告）…… 92
認定第６号　令和７年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（福祉文教常任委員長報告）…… 92
認定第７号　令和７年度太子町下水道事業会計決算の認定について（総務まちづくり常任委員長報告）…… 92
議案第39号　令和８年度太子町一般会計補正予算（第３号）（予算常任委員長報告）…… 92
議案第40号　令和８年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）（福祉文教常任委員長報告）…… 92
議案第41号　令和８年度太子町介護保険特別会計補正予算（第１号）（福祉文教常任委員長報告）…… 92
議員提出議案第2号　奨学金金利急騰への救済策及び給付型奨学金の拡充を求める意見書（議員提出議案）…… 112
閉会中の継続審査の申し出について…… 116
閉　　会…… 118

【第 1 日】

令和８年　第３回太子町議会定例会会議録

令和８年９月１日（火）　午前　９時３２分開会

◎出席議員（１０名）

１番	中　村　直　幸　君	６番	松　井　謙　昌　君
２番	斧　田　秀　明　君	７番	森　田　忠　彦　君
３番	岡　野　秀　子　君	８番	早　瀬　和　信　君
４番	西　田　いく子　君	９番	濵　地　知　英　君
５番	辻　本　博　之　君	１０番	村　井　浩　二　君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第１２１条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町　　長	田　中　祐　二　君	税務課長	上　野　賀　子　君
副町長	森　下　滋　夫　君	住民人権課長	小　南　紀　子　君
教育長	中　道　雅　夫　君	地域整備課長	木　下　明　紀　君
政策総務部長	東　條　信　也　君	観光産業課長	谷　内　優　太　君
まちづくり推進部長	鳥　取　勝　憲　君	環境農林課長	川久保　みのり　君
健康福祉部長	木　村　厚　江　君	子育て支援課長	田　村　尚　子　君
地域活性化推進担当部長	堀　内　孝　茂　君	福祉介護課長	胡　麻　千　代　君
教育次長	田　中　信　幸　君	いきいき健康課長	辻　野　剛　宏　君
秘書政策課長	小　南　考　弘　君	保険医療課長	川　村　和　美　君
企画担当課長	小　濱　健　一　君	教育総務課長兼学校給食C所長	武　部　勝　浩　君
総務財政課長	岡　本　啓　子　君	学務指導担当課長	光　野　公　翁　君
会計管理者兼会計課長	上　野　賀　子　君	生涯学習課長	辻　中　　一嘉　君
自治防災課長	小　路　展　裕　君		

◎議会事務局

事務局長	辻　本　知　也	書　　記	山　本　夕　芽

◎議事日程第１号

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期決定の件

日程第３　諸般の報告（監査、南河内環境事業組合議会、大阪南消防組合議会、大阪府後期高齢者医療広域連合議会）

日程第４　報告第８号　令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件（町長提出議案）

日程第５　議案第36号　大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について（町長提出議案）

日程第６　議案第37号　太子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例中改正の件（町長提出議案）

日程第７　認定第38号　太子町下水道事業の設置等に関する条例中改正の件（町長提出議案）

日程第８　認定第１号　令和７年度太子町一般会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）

日程第９　認定第２号　令和７年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）

日程第10　認定第３号　令和７年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）

日程第11　認定第４号　令和７年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）

日程第12　認定第５号　令和７年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）

日程第13　認定第６号　令和７年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）

日程第14　認定第７号　令和７年度太子町下水道事業会計決算の認定について（町長提出議案）

日程第15　議案第39号　令和８年度太子町一般会計補正予算（第３号）（町長提出議

案）

日程第16　議案第40号　令和８年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）（町長提出議案）

日程第17　議案第41号　令和８年度太子町介護保険特別会計補正予算（第１号）（町長提出議案）

日程第18　議案第42号　太子町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件（町長提出議案）

○議長（村井浩二君）　皆さん、おはようございます。

本日、第３回定例会が招集されました。

皆様におかれましては、お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

まず初めに、令和８年７月２８日に発生しました令和８年熊本地震におきまして犠牲になられた方々に深く哀悼の意を表しますとともに、被災された全ての皆様、そして今なお避難生活を余儀なくされている皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

また、千葉県並びに北陸地方における大雨による災害におきましては、記録的な豪雨となり、河川の氾濫、浸水被害など甚大な被害が発生しております。この災害により被災されました皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

近年、全国各地で激甚化・頻発化する自然災害は、いつ、どこで発生してもおかしくない状況にあります。今回の災害は決して他人事ではなく、改めて防災・減災への取り組み、そして、災害に強いまちづくりが急務であることを痛感させられました。

なお、本日は南海トラフ巨大地震を想定した大阪８８０万人訓練が行われます。地震や津波が発生した際にどのような行動をするかを考え、災害への備えを再確認していただくようお願いいたします。

午前１０時に訓練放送が流れますので、放送が流れましたら、発言の途中であっても一時中断させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、町長より挨拶を受けます。

町長。

○町長（田中祐二君）　本日ここに、令和８年第３回太子町議会定例会を招集いたしましたところ、委員の皆様には何かとお忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、平素より議員をはじめ住民の皆様には、町政の運営にご理解とご協力をいただいておりますこと、深く御礼を申し上げます。

初めに、令和８年熊本地震や、関東地方、また、石川県、富山県、福井県を中心とした記録的大雨により被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

さて、本定例会に提出いたします案件についてでございますが、報告といたしまして、令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件の１件、事件案といたしまして、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についての１件、

条例案といたしまして、太子町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例中改正の件他１件、決算認定といたしまして、令和７年度太子町一般会計歳入歳出決算認定について他６件、予算案といたしまして、令和８年度太子町一般会計補正予算（第３号）他２件、人事案といたしまして、太子町固定資産評価審査委員会の選任について同意を求める件の１件、以上合わせまして１５件のご審議をお願いいたします。

さて、令和７年度一般会計決算の状況についてご報告いたします。

歳入では、地方交付税や寄附金が減額となった一方で、町税や就学前教育・保育施設整備交付金などの国庫支出金が増額となったことなどで、全体としては対前年度比６．１％の増額となりました。

一方、歳出では、人件費や認可保育施設整備補助金などの投資的経費の増額により、全体としては対前年度比５．８％の増額となりました。

これにより、実質収支については昨年度に引き続き黒字を確保しておりますが、財政指標の１つである経常収支比率につきましては９４．５％となり、前年度から０．５ポイント悪化しております。

また、地方交付税や地方譲与税、国・府支出金、町債等の依存財源の合計は、歳入総額の６９．５％を占め、依然として国や府に依存した財政構造となっていることから、引き続き自主財源の確保に努めるとともに、施策の点検評価により限られた財源をより効果的に活用することで、より持続可能で安定した町政運営を行ってまいります。議員皆様のより一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、令和７年度の主な施策について、お手元に配布しております令和７年度主要施策報告書によりご報告を申し上げますが、まず初めに、物価高騰対応重点支援事業に係る主要な取り組みについてご報告をさせていただいた後、第５次総合計画における柱に沿ってご報告を申し上げます。

初めに、物価高騰対応重点支援事業についてでございます。

物価高騰への対応につきましては、物価高騰の影響を受ける住民生活や個人事業者の事業活動を支援するため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、生活応援おこめ券の配布や低所得世帯への給付などを行いました。

生活応援おこめ券につきましては、家計への支援と地域経済の活性化を目的に配布し、利用できる店舗についても、町内の大型店舗や個人商店の他、富田林商工会太子町支部

のご協力もいただき、より多くの住民の方に利用していただきやすい環境を整えました。

また、医療・介護・障がい福祉・児童福祉施設などへの支援金の交付や、事業系ごみ排出者への支援、農業従事者への支援として、本町の特産品の１つであるブドウ栽培に必要なハウス用ビニールの処分に対する助成を行いました。

更に、学校園給食について、食料品価格が高騰する中においても、安定的な給食を提供するための支援を行うなど、令和７年度の状況に応じた支援策を講じることで、住民生活と地域産業の事業活動に対する下支えを行ってまいりました。

以上、物価高騰対応重点支援事業に対する主な成果について、ご報告させていただきました。

次に、第５次総合計画における柱に沿ってご報告申し上げます。

「こころ健やかで、元気に暮らせるまちづくり」についてでございます。

子育て環境の向上につきましては、令和７年４月から、子どもが病気になった際に、保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合、病気の子どもを一時的に預かる病児保育事業を開始しました。近隣市町村と連携して、病児保育室を利用できる環境を整備し、子育て家庭における仕事と子育ての両立を支援しました。

また、妊産婦や子ども、子育て家庭への支援を一層充実させるため、令和８年１月に太子町こども家庭センター「スマイルぽっぽ」を開設しました。これまでの母子保健と児童福祉の相談機能を一体化するとともに、教育委員会をはじめとする関係機関との連携を強化し、妊娠期から１８歳までの切れ目のない相談・支援体制を構築いたしました。

次に、「住民の健康づくりの推進」につきましては、就学前における健康診査体制の充実を図るため、新たに５歳児健康診査を開始し、子どもの発育や発達の状況を確認するとともに、必要に応じて心理発達相談や子育て相談につなげることで、就学に向けた支援の充実に努めました。

更に、妊娠期から出産・子育て期までの経済的負担を軽減するため、妊婦のための支援給付を実施し、面談や訪問による伴走型の相談支援と併せて、安心して出産・子育てができる環境づくりを進めました。

また、特定健診の受診率向上を目指し、４０歳を迎える国民健康保険の被保険者を対象に人間ドック受診費用の実質無償化を実施し、健康無関心層への働きかけを強化することで、生活習慣病の早期発見と健康意識の向上に努めました。

次に、地域福祉の充実につきましては、高齢者の聞こえを支え、コミュニケーション

や社会参加を後押しするため、補聴器購入費用の一部助成を新たに開始しました。また、障がい児に対する日常生活用具の給付品目を拡充し、生活支援の充実を図りました。

更に、複雑化・複合化する生活課題に対応するため、重層的支援体制整備事業を通じて、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、庁内の関係課や関係機関が分野を超えて連携し、支援を必要とする方を適切なサービスにつなぐ包括的な支援体制の充実に取り組みました。

次に、「支え合い、安心して暮らせるまちづくり」についてでございます。

まちの安全性・快適性の向上につきましては、高齢者を狙った特殊詐欺被害の防止を図るため、通話前に警告メッセージを流し、会話を自動録音する自動通話録音機の貸与を新たに開始し、犯罪の抑止と被害防止に取り組みました。

また、避難指定所である町立小中学校体育館への空調設備設置については、避難者の安全な空間の確保と児童生徒のより良い教育環境の整備を図るため、実施設計を行いました。

加えて、旧公民館跡地において、平常時は住民の憩いや交流の場として、災害時には一時避難場所として活用できる防災公園を整備いたしました。公園には非常時において必要となる汚水貯留槽、かまどベンチ、防災パーゴラ、ソーラー照明などを備え、隣接する指定避難所の機能を補完かつ連携を図りながら、地域防災力の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

地域公共交通につきましては、令和７年１０月に「たいしのってこバス」のダイヤと一部ルートを改正し、聖和台を経由するルートや回送区間を活用した便の新設、商業施設前への停留所の設置を行うとともに、令和８年２月からは交通系ＩＣカードによる運賃支払いを導入するなど、日常の移動手段の利便性向上を図りました。

また、南河内地域における自動運転バスの実証実験に向け、大阪府にて体験試乗会や走行環境の整備が行われ、本町としても機運醸成に努めました。

地域環境の保全・向上につきましては、まず、太子町脱炭素ロードマップに基づき、温室効果ガス排出量削減目標の達成に向け、ごみの発生抑制と再資源化を図る取り組みとして、一般家庭における生ごみ処理機の購入に対する補助を行いました。

また、昨年に引き続き、子ども服リユース事業にも取り組み、子育て世代を中心に多くの方にご協力いただいたところでございます。

更には、大阪・関西万博の閉会後、現地で使用された樹木の一部を太子・和みの広場

へ移植し、万博の理念を後世に引き継ぎながら、資源循環と環境意識の向上に取り組んでまいります。

次に、「活力と魅力にあふれる、個性豊かなまちづくり」についてでございます。

地域経済を支える産業の振興につきましては、農業振興事業として、４９歳以下の新規就農者の経営開始資金に対する補助のほか、大阪版認定農業者支援事業として、農家が生産性の向上を図るための機械整備に対する支援を実施しました。

また、聖和台を除く全地区で令和６年度に策定いたしました地域計画に基づき、農地の集約化や新たな担い手の参入を受け入れる体制づくりを検討するとともに、農業用施設の老朽化対策として、山田地区の水路改修や七ツ池の改修など、農業経営の基盤整備にも積極的に取り組んでまいりました。

更に、農業用として利用しなくなった山田大池については、近年の豪雨による決壊等の危険性を排除するため、下流域の安全性の向上を図る防災対策として、ため池改廃を実施いたしました。

また、地域産業の発展と創業促進のため、町内で起業を予定している４件の事業者に対して、事業所の設備や備品購入、広告宣伝に要する費用など、創業に必要な支援を行ってまいりました。

次に、まちの魅力を活かした交流の推進につきましては、大阪・関西万博の開催を大きな機会と捉え、大阪ウィーク～春・夏・秋～に参画し、春には東條地区の船形だんじりの展示・実演と聖徳太子御廟の魅力を発信、夏には町内ダンススタジオによる次世代パフォーマンスと絵写経体験、秋には町内産ブドウや和菓子の販売を行い、万博開催期間を通じて、本町の歴史、文化、食の魅力を国内外に発信することができました。

また、南河内６町村が連携した、南河内ＬＩＶＥ　ＡＲＴ　ＥＸＰＯでは、本町をイメージしたアート作品を制作した他、毎年４月に開催されます太子聖燈会におきまして、ＥＸＰＯ竹あかりｉｎ太子聖燈会を実施し、万博を契機とした新たな交流と地域のにぎわいづくりに取り組んでまいりました。

次に、「豊かな自然・歴史とともに育つ、誇りあるまちづくり」についてでございます。

地域とともに育む学校教育の充実につきましては、学校だけでなく、家庭や地域とともに子どもたちの力を育むため、「子どもの学びと成長（非認知能力向上）応援総合事業」を新たに開始しました。本事業では、教職員研修や講演会、情報発信などを通じ、

子どもたちの挑戦する力、粘り強く取り組む力、他者と協働する力の育成に取り組みました。

また、ＧＩＧＡスクール構想第２期に対応し、学習用端末を更新するとともに、引き続き個別学習用ＡＩドリルを導入しました。これにより、子ども一人ひとりの理解度や学習状況に応じた学びを支援しつつ、ＩＣＴを活用した教育環境の充実を図りました。

更に、学校教育施設の老朽化対策を継続的・計画的に進める中で、町立中学校のトイレ改修１期目工事を行いました。

次に、地域への愛着心の醸成につきましては、国指定史跡二子塚古墳の保存活用を進め、来訪者の利便性向上を図るためのトイレを備えた管理棟を新たに設置し、周辺環境の整備を行いました。

最後に、「みんなで歩む協働のまちづくり」についてでございます。

住民との協働の推進につきましては、令和８年度からのまちづくりの指針となる第６次太子町総合計画と本町の都市計画の施策方針を示す都市計画マスタープランを同時に策定し、策定にあたっては、中学生や住民を対象としたワークショップ、総合計画審議会、パブリックコメントなどを通じ幅広く意見を伺い、本町が目指す将来像と施策の方向性を取りまとめました。

次に、効率的・効果的な行政経営につきましては、自治体ＤＸを推進するため、ＤＸ推進アドバイザーによる支援を新たに導入しました。職員研修や業務改善を進めるとともに、基幹系業務システムの標準化・共通化への対応を行い、住民サービスの向上と行政事務の効率化に取り組みました。

また、令和７年４月２５日には、羽曳野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村の２市２町１村と大阪府による南河内基礎自治機能充実強化協議会を新たに設置しました。人口減少や少子高齢化が進む中において、将来にわたって持続的かつ安定的に住民サービスを提供できるよう、人材、財源、公共施設などの限られた資源を地域として有効に活用し、この地域の更なる発展・成長に資することを目的に、幅広い検討・議論を開始しました。

今後も大阪府及び関係市町村と連携し、住民サービスの維持・向上と地域課題の解決に向けた調査・研究を進めてまいります。

以上、令和７年度の主要な施策の成果について、ご報告させていただきました。

本年度は第６次総合計画の初年度であるとともに、町制施行７０周年という大きな節

目の年でもあります。少子高齢化や人口減少をはじめ、社会情勢が大きく変化する中ではありますが、これまでの取り組みを着実に継続するとともに、本町が有する豊かな自然や歴史、文化などの地域資源を生かしながら、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めてまいります。

また、第６次総合計画に掲げる将来像である「和の心を次世代へつなぐまち」の実現に向け、より一層取り組んでまいりますので、議員の皆様におかれましては、引き続きご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後となりますが、議員の皆様には本定例会に提案しております議案につきまして、何とぞよろしくご審議いただき、ご議決、ご認定並びにご同意を賜りますようお願いを申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。

（開会　午前　９時３２分）

○議長（村井浩二君）　本日は全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。

これより令和８年第３回太子町議会定例会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は配布しておりますとおりでございます。

○議長（村井浩二君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会における会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、９番、濵地議員、１番、中村議員を指名いたします。

○議長（村井浩二君）　日程第２、会期決定の件を議題といたします。

今回の定例会につきましては、８月２６日に開催されました議会運営委員会でご検討いただいた結果、会期は本日９月１日から９月１７日までの１７日間で協議がまとまりましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から９月１７日までの１７日間と決定いたしました。

なお、定例会の運営予定ですが、配布しておりますとおり、本日は提出されました全ての議案を上程いたしまして、質疑の後、それぞれの常任委員会へ付託させていただき

たいと思います。ただし、日程第４、報告第８号、日程第１８、議案第４２号につきましては、本日全員審議でお願いいたします。

次に、委員会の日程ですが、９月３日、４日に決算常任委員会を、７日に総務まちづくり常任委員会を、８日に福祉文教常任委員会をそれぞれ開催していただきます。

なお、審議が残りましたら、９日の予備日を充てていただきたいと思います。

１０日に予算常任委員会を開催し、追加議案などがございましたら、１１日に議会運営委員会と議員全員協議会を予定しております。

１５日に一般質問で本会議を再開いたしますが、この一般質問の通告締切りは、３日の正午までとさせていただきます。

１７日に最終本会議を開催し、それぞれの付託案件について委員長の報告を受け、議決を賜る予定です。

ここで暫時休憩といたします。

（午前　９時５８分　休憩）

（午前１０時０６分　再開）

○議長（村井浩二君）　それでは、会議を再開いたします。

次に、諸般の報告に移る前に、西田議員から発言を求められておりますので、これを許します。

西田議員。

○４番（西田いく子君）　おはようございます。発言をお許しいただき、ありがとうございます。

令和８年第２回定例会で、国保逃れを許すなと、突然の下水道料金値上げは撤回を、この２問の一般質問を行ったところ、第２回定例会終了後、議長より、国保逃れを許すなの私の質問が、一部誤解を招きかねない表現がある、一部の取消しを願えないかとの文書をいただきました。

一つに、そもそも誤解とは、広辞苑によりますと、意味を取り違えること、間違った理解をすること、思い違いとありました。更に、ネットで誤解を招くとはどういう意味かと調べたところ、自分の発言や行動が相手に正しく伝わらず、間違った理解や勘違いを生じさせることだと書かれておりました。

問題点や課題、住民要求を明らかにするための一般質問で、相手に正しく伝わらない

質問でいいのか、また、正しく伝わらないことで軋轢が起こるのか、この点を熟慮いたしました。

また、改めて太子町議会会議規則を読み返したところ、第６４条に、議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て自己の発言を取り消し、または議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできないと書かれてありました。

議長から指摘された一部の字句を削除しても、私の国保逃れを許すなの質問の趣旨を変更することにはなりません。また、当日の議事録自体は規則どおり変更できませんので、規則に反するわけでもありません。公開用議事録等の一部を削除する、それに併せて動画も削除することを議員間で確認していただきました。

その上で、８月２６日の議会運営委員会におきまして、一部質問に対する対応について、私の一般質問における発言の一部、誤解を招きかねない表現があり、本人から謝罪と発言の一部取消しを求める申し出、これを取り上げていただき、議会運営委員会において、第３回定例会初日、今日の発言を許可していただきました。

私ごとで、第２回定例会で一般質問された議員の皆さんの動画がアップされなかったことを申し訳なく思います。また、第２回定例会終了後に一部変更になったことに対し、ご理解をいただきました議員の皆様に、改めてこの場をお借りいたしまして感謝申し上げます。

今後、議長から指摘された、誤解を招きかねないという曖昧な質問は厳に慎むべきだと自戒を込め、私からの謝罪と、発言の一部を公開用議事録等から削除する件についての発言を終わります。

○議長（村井浩二君）　町長。

○町長（田中祐二君）　議長のお許しをいただきましたので、一連の対応につきまして、町長として追加の答弁を申し上げます。

去る６月定例会での西田議員の一般質問、国保逃れを許すなにおける答弁について、関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけし、住民の皆様にも誤解を招く内容となりましたので、改めて追加で答弁をさせていただきます。

本町における国民健康保険に関する事務につきましては、法令等に基づき適正に執行しておりますことを申し上げます。

以上でございます。

○議長（村井浩二君）　ここで、議員の皆様に、議長としまして一言申し上げます。

去る６月定例会における一連の発言をめぐる問題につきまして、議会運営上、私の対応が不十分であったと反省しております。議長としまして、議員の皆様並びに町民の皆様に深くおわび申し上げます。

この度の事態を重く受け止め、今後の議会運営にあたりましては、適時・適切に、かつ円滑な対応に努めてまいる所存でございます。

また、議員の皆様には、改めて発言の自由と責任について、その基本を深く認識していただきたいと存じます。

議会における言論の自由は議会制民主主義を支える重要な原則であります。しかしながら、その自由は責任を伴うものであり、議員一人ひとりが事実に基づいた発言に努め、自らの発言に責任を持たなければなりません。当然のことながら、議場における議会の品位を損ねるような言動は厳に慎むべきであります。

議員の皆様におかれましては、本町議会の権威と品位を保持し、円滑な議会運営を図られるよう、自らの発言と行動に一層のご留意をいただくことを議長として強くお願い申し上げます。

それでは、皆様にお諮りいたします。

西田議員からの申し出のとおり、公開用議事録等の一部を削除することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ご異議なしと認めます。よって、西田議員からの申し出による、発言の一部を公開用議事録等から削除することといたします。

次に、諸般の報告ですが、本日は監査の報告、南河内環境事業組合議会の報告、大阪南消防組合議会の報告、大阪府後期高齢者医療広域連合議会の報告を予定しております。

また、本定例会までに受理されました陳情・要望書等につきましては、議員全員協議会でその取扱いを決めていただき、措置していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（村井浩二君）　日程第３、諸般の報告を議題といたします。

監査委員より例月出納検査結果報告があり、その写しを配布しておりますので、ご確認のほど、よろしくお願いいたします。

次に、南河内環境事業組合議会の報告を求めます。

辻本議員。

○５番（辻本博之君）　おはようございます。令和８年８月１２日に開催されました、第２回南河内環境事業組合議会定例会につきまして、ご報告を申し上げます。

まず、本会議前に議員全員協議会が開催され、組合事務局から組合議会議員の異動が報告された後、議会運営委員長から委員会の開催結果として、提出議案の取扱いや会議など確認事項の報告がございました。

続いて、本会議についてご報告を申し上げます。

まず、報告第１号、組合議会議員の異動については、富田林市から草尾勝司議員、河内長野市から森下善人議員、駄馬中大介議員、裏山宣之議員及び奥村亮議員、大阪狭山市から池永裕樹議員が新たに選出された報告でございました。

次に、選挙第１号、組合議会議長の選挙については、河内長野市選出の駄馬中大介議員が議長に当選されました。

次に、選挙第２号、組合議会副議長の選挙については、大阪狭山市選出の西野滋胤議員が副議長に当選されました。

次に、承認第３号、一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、令和７年の人事院勧告に基づき、国家公務員の給与関係法令が改正されたことに伴い、昇格時に管理者が定める資格基準による期間の規定を廃止、通勤手当を国基準に合わせるとともに、地域手当については１１％に改めるもので、国に準じて令和８年３月３０日付専決処分したもので、原案のとおり承認されました。

次に、承認第４号、令和８年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第１号）の専決処分につき承認を求めることについては、職員の死亡退職に伴う退職手当支給のため、歳入歳出それぞれ２千１０８万円を追加し、総額を３０億２千７５３万５千円とする補正予算について令和８年６月１９日付専決処分したもので、原案のとおり承認されました。

次に、議案第５号、令和８年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第２号）については、歳入歳出それぞれ７５４万円を追加し、総額を３０億３千５０７万５千円とするもので、原案のとおり可決されました。補正の内容は、本年４月１日及び６月１日付の人事異動などに伴う人件費の補正と、残渣運搬処理に係る業務委託について、限度額

１億９千９９６万６千円の債務負担行為を追加するものでございます。

次に、監査報告第２号、例月出納検査の結果報告については、監査委員から令和７年度１月から５月及び令和８年度４月から６月分の例月出納検査の結果が報告され、特に問題はなかったとのことでございました。

認定第１号、令和７年度南河内環境事業組合一般会計歳入歳出決算については、歳入総額２８億６千１９９万５千９４９円、歳出総額２７億５４７万３千９２９円の決算について、地方自治法第２３３条第３項の規定により議会の認定に付されたもので、原案のとおり認定されました。

なお、衛生費の各工場業務管理費の需用費の消耗品費及び光熱水費並びに委託料の不用額の内容について質問がありました。事務局より、全て予測が難しい経費で不用額が発生している旨の回答があり、そのような経費は来年度予算で削減の対象としない旨の要望がありました。

次に、同意案第２号、南河内環境事業組合監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについては、議会選出の監査委員に河内長野市選出の裏山宣之議員を選任する提案があり、同意されました。

次に、同意案第３号、南河内環境事業組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、組合公平委員会委員３名のうち、瀬木千佳委員から辞職願が提出されましたので、後任の委員として工藤大基氏を新たに選任するもので、原案のとおり同意されました。

次に、議員提出議案第１号、南河内環境事業組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、令和８年２月の定例会前に開催されました議会運営委員会にて、組合議会会議録の議員及び関係者への配布方法について、電子メールで配布できるよう当該規則を改正する旨の提案があり、実際の組合議会の運営と相違がある箇所などの改正、同時に所要の改正を行うもので、原案のとおり可決されました。

以上、令和８年第２回南河内環境事業組合議会定例会の報告とさせていただきます。

○議長（村井浩二君）　次に、大阪南消防組合議会の報告を求めます。

西田議員。

○４番（西田いく子君）　大阪南消防組合議会についての報告を行います。

令和８年第２回大阪南消防組合議会定例会が６月１２日に開催されました。

会期は１日間と決定され、１３案件が提案され、全ての案件が原案どおり全会一致で

決しました。

初めに、議会運営委員会高田委員長から、定例会の運営について等の報告がありました。

次に、会議録署名議員の指名がありました。

次に、議長の選挙については、指名推選の方法により、河内長野市の桂議員が当選されました。

次に、会期は１日間と決定しました。

次に、報告第２号、損害賠償の額の決定について、報告第３号、大阪南消防組合行政手続条例の一部改正について、報告第４号、大阪南消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について、報告第５号、大阪南消防組合職員の旅費に関する条例の一部改正について、報告第６号、令和７年度大阪南消防組合一般会計補正予算（第４号）について、以上５件が理事者から専決処分したとの報告があり、全会一致で承認されました。

次に、報告第７号、令和７年度大阪南消防組合一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について報告があり、全会一致で承認されました。

また、議案第９号、消防ポンプ自動車ＣＤ－Ⅰ型水槽付３台、議案第１０号、はしご付消防ポンプ自動車３５メートル級１台、議案第１１号、災害対応特殊救急自動車及び高度救命処置用資機材２台、議案第１２号、ＬＥＤ照明設備一式、議案第１３号、防火服一式８４着、以上５件の財産の取得について全会一致で可決されました。

次に、議案第１４号、大阪南消防組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、丸岡耕平氏の選任が全会一致で同意されました。

次に、議案第１５号、大阪南消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについては、藤井寺市の片山敬子氏の選任が全会一致で同意されました。

次に、一般質問は、河内長野市の駄馬中議員から、１、人事の昇任・昇格について、２、分担金の経費負担割合についての質問がありました。

以上、令和８年第２回大阪南消防組合議会定例会の結果についての報告を終わります。

続きまして、行政視察について報告いたします。８月５日に愛媛県松山市消防局で指令センターの共同運用について、実際に指令センターを見学しました。翌６日には今治市での山林火災における広域受援・消防団連携の実績を学び、林野火災発生場所を視察しました。全国各地、また、世界中で災害が次々と起こっている中、経験から学び、日頃の備えが大切だということを改めて学ぶ研修となりました。

最後に、８月２２日、新潟市で開催された第５４回全国消防救助技術大会で近畿地区代表として出場した大阪南消防組合救助隊員チームが、引揚救助では残念ながら入賞を逃しましたが、障害突破で全国２位になりました。地域住民の命を守るために訓練を積み重ねておられる救助隊員の方々に敬意を払うとともに、全国２位の成績をたたえまして、報告を終わります。

○議長（村井浩二君）　次に私から、大阪府後期高齢者医療広域連合議会の報告をいたします。

令和８年第２回大阪府後期高齢者医療広域連合議会７月臨時会の報告。去る令和８年７月２４日に開催されました令和８年第２回大阪府後期高齢者医療広域連合議会７月臨時会につきましてのご報告を申し上げます。

今回の臨時会につきましては、６月１０日に同広域連合議会議員選挙が行われ、最初の連合議会の開催であったことから、議案審議の前に議長、副議長の選挙が行われ、議長に高槻市の吉田章浩議員、副議長に寝屋川市の岡由美議員が当選されました。

次に、議案の審議結果でございますが、まず、議案第９号、大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件については、識見を有する者に豊中市の瀧洋二郎氏、議会議員選出には松原市の藤林伸一議員の選任について同意されました。

次に、議案第１０号、大阪府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について同意を求める件については、いずれも泉大津市の西田直浩氏、溝口和彦氏並びに三井保夫氏の３名の選任について同意されました。

次に、議案第１１号、令和８年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）については、国の標準システム改修に対応させるため、大阪府後期高齢者医療広域連合独自のシステムを改修するため、市町村支出金の事務費負担金を財源に、総務費の電子計算費に９千９２９万６千円を増額し、また、令和７年度の診療報酬支払基金からの交付金の歳入額確定により、当該年度に受入れ超過となった額を返還するため、繰越金を財源に諸支出金の償還金に４億８千６３９万５千円を増額するという内容の補正内容で、原案どおり可決されました。

次に、議案第１２号、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による改正後の行政手続法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件については、デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による改正後の行政手続法が公布されたことから、これに対応するため、大阪

府後期高齢者医療広域連合行政手続条例及び大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の所要の改正を行うもので、原案どおり可決されました。

最後に、その他案件といたしまして、選挙管理委員及び補充委員の選挙があり、選挙管理委員には島本町の佐藤諭志氏、山田強氏、田中修氏、大内仁氏の４名、補充委員には同じく島本町の川口裕氏、谷川清氏、服部智子氏、松原美代賀氏の４名が当選されました。

令和８年第２回大阪府後期高齢者医療広域連合議会７月臨時会の結果報告については以上でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（村井浩二君）　日程第４、報告第８号、令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件、これを議題といたします。

本件について報告を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（東條信也君）　報告第８号、令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件について、ご報告並びに内容の説明を申し上げます。

本件については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により令和７年度決算に基づく健全化判断比率を、また、同法第２２条第１項の規定により資金不足比率を、それぞれご報告させていただくものでございます。

まず、一般会計を対象とした実質赤字比率並びに財産区特別会計を除く全会計を対象とした連結実質赤字比率については、前年度と同様、各会計の収支において赤字が発生していないことから、横バー表示とさせていただいてございます。

次に、実質公債費比率については、公債費は減少したものの、過去３年間の平均を用いて算出するため、前年度より０．１ポイント増加の４．３％となってございます。

また、将来負担比率につきましては、普通交付税の事業費補正に係る需要額算入見込額の減少などの影響により、前年度より１．６ポイント増加しましたが、マイナス６３．６％となることから、指標値が算定されないため、横バー表示とさせていただいております。

次の、下水道事業会計の資金不足比率につきましては、一般会計からの繰入金により資金不足が発生していないことから、横バー表示とさせていただいてございます。

参考といたしまして、それぞれの指標値の下に括弧書きにて本町に適用される基準値を記載してございますので、ご参照ください。

なお、本報告につきましては、次のファイルに意見書として監査委員の意見を付してございますので、併せてご参照ください。

以上、令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告とさせていただきます。

○議長（村井浩二君）　ただいま報告がありました。

以上で、報告第８号、令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件を終わります。

○議長（村井浩二君）　日程第５、議案第３６号、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について、これを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（木村厚江君）　議案第３６号、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についての提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

本改正は、医療法等の一部を改正する法律の施行に伴い、社会保険診療報酬支払基金法の一部が改正されることを受け、本年１０月１日以降、社会保険診療報酬支払基金の名称が、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に変更されるにつき、関係市町村と協議を行うにあたり、地方自治法第２９１条の１１の規定により議会の議決を求めるものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村井浩二君）　ただいま提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第３６号、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議については、福祉文教常任委員会に付託いたします。

○議長（村井浩二君）　日程第６、議案第３７号から、日程第７、議案第３８号まで、これら２件を一括議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（木村厚江君）　議案第３７号、太子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例中改正の件の提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

本改正は、予防接種事務のデジタル化により予防接種制度の充実を図ることを目的に予防接種法が一部改正されたことを踏まえ、必要な改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、番号法第９条第２項に基づき、本町が独自に利用する事務として、予防接種法で規定されていない任意接種の実施に関する事務を新たに追加するものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村井浩二君）　まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（鳥取勝憲君）　議案第３８号、太子町下水道事業の設置に関する条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、地方自治法の一部が改正されたことにより引用する条項にずれが生じたため、所要の改正を行うものでございます。令和８年９月２４日から施行するものでございますので、何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村井浩二君）　ただいま、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第３７号、太子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例中改正の件は、福祉文教常任委員会に付託いたします。

議案第３８号、太子町下水道事業の設置等に関する条例中改正の件は、総務まちづくり常任委員会に付託いたします。

○議長（村井浩二君）　日程第８、認定第１号から、日程第１４、認定第７号まで、これら７件を一括議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（上野賀子君）　認定第１号、令和７年度太子町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第６号、令和７年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまで６件の決算認定につきまして、一括して提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

令和７年度の一般会計をはじめ、各特別会計の決算につきましては、地方自治法第２３３条第２項の規定によりまして、去る７月２９日に本町監査委員の審査を受け、決算審査意見書のとおり、適正である旨の審査結果をいただいており、同条第３項の規定に基づき、議会の認定に付するものでございます。

なお、ご説明につきましては、令和７年度歳入歳出決算書において掲載いたしております会計ごとの実質収支に関する調書により、決算の結果のみとさせていただきたく、あらかじめご了承賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

初めに、認定第１号、令和７年度太子町一般会計歳入歳出決算認定についてのご説明を申し上げます。決算書の１８頁をお開き願います。歳入総額は７１億４千９７万５千９４８円、歳出総額は７１億１千５４万６千６６円、歳入歳出差引額は３千４２万９千８８２円となりますが、このうち翌年度へ繰り越すべき財源１千９４５万４千８１０円を差し引いた実質収支額が１千９７万５千７２円となり、全額を令和８年度へ繰り越すこととなります。

次に、認定第２号、令和７年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、２３２頁をお開き願います。歳入総額は１４億９千６２９万３９３円、歳出総額は１４億７千３９５万３７１円、歳入歳出差引額は２千２３４万２２円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は同額の２千２３４万２２円となり、全額、令和８年度へ繰越しとなります。

次に、認定第３号、令和７年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、２６６頁をお開き願います。歳入総額は４５８万５千１８０円、歳出総額は４１５万４千６１４円、歳入歳出差引額は４３万５６６円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額も同額の４３万５６６円となり、全額を令和８

年度へ繰り越すこととなります。

次に、認定第４号、令和７年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、２８６頁をお開き願います。歳入総額は７８万８千４６６円、歳出総額は６８万８千５０６円、歳入歳出差引額は９万９千９６０円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は同額の９万９千９６０円となり、全額が令和８年度へ繰越しとなります。

次に、認定第５号、令和７年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、３０６頁をお開き願います。歳入総額は１３億８千１５４万１千１４２円、歳出総額は１３億６千９９６万１千４８３円、歳入歳出差引額は１千１５７万９千６５９円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は同額の１千１５７万９千６５９円となり、全額、令和８年度へ繰越しとなります。

次に、認定第６号、令和７年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、３４２頁をお開き願います。歳入総額は３億２千７３６万５千９０６円、歳出総額は３億１千４２８万４千４８２円、歳入歳出差引額は１千３０８万１千４２４円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額も同額の１千３０８万１千４２４円となり、全額を令和８年度へ繰り越すこととなります。

以上、誠に簡単ではございますが、認定第１号から第６号まで６件につきましての提案理由並びに内容のご説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村井浩二君）　まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（鳥取勝憲君）　認定第７号、令和７年度太子町下水道事業会計決算の認定についての提案理由並びに内容をご説明申し上げます。

令和７年度太子町下水道事業会計の決算の認定につきましては、地方公営企業法第３０条第２項の規定に基づき、去る７月２９日に本町監査委員の審査を受け、別冊により配布させていただいております決算審査意見書のとおり、適正である旨の審査結果をいただいており、同条第４項の規定により議会の認定に付するものでございます。

令和７年度太子町下水道事業会計決算につきまして、収益的収入は３億１千８２９万３千２９５円、収益的支出は３億１千５６４万８千８４４円となっております。

次に、資本的収支ですが、資本的収入は１億２千３０６万９千４７５円、資本的支出では２億１千４１４万２千３５５円、差引き９千１０７万２千８８０円の不足額につき

ましては、当年度分消費税等資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

以上のとおり、令和７年度太子町下水道事業会計決算の認定につきまして監査委員の審査を経ましたので、地方公営企業法第３０条第４項の規定により議会の認定を求めるものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（村井浩二君）　ただいま、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ないようでございますので、質疑を終わります。

認定第１号、令和７年度太子町一般会計歳入歳出決算認定については、決算常任委員会に付託いたします。

認定第３号、令和７年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定について、認定第４号、令和７年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定について、及び認定第７号、令和７年度太子町下水道事業会計決算の認定についての３件は総務まちづくり常任委員会に付託いたします。

認定第２号、令和７年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第５号、令和７年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、及び認定第６号、令和７年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての３件は福祉文教常任委員会にそれぞれ付託いたします。

○議長（村井浩二君）　日程第１５、議案第３９号から、日程第１７、議案第４１号まで、これら３件を一括議題といたします。順次、提案理由の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（東條信也君）　議案第３９号、令和８年度太子町一般会計補正予算（第３号）の提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ６千３７５万６千円を増額し、総額を７３億４千２８４万３千円とするものでございます。

本補正予算の主な内容でございますが、まず、歳出につきましては、物価高騰対策に

要する経費のほか、前年度国庫補助事業等の精算に係る償還金などの予算措置を行っております。一方、歳入につきましては、歳出増額に伴う財源措置として、国・府支出金、繰入金、前年度繰越金及び町債で予算措置を行うとともに、財源調整として財政調整基金繰入金の増額を行っております。

以上のとおり本補正予算を提案するものであります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（村井浩二君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（木村厚江君）　議案第４０号、令和８年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ２千２３４万円を追加し、総額を１６億７９８万９千円とするものでございます。本補正予算の内容でございますが、歳出では、令和７年度交付金の確定に伴う返還金、また、前年度繰越金を基金に積み立てるため、財政調整基金積立金を増額いたしております。一方、歳入につきましては、令和７年度の決算余剰金の確定による繰越金の増額を行っております。

以上のとおり本補正予算を提案するものであります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

引き続き、議案第４１号、令和８年度太子町介護保険特別会計補正予算（第１号）の提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ２千２１万４千円を追加し、総額を１５億８千８２６万４千円とするものでございます。本補正予算の内容でございますが、歳出につきましては、介護給付費負担金等における令和７年度の国庫支出金の精算に伴う返還金及び介護給付費準備基金積立金の増額を行っております。歳入につきましては、介護給付費負担金等における令和７年度の支払基金交付金等の精算に伴う追加交付、前年度繰越金、一般会計からの繰入れ及び利子及び配当金の増額を行っております。

以上のとおり本補正予算を提案する次第であります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村井浩二君）　ただいま、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第３９号、令和８年度太子町一般会計補正予算（第３号）は予算常任委員会に付託いたします。

議案第４０号、令和８年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）及び議案第４１号、令和８年度太子町介護保険特別会計補正予算（第１号）の２件は福祉文教常任委員会に付託いたします。

○議長（村井浩二君）　日程第１８、議案第４２号、太子町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件、これを議題といたします。

本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。

町長。

○町長（田中祐二君）　議案第４２号、太子町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件の提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

現在、本町の固定資産評価審査委員会委員に就任いただいております池田宗弘氏におかれましては、本年９月２８日をもって任期が満了いたします。つきましては、同氏を引き続き委員に選任いたしたく、地方税法第４２３条第３項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、令和８年９月２９日から令和１１年９月２８日までででございます。

何とぞよろしくご同意賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（村井浩二君）　ただいま、提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

議案第４２号は、会議規則第３９条第２項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第４２号は、委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第４２号を原案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第４２号、太子町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、原案どおり同意されました。

○議長（村井浩二君）　これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を散会といたします。

なお、本会議の再開通知は省略させていただきますので、ご出席のほどよろしくお願いいたします。

本日はご苦労さまでございました。

（午前１０時５９分　散会）

【第２日】

令和８年　第３回太子町議会定例会会議録

令和８年９月１５日（火）　午前　９時３３分開会

◎出席議員（１０名）

１番	中　村　直　幸　君	６番	松　井　謙　昌　君
２番	斧　田　秀　明　君	７番	森　田　忠　彦　君
３番	岡　野　秀　子　君	８番	早　瀬　和　信　君
４番	西　田　いく子　君	９番	濵　地　知　英　君
５番	辻　本　博　之　君	１０番	村　井　浩　二　君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第１２１条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町　　長	田　中　祐　二　君	税務課長	上　野　賀　子　君
副町長	森　下　滋　夫　君	住民人権課長	小　南　紀　子　君
教育長	中　道　雅　夫　君	地域整備課長	木　下　明　紀　君
政策総務部長	東　條　信　也　君	観光産業課長	谷　内　優　太　君
まちづくり推進部長	鳥　取　勝　憲　君	環境農林課長	川久保　みのり　君
健康福祉部長	木　村　厚　江　君	子育て支援課長	田　村　尚　子　君
地域活性化推進担当部長	堀　内　孝　茂　君	福祉介護課長	胡　麻　千　代　君
教育次長	田　中　信　幸　君	いきいき健康課長	辻　野　剛　宏　君
秘書政策課長	小　南　考　弘　君	保険医療課長	川　村　和　美　君
企画担当課長	小　濱　健　一　君	教育総務課長兼学校給食C所長	武　部　勝　浩　君
総務財政課長	岡　本　啓　子　君	学務指導担当課長	光　野　公　翁　君
会計管理者兼会計課長	上　野　賀　子　君	生涯学習課長	辻　中　　一嘉　君
自治防災課長	小　路　展　裕　君		

◎議会事務局

事務局長	辻　本　知　也	書　　記	山　本　夕　芽

◎議事日程第２号

日程第１　一般質問

・役場前の防災公園拡張整備事業について問う……早瀬和信君

・「防災の日」命を守るための備えについて ……中村直幸君

・子ども医療費完全無料化を……西田いく子君

・災害に強いまちづくりを……　〃

・災害から住民のいのち・くらしを守れ……岡野秀子君

・太子町の情報発信体制について……斧田秀明君

・公共施設現況調査委託の目的・具体的内容と今後の取組について……松井謙昌君

・令和７年９月に締結された公有地売買契約の相手方のこれまでの状況について……　〃

・公園への非常用トイレの整備について……　〃

・学校給食における食品ロスの現状と対策について……辻本博之君

・老朽化が進む道の駅の今後の課題について……　〃

・持続可能なごみ処理体制と広域連携について……濵地知英君

（開会　午前　９時３３分）

○議長（村井浩二君）　皆さん、おはようございます。

本日、開会が機器の不具合の調整により遅れましたことを、私からおわび申し上げます。

本日は、一般質問で本会議を再開させていただきましたところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。

よって、これより定例会を再開いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は配布しておりますとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村井浩二君）　日程第１、一般質問を行います。

今回の一般質問通告者は、配布しております一覧表のとおり、８名の議員より通告を受けております。

それでは、通告に従いまして、順次、発言を許します。

まず、１番目、早瀬議員の質問を許します。

早瀬議員。

〔８番　早瀬和信君　登壇〕

○８番（早瀬和信君）　おはようございます。議席番号８番、なごみの会、早瀬和信でございます。通告に基づきまして、質問をさせていただきます。適切なご答弁、よろしくお願いいたします。

近年、国内外において、地震や豪雨などによる自然災害が相次いでいます。国内においても、令和８年熊本地震や関東地方での大雨による被害が発生して、また、少し前には太子町でも震度３の地震を観測しました。

南海トラフ地震の発生も懸念される中、近年では、線状降水帯による大雨災害も各地で発生しており、私たちもこうした災害を決して他人事とせず、いつ太子町で発生してもおかしくないという認識を持ち、平時から備えておくことが重要であると考えます。

また、これまでの大規模災害では指定避難所だけでなく、車中泊など様々な形で避難生活を送られる方も多く見られました。

こうしたことから、これらの防災対策においては、指定避難所の充実はもちろんのこ

と、車中泊避難を含め、多様な避難の在り方を想定した環境を整えていくことも重要であると考えます。

そこでお伺いいたします。現在、本町が進めている役場前の防災公園拡張整備事業について、町としてどのような課題認識の下で本事業を進めることとしたのか。その必要性と整備内容、これまでの経過、今後のスケジュールについてお聞かせください。

○議長（村井浩二君）　政策総務部長。

○政策総務部長（東條信也君）　防災公園拡張整備事業について、私のほうから答弁申し上げます。

近年、全国各地で地震や豪雨などによる自然災害が相次いでおり、本年におきましても各地で大きな被害が発生するなど、自然災害への備えの重要性を改めて認識しているところでございます。

こうした状況を踏まえますと、災害の発生そのものを防ぐことは困難である一方、平常時からできる限りの備えを進め、災害発生時の被害を少しでも軽減するとともに、避難された方々が安心して避難生活を送ることができる環境を整えておくことが重要であり、本町におきましても、様々な災害を想定し、防災・減災対策を着実に進めていく必要がございます。

こうした考え方の下、本町では、役場前の旧町立公民館跡地に防災機能を備えた公園を整備し、本年４月から供用を開始してございます。

この防災公園には、かまどベンチや防災パーゴラ、汚水貯留槽のほか、ソーラー照明などを整備しており、平常時には住民の皆様の憩いや交流の場として、また、災害時には避難者への対応や炊き出し、支援物資の配布など、避難生活を支援するためのスペースとして活用することとしております。

また、議員お示しのとおり、近年の大規模災害では、指定避難所で避難生活を送られる方だけでなく、在宅避難者や車中泊避難者など避難の形態も多様化しております。

特に、平成２８年の熊本地震では、災害関連死が地震による直接死を大きく上回っており、発災時に命を守ることはもとより、その後の避難生活における健康や生活環境を確保し、災害関連死を防いでいくという視点も重要であると認識しております。

加えて、国においても、令和６年６月に在宅・車中泊避難者等への支援の手引きが策定され、災害発生時に避難者及び被災者の状況に応じた支援を行える体制整備が求められているところでございます。

こうした多様な避難体系への対応や避難生活環境の確保という観点を踏まえ、本事業の整備内容といたしましては、発災直後の車中泊避難への対応をはじめ、仮設トイレやキッチンカー、入浴支援設備など、避難生活を支援するための様々な整備を速やかに配置できるスペースの確保や、防災機能の充実に必要な設備の設置を予定してございます。

また、災害対策の拠点となる役場庁舎や指定避難所である万葉ホールに隣接するという立地特性を活かし、現在の防災公園と一体的に活用することで、多様な避難体系や支援活動に対応できるよう、防災公園の拡張整備を進めるものでございます。

これまでの経過につきましては、令和５年度から、所有者の意向を尊重しつつ、将来を見据えた土地利用に向けた調査を行うとともに、行政利用の可能性やその活用方法について検討を進め、現在、当該事業に取り組んでいるところでございます。

今後につきましては、関係する土地所有者の皆様との協議を進め、用地取得に取り組んだ上で、設計、整備工事へと段階的に事業を進めていく予定としてございます。

なお、整備後は、現在の防災公園と一体的に活用し、平常時には住民の皆様に親しまれる公園として、災害時には、車中泊避難をはじめとする多様な避難形態や支援活動に対応するとともに、整備する防災設備を有効に活用できる空間として、役場周辺における防災機能の更なる充実・強化につなげてまいりたいと考えてございます。

○議長（村井浩二君）　早瀬議員。

○８番（早瀬和信君）　ご答弁ありがとうございました。

今回の事業について、防災機能を強化するとともに、平常時には公園として住民の皆さんに利用していただくという考え方やこれまでの経過、今後の整備に向けた方向性について理解いたしました。

一方で、私は、今回の事業について、単に防災公園を拡張するという視点だけではなく、もう少し長期的な視点から捉えることも必要ではないかと考えています。

今回の整備用地は、役場前という本町の中心的かつ重要な場所にあります。今後、人口減少が進む一方で、既存の公共施設の老朽化も進んでいくことが見込まれます。

そのような中、それぞれの公共施設を個別に建て替え、維持していくだけでなく、将来的には、施設の集約化や複合化など、公共施設全般の在り方について検討していく必要があるのではないでしょうか。

そうした視点に立てば、今回の役場前の用地取得と防災公園の拡張整備は、現在の防災上の課題に対応するだけでなく、将来の役場周辺の土地利用や公共施設の配置を考え

る上でも重要な意味を持つものと考えます。

そこでお伺いします。今回の防災公園拡張整備を将来の太子町のまちづくりの中でどのように位置づけておられるのか、また、将来的な公共施設の集約化や複合化も含め、役場周辺をどのようなエリアとして形成していこうと考えられておられるのか、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（村井浩二君）　町長。

○町長（田中祐二君）　再質問につきまして、私のほうからご答弁を申し上げます。

議員ご指摘のとおり、今回取得を予定しております土地は、役場に近接し、町の中心部に位置する本町にとって非常に重要な場所であると認識をしております。

今回の用地取得につきましては、先ほどご答弁申し上げましたとおり、防災公園を拡張し、車中避難をはじめとする多様な避難への対応や災害時に必要となる様々な支援活動のスペースを確保するなど、本町の防災機能を更に充実・強化することを目的とするものでございます。

一方で、今回の土地の取得にあたりましては、現在の防災上の課題への対応だけではなく、将来的な公共施設の在り方についても視野に入っております。

本町が保有する公共施設につきましては、今後、施設の老朽化が更に進むとともに、人口減少や少子高齢化など、社会情勢の変化にも対応していかなければなりません。

役場周辺におきましても、保健センターの老朽化が進んでいるほか、庁内には総合福祉センターをはじめ、今後数十年先を見据える中で、更新時期を迎える様々な公共施設がございます。

こうした公共施設については、それぞれの役割や利用状況、施設の状態などを踏まえながら、今後も個別に維持していくのか、あるいは、更新の機会を捉えて機能の集約化や複合化を図ることが望ましいかなど、様々な選択肢を検討していく必要があると考えております。

そのような中で、役場に近接するまとまった土地を町有地として確保しておくことは、現在の防災上の課題に対応するということだけではなく、将来的な公共施設の在り方や役場周辺の土地利用を検討していく上でも、一定の意義があるものと考えております。

今後も防災機能の充実を図りながら、公共施設全体の在り方や役場周辺の在り方について、中長期的な視点を持ってまちづくりを進めてまいります。

○議長（村井浩二君）　早瀬議員。

○８番（早瀬和信君）　ご答弁ありがとうございました。

今回の防災公園拡張整備については、現在の防災機能を更に充実させるという点で大変重要な事業であると考えております。

また、今回取得する土地は役場に隣接する非常に重要な場所でもありますので、当面は防災公園としてしっかりと活用していただくとともに、将来的には、公共施設の老朽化や更新時期などを見据えながら、役場周辺全体の土地利用について検討していただきたいと思います。

特に、今後の人口減少や財政状況を考えますと、全ての公共施設をこれまでと同じ形で維持していくことは難しくなってくると思います。そのため、施設ごとの役割や利用状況を十分に検証しながら、必要に応じて集約化や複合化なども選択肢の１つとして検討し、住民の利便性の向上と、将来にわたって持続可能な公共施設の在り方につなげていただきたいと思います。

今回の土地取得が防災機能の強化はもちろんのこと、将来の太子町のまちづくりにもつながる有効なものとなるよう、中長期的な視点を持って取り組んでいただくことを要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（村井浩二君）　これにて、早瀬議員の質問を終わります。

次に、２番目、中村議員の質問を許します。

中村議員。

〔１番　中村直幸君　登壇〕

○１番（中村直幸君）　議席番号１番、中村直幸でございます。通告に基づきまして、質問を行います。理事者各位におかれましては、明快なるご答弁のほどをお願いいたします。

９月初めの防災の日、このテーマに乗って、命を守る備えについてお尋ねをいたします。

まず、近年、線状降水帯による警戒レベル５、大雨特別警報への対応について、お願いいたします。また、町内の河川、ため池の対策について。町内の道路の高低差及び浸水・冠水についてのご答弁もお願いいたします。また、避難にあたって、高齢者・独居者への支援について。また、避難所における非常用電源の確保について、以上の質問をさせていただきます。

まず、近年発生した災害について申し上げますと、熊本地震は、令和８年７月２８日

火曜日午前４時２７分に発生し、気象庁はこの地震を令和８年熊本地震と命名いたしました。震源地は熊本県熊本地方マグニチュード７．１、震源の深さは約１０キロメートル、最大震度は７であり、１０年前の地震とほぼ同じ地域で発生しました。

前回は４月の春の時期でありましたが、今回は夏の最も時期的に暑い日に地震の発生となりました。被災された皆様にとっては、より一層厳しい避難生活や復興作業となったものと思います。

被災された方々に心からお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになりました方々に心よりご冥福をお祈り申し上げます。また、一日も早い復興・復旧をお祈りいたします。

一方、千葉県では、先月のことですが、８月の１３日から１４日にかけ、線状降水帯による記録的な豪雨が発生し、気象庁から大雨特別警報が発令されました。死者１３名、浸水被害は約４００棟に及び、特に千葉市や県北西部の市街地での大きな被害となりました。

千葉市では観測史上最大級の雨を記録しています。２４時間の雨量が３６７ミリメートル、１時間の雨量が１１５ミリメートル、１２時間で８月１か月分の平均降水量の約３倍に相当する雨量が検知されております。このような猛烈な雨となりました。

この雨により、市街地には排水機能を超える広範囲での冠水が発生しました。主な被害としては、千葉市では道路や住宅街が広範囲に冠水し、アンダーパスでは多数の車両が水没しました。また、河川の氾濫から各地で発生した土砂災害の危険も高まり、複数の地域で避難指示が出されました。そのほか、水道管の破損により一時的に１００戸で断水が発生するなど、千葉県内２１市４町に災害救助法が発令されております。

この豪雨は、２０１９年の房総半島台風以来とも言われる、千葉県における大規模な水害となりました。

続いて、同じように、福井でも、８月の２９日から３０日にかけ、発達した雨雲が停滞し、記録的な大雨となりました。特に福井市、坂井市、勝山市、大野市を中心に大きな被害が発生しました。

また、世界に目を向けますと、ネパールと中国の国境に位置するヒマラヤ山脈において氷河の崩落が発生し、現在も救助活動が続けられております。今回の崩落では氷河の約３分の１が崩落したのではないかとも伝えられております。

世界的な地球温暖化や気候変動に伴い、これまで経験したことのないような異常気象

が自然災害を各地に発生させています。

このような地球温暖化が進み、世界各地での氷河や氷床の融解によって海面上昇が進めば、我が国の低潮線や離島にも影響を及ぼす可能性があります。

それは、我が国の領海や排他的経済水域、いわゆるＥＥＺにも関する問題であり、海洋国家である日本にとって、決して無関係な問題ではないと考えます。

もちろん地球規模の災害全てをこの太子町に備えてくださいとは申し上げませんが、今申し上げました数々の事例を教訓として、町の命を守る備えを進めていただきたいと考えております。

そこで本題に入りますが、まず、線状降水帯、警戒レベルごとの対応について。

まず、線状降水帯とはどのような現象なのか、お尋ねをいたします。また、大雨洪水警報に警戒レベル１から５までの段階に応じて、災害情報が発生されます。それぞれの警戒レベルにおいて、町民がどう注意し、どのような備えや行動を取るべきか、併せて、それぞれの警戒レベルに応じて町としてどのような対策を行うのか、お答えをお願いいたします。

２番目の町内の河川、ため池の防災対策についてですが、町内の河川及びため池の防災対策は現在、どのようになっているのでしょうか。

河川については巡回等によって目視確認が可能であると思いますが、ため池については数も多く、監視には大変な労力を要するものと思われます。特に、山の上にある今池については、現在、どのような監視を行っているのでしょうか。また、水位や貯水量や管理について、遠隔監視や配水管、排水設備の遠隔操作などを活用することは可能なのでしょうか。現状と今の対応についてお答えをいただきますよう、お願いします。

３番目、町内道路の浸水・冠水対策についてですが、町内道路のうち高低差のある箇所や豪雨時に浸水冠水するおそれのある箇所について、どのような対策を講じているのでしょうか。

災害が発生してから資機材を運ぶのではなく、日頃から浸水・冠水の想定される箇所の近くに、カラーコーンや通行止めの資材を配置していくのも１つの方法ではないのでしょうか。危険箇所の把握と冠水の通行規制を含めた、町の対策についてもお答えをいただきたいと思います。

また、高齢者・独居者の避難誘導及び支援についてですが、避難にあたっての高齢者・独居者への避難誘導及び支援についてもお尋ねをいたします。

災害時は、自力での避難が困難な高齢者や障がいのある方、または独り暮らしの方々、誰がどのように把握し、安全な場所まで避難させることの問題があると考えます。この問題については、防災だけでなく、福祉など複数の所管に関するものと思われます。平時の対象者の把握、災害発生のおそれがある場合の情報伝達、実際の避難誘導、避難所への支援など、それぞれについて、所管ごとにお答えをいただきたいと思います。

避難所における非常用電源の確保について。

最後に、避難所における非常用電源の確保についてお尋ねをいたします。

福島第１原発の発電所の事故では、巨大な地震と津波により電源が失われ、原子炉を冷却するための機能が失われたことが深刻な事故へとつながったことであります。もちろん、原子力発電所と本町の避難を同列に論じることはありませんが、しかし、この事故から学ぶことの１つは、災害時における電源確保の重要性であると考えます。

地震や豪雨、台風などの災害によって停電が発生する可能性は常にあります。特に夏場の災害では、避難所の空調設備が、停電すれば、高齢者や乳幼児をはじめ、避難されている方々の生命や健康に直接影響するものと考えます。

また、照明、情報通信機器、携帯電話の充電、医療費など、現在の避難所運営において電力は欠かすことができません。

そこで、本町の指定避難所には、現在、どの程度の非常用電源が確保されているのでしょうか。発電機の設置状況、燃料の備蓄状況、停電時にどれぐらいの時間使用できるのか、そして、空調設備まで稼働させることが可能なのか、可能な限りお答えをください。

また、国から避難所における非常用電源の確保について一定の指針が示されていると思います。本町はそれをどのように反映しているのでしょうか。

災害はいつ起こるか分かりません。町がどのような備えを持っているのかを町民の皆様に知っていただくことも、災害の重要な１つであります。非常用電源を含め、本町の災害時に備えて、町民の皆様へ改めて周知する必要があるのではないでしょうか。

多くの質問をさせていただきましたけれども、一括してご答弁のほど、お願いいたします。

○議長（村井浩二君）　副町長。

○副町長（森下滋夫君）　防災の日を契機とした住民の皆様の命を守るための備えについて、順次、答弁申し上げます。

まず、①の線状降水帯と警戒レベルについてお答えいたします。

線状降水帯とは、次々と発達した積乱雲が列をなし、数時間にわたってほぼ同じ場所を通過または停滞することでつくり出される、長さ５０から３００キロメートル、幅２０から５０キロメートル程度の線状に伸びる強い降水域をいい、短時間に猛烈な大雨となり、土砂災害や洪水災害等の危険性が急激に高まる場合があります。

次に、警戒レベルに応じた避難行動と町の対応についてでございます。

国・府が示すガイドラインに基づき、本町では、河川氾濫、大雨、土砂災害に関する警戒レベルに応じて、住民の皆様に必要な避難行動を呼びかけるとともに、防災体制を整えております。

警戒レベル１では、町におきましては、気象情報を注視し、必要に応じて関係各課で情報共有を行い、住民の方は、最新の気象情報に留意し、災害への心構えを高めていただきます。

警戒レベル２では、町におきましては、気象情報等の収集を行い、今後の状況に応じた防災体制を確認し、住民の方は、ハザードマップなどで自らの避難場所や避難経路を再確認していただきます。

警戒レベル３では、町は警戒体制の事前配備を確立し、避難に時間がかかる高齢の方や障がいのある方、乳幼児をお連れの方などは、危険な場所から避難を開始できるよう、必要な避難所を開設するとともに、高齢者等避難を発令し、避難を呼びかけます。住民の方は、いつでも避難できる準備を整えていただきます。

警戒レベル４では、町は災害警戒本部を設置し、災害が発生するおそれが高まっていることから、危険な場所にいる方に避難指示を発令し、速やかに対象地域の全員へ避難を呼びかけます。住民の方は、安全な場所へ避難していただきます。また、町から避難指示が発令されていない状況であっても、気象庁のキキクルや河川の水位情報等を参考に、自ら避難の判断を行い、安全な場所へ避難していただきます。

警戒レベル５では、災害が既に発生または切迫している状況であり、必要に応じて町から緊急安全確保を発令いたします。住民の方は、避難所への移動がかえって命の危険を伴う場合は、自宅の２階など、その時点でいる場所よりも相対的に安全な場所へ移動するなど、命を守るための最善の行動を取っていただきます。

これらの警戒レベル情報は、防災行政無線やホームページ、公式ＬＩＮＥ等の様々な手段を活用して、住民の皆様の適切な避難行動へつなげていただくよう、迅速かつ正確

に情報発信をしてまいります。

また、平常時における住民の皆様への防災情報の周知については、広報紙、町ホームページ及び、今年度更新いたします防災ハザードマップを通じて周知してまいります。

次に、②の町内の河川・ため池の防災対策についてでございます。

町管理河川については、計画的な護岸等の維持管理に努めるとともに、台風接近前には事前確認箇所のパトロールを適宜行い、流下能力の確保に努めており、今後も平時からの適切な管理と災害時の迅速な事前確認を徹底して、万全の体制を整えてまいります。

また、ため池の防災対策についてでございますが、今池は山田地区の北今池及び南今池を指しており、それらは、通称北の筋、南の筋と言われる重ね池の１つで、農業用として重要なため池ですが、水量も多いため、過去から防災上の対応が取り沙汰されておりました。

このような中、この両ため池を含む２か所の重ね池につきまして、決壊した場合に想定される浸水範囲や浸水深及び洪水到達時間などをまとめたため池ハザードマップを作成し、ホームページ上に公表することで、広く住民の皆様へ周知・啓発を図っているところでございます。

また、ため池の日常管理につきましては、長年にわたり地域の水利組合の方々によって支えられてまいりました。しかし、近年、組合員の高齢化と人手不足が進んでおり、従来の管理体制をこのまま維持していくことは困難な状況に直面しております。

特に、近年の気候変動に伴い頻発する局地的大雨への対応で、水利組合は水害を防ぐため、ため池の状況を確認し、手動で排水ゲートの開閉操作や水位調整を行っております。しかし、大雨や荒天の中、高齢化が進む組合員が危険を冒して現地へ赴くことは２次災害を招く危険性が高く、作業にあたる方々の精神的、身体的負担は極めて大きいものとなっております。

管理に携わる方々の命と安全を守るためにも、人手だけに頼るこれまでの管理手法だけでなく、北今池に設置されているため池防災テレメーターの水位情報や、大阪府が管理する梅川橋の水位計の情報を活用した遠隔操作可能な排水ゲートなどについて、調査研究を検討していくことも、将来的には必要かと考えております。

いずれにせよ、ため池の防災・減災対策については、地域との連携を密にし、ハード・ソフト両面での備えの有効活用を図りつつ、安全、安心な暮らしを確保するため、ため池の適切な管理に努めてまいります。

続きまして、③の大雨時における町内道路の浸水・冠水対策についてでございます。

道路の浸水・冠水対策につきましては、これまで順次、排水機能の強化工事を実施しており、現時点で直ちに大規模改修を要する危険な箇所はないと認識しております。

しかしながら、近年の想定を超える局地的な豪雨においては、思わぬ箇所で冠水が発生する可能性もございます。

そのため、ご提言のありました事前対策や通行規制を含め、今後、対策が必要な箇所が確認された場合には、速やかにハード・ソフト両面から必要な措置を講じ、安全な道路通行確保に努めてまいります。

次に、④の高齢者・独居者等の避難誘導及び支援についてでございます。

本町における避難行動要支援者への取り組みにつきましては、本年６月の定例議会の一般質問でも答弁申し上げましたとおり、太子町避難行動要支援者支援プランに基づき、平常時の避難行動要支援者名簿の整備と、個別避難計画の作成を推進しているところでございます。

本町の対象者、約１千７００人のうち、基本名簿登録者は約１千２００人で、更に外部提供に同意いただいた同意名簿登録者は１１７人となっており、そのうち、現在７４人の方の個別避難計画の策定を完了しております。

これらの情報を、町会・自治会・自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団、社会福祉協議会など、避難支援を担う関係者で共有し、平時からの見守りや災害時の迅速な安否確認、避難誘導及び避難所での支援に努めることとしております。

その上で、災害発生時に避難した高齢者や障がいのある方など、一般の避難所での生活が困難で配慮を要する方々を適切に受け入れるため、福祉避難所である町立総合福祉センターへ町による移送を行い、指定管理者である社会福祉協議会と連携し、受け入れ体制の整備や必要な物資・機材の配布など、安心して過ごせる環境の確保に努めています。

続きまして、⑤の避難所における非常用電源の確保についてでございます。

国が示す避難所の生活環境の整備等に関する指針において、非常用電源の確保が強く求められており、本町におきましても、発電機２２台、ポータブル電源とソーラーパネル１９台を保有し、各種の町イベントで使用するなど、日頃から稼働状況の確認を行っております。

また、燃料の備蓄量につきましては、消防法による制限があるため、町内のガソリン

スタンドと、優先的に燃料供給を行ってもらえるよう、災害時の燃料供給等に関する協定を締結しております。

一方で、非常用電源の使用可能時間につきましては、発電機等の種類や使用する機器、負荷の状況、燃料の確保状況等によって異なることから、一律にお示しすることは困難でございます。

しかしながら、停電が長期化した場合にも必要な電源を確保できるよう、燃料の調達や機器の点検、整備を含めた体制の確保に努めており、必要時に町が管理する指定避難所に速やかに配備することとしております。

地区集会所等においては、現在保有している非常用電源では空調設備を稼働させるだけの容量を備えておりませんが、避難所となる町立小中学校の体育館につきましては、今年度にＬＰガスを活用した災害対応型空調設備を整備し、停電時においても冷暖房が使用できる環境を整えてまいります。

こうした設備や機器の配備に加え、初動体制に万全を期すため、日頃から公用車の燃料を一定量以上に保つ小まめな給油を全庁的に共有しているところであり、今後もこの取り組みを徹底してまいります。

最後に、災害に強いまちづくりを進めるためには、住民の皆様との情報の共有が不可欠でございます。議員ご提案のとおり、町の備えを今一度整理し、分かりやすく、繰り返し発信・周知することで、町全体の防災力・防災意識の更なる向上に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（村井浩二君）　中村議員。

○１番（中村直幸君）　副町長におかれましては、長い答弁、ありがとうございます。

先ほど答弁いただいた中に、私が２番目に申し上げました、ため池の防災についてですが、これは決壊ということになりますと、この太子町始まって以来の大惨事を想定しております。

そういったことで、常に管理体制をしっかりと取っていただいて、災害を予知できるものであれば、早くにやはり手を打っていただくということを強く要望させていただきます。

また、高齢者の避難ですが、昨年、いわき台で濁り水の事案がありまして、給水車が出動されて、各町内、いわき台での水の配給をしていただいたんですけれども、実際そ

れが、私自身もずっと最初からついておったんですけれども、やはり伝達をされていない、それとか、重い水を運んでいくことができない、こういった方が多数おられて、給水を受けに来られた方々が、「あそこのおばあちゃんが来てない」「ここのおじいちゃんが来てない」「あそこはどうなっているんだろう」「あそこは今、家が空いているよ」と、こういった情報を、給水車を待つ間に私自身も相当聞かせていただきました。

そういったことも含めて、やはり高齢者の方々に対する配慮、これについても今一度ご検討をお願いいたします。

それと、非常用電源のことですが、近くのガソリンスタンドでは、スタンド法というか、スタンドとしての法の規制もありまして、優先的に各行政に先に配布するというのが定められております。これはどこのスタンドでも一緒です。それと、相当な金額の補助金等を使って、発電機も備え付けられております。これは一般的な電灯ということではなくて、動力の電源でありますので、相当大きな設備が必要になっています。

しかし、私も数多くのスタンドに連絡を取ったんですけれども、地下タンクに恐らく３０キログラムから４０キログラムのガソリンないし灯油、もちろん軽油、そういったものも確保していますけれども、満タン時であれば、相当のことはいけますけれども、いつ災害が起きるか分からないという状況であれば、やはり、もう少ししかない状態で災害が発生すると、ガソリンスタンドにも燃料がないということも考えられます。

そういったことで、いわゆる燃料についての備蓄のほうも検討を重ねていただきたいと考えております。

そういったことで、今、裁判中でありますように、東京電力の、いわゆる福島の原発についても、現実は国が責任を認めておりません。現実は。東京電力には賠償責任があるという裁判が下っておりますけれども、あくまでも国は責任がないということで、９月の２日にもそういった判決が出ておりますけれども、やはり、国はその場所に原子力発電所を建設する許可を与えている以上は、その想定内に地震なり津波というのはあったはずです。ですけれども、東京電力は僅かな非常用電源、これが流されて、ああいう大惨事になったんですけれども、やはり１つは備えだと思いますので、やはり一つひとつに備えが必要なのではないかなと思っておりますので、そういったことも含めて、備えにこれでいいということはないと思いますが、何とか備えるだけのことはしていただきたいと考えております。

昔であれば、災害は忘れた頃にやってくるというのが昔の言い分であったんですけれ

ども、今は、忘れる暇もないほど、時間を置かずに次々と災害が発生しています。そういったことも踏まえて、しっかりと備えのほうを進めていっていただきたいことを強く要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（村井浩二君）　これにて、中村議員の質問を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。再開は放送にてご案内いたします。

（午前１０時２４分　休憩）

（午前１０時４０分　再開）

○議長（村井浩二君）　それでは、会議を再開いたします。

再開する前に、議員各位また理事者各位におかれましては、本町のまちづくりについての重要な会議でございます。緊張感を持って会議にあたってもらいますよう、よろしくお願いします。

それでは、会議を再開いたします。

次に、３番目、西田議員の質問を許します。

西田議員。

〔４番　西田いく子君　登壇〕

○４番（西田いく子君）　おはようございます。通告に基づきまして、１問目、子ども医療費完全無料化を求めて質問いたします。

こども家庭庁は、２０２５年４月現在での地方自治体が独自に実施している子ども医療費の助成制度の実施状況を、２０２５年１２月末にまとめました。

子ども医療費助成制度は、大阪府も含め４７都道府県全てで実施しています。年齢では１８歳まで実施しているのは、通院、１２都県、入院、１３都県、就学前までが通院、１７道府県、入院、１３府県でした。山口県和木町や河南町のように、大学生等に助成しているところもあります。

市区町村で見ると、窓口負担０は７６％にも上り、２０２６年度は８０％を超えることが予想されています。

大阪府は、残念ながら医療費助成ですから、無料ではありません。１か月最大２千５００円の自己負担が求められます。赤ちゃんでも受診すれば１回５００円、違う診療科、複数回の受診、子どもさんが２人、３人となれば、１人１か月最大２千５００円といえども、それだけで生活を圧迫する金額にもなります。

都道府県に先駆けて無償化に踏み切る自治体が年々増える中、大阪府内で初めて高槻市が令和７年４月から１８歳まで無料化を実施しています。

千早赤阪村の菊井村長は、選挙公約に掲げ、当選後の所信表明でも「子ども医療費は１８歳までの医療費完全無償化を実施してまいります」と明言しておられ、現在、無償化を検討していると聞き及んでいます。

自治体の努力で子どもの医療費に対する保護者負担を軽減する子育て支援が進む一方で、２０２７年３月からＯＴＣ類似薬の患者負担増が加わることになります。この新制度は、薬代の２５％が保険適用から外れ、特別料金として患者負担に上乗せさせられます。対象となる候補薬は、現時点で７７成分、約１千１００品目あり、解熱鎮痛薬ロキソニンや花粉症治療薬アレグラ錠などで、現時点では、難病患者や高校生年代までの子どもたちは特別料金の対象外とはしていますけれども、厚生労働省は、有識者検討会で具体的な運用方法をこれから詰めるとのことです。

医療費助成でも医療費無料化であっても、ＯＴＣ類似薬であるならば制度から外れてしまい、薬代が保険適用外として患者負担が今後、増えることになりそうです。

太子町の子ども医療費助成は、現在、１８歳まで拡充されていますが、１８歳まで無料にするには、これまで年度によって額に違いがありますけれども、大体約８００万円程度あれば無償化が実施できるとの数字を聞かせていただいております。

子育て支援に取り組む太子町として、子ども医療費無料化を進めるお考えはないのでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（村井浩二君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（木村厚江君）　子ども医療費の無償化について、私のほうから答弁申し上げます。

本町の子ども医療費助成事業は、小学校就学前で所得制限内の家庭の子どもを対象とする大阪府の乳幼児医療費助成制度に加え、太子町独自で所得制限を設けず、１８歳までの全ての子どもを対象に実施しております。

制度内容といたしましては、１医療機関当たり１日５００円の一部自己負担額で受診でき、同一の医療機関での一部自己負担額は、月２日、最大１千円を上限としております。

また、複数の医療機関を受診された場合の一部自己負担額の上限は、月２千５００円としております。

本町で子ども医療費の一部自己負担額の無償化を行った場合の財政に対する影響につきましては、令和７年１月から１２月までの診療実績に基づき試算したところ、新たに年間約８５０万円の財源が必要となります。

ご質問にありました高槻市では、令和７年４月診療分から１８歳までの子ども医療費の完全無償化が実施されたことは承知しております。

また、千早赤阪村に確認したところ、具体的な実施時期や対象者などについて、対応を模索している段階であるとのことでした。

一方で、国におきましては、子どもにとってより良い医療の実現や、限られた医療資源の適切な配分を目指すという考えも示されております。

ＯＴＣ類似薬を保険適用から外すなど、今後の医療保険制度改革に伴う保護者負担の影響などについても注視が必要ではございますが、本町といたしましても、限られた財源の中で、真に必要な医療を適正に受診していただくことが重要であると考えております。

今後とも、国・府、また、近隣自治体の動向を注視しつつ、子ども医療費助成のみならず、町全体として、効果的な子育て支援策の充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長（村井浩二君）　西田議員。

○４番（西田いく子君）　子ども医療費助成、これは住民の皆さんの粘り強い運動と、この住民の皆さんの願いを議会に届け、私たち日本共産党もどんどんどんどん増やしてこいということで、拡充を求めてきて、この論戦の中で、全都道府県で何らかの医療費助成ができて、対象年齢も拡充されてきました。また、無償化に踏み切る自治体も大きく広がっています。

なかなかお金のかかることですので、国として１８歳まで医療費を無償にするよう、これは強く要望していただきたいと思います。

近隣市町村の動向を見るということですけれども、河南町は、令和元年１０月１日から２２歳まで医療費助成を実施しております。千早赤阪村は、先ほど模索中とのことですけれども、令和９年度から実施できるよう準備を進めているとも聞いております。南河内地域２町１村未来協議会でいろいろなことは話し合っておられますけれども、近隣というよりも、この２町１村で話し合ってるんですから、この子どもの医療費助成について、太子町として、河南町や千早赤阪村に後れを取らないように考えてはいかがでし

ょうか。

町独自で始まった学校給食費無償化ですけれども、国が、５千２００円という上限はありますけれども、今年度から小学校の給食費無償に踏み切りました。太子町では、町独自で小学校給食から学校給食そのものを無償にしておりましたから、この国から小学校給食の無償分が入ってくるということですから、太子町が独自に出したお金が不要になったということです。そうであるならば、先ほど年間８５０万円程度ということでした。８５０万円を太子町が毎年出せない額ではないのではないでしょうか。

それと、先ほど国に強く求めてくださいと申しましたけれども、都道府県の努力も大切です。東京では、就学前までですけれども、医療費は無料です。沖縄では、中学生まで無料になっています。ここ大阪府は、先ほども部長のほうから答弁ありましたけれども、無償ではありませんし、就学前までの乳幼児までですし、所得制限も設けております。医療費の自己負担額の一部を助成するという、これは全国でも低レベルの制度設計となっています。

ここ大阪で他府県並みに無料にするには、大阪府の一般会計予算のたった０．０３％、１１億円出してもらうことで可能になります。ぜひ、大阪府に対して、低レベルの助成ではなく、せめて東京都並みに就学前まで無料にするなど、制度を拡充するように求めてください。

太子町では、幼小中給食費無償化、学校の教室、体育館のエアコン設置、トイレの洋式化など、教育環境を整備し、子育て支援を進めてまいりました。この子育て支援を更に強める施策の１つとして、子どもの医療費無償化をぜひ実施していただきますよう要望いたしまして、この質問は終わらせていただきます。

続きまして、２問目、災害に強いまちづくりを求めて、質問させていただきます。

太子町は、１４．１７平方キロメートルで、２０２３年１０月調べでの全国１千７４５市町村別で、面積が小さい、面積が狭いランキングで９６位。太子町は、町域の約４０％が山林、３０％が田畑、１０％に市街地があり、２０％をその他、雑種地や河川になっています。緑豊かな自然環境に恵まれたコンパクトにまとまった町が太子町です。

第６次総合計画を策定するにあたって行った住民のアンケートでは、定住志向を問うと、約６０％の人が「住み続けたい」というありがたい回答をしてくださって、この住み続けたい理由を聞くと、最も多かったのが「土地、家などがあるから」で、２番目は「自然が豊かで環境がいいから」との回答でした。

住民の皆さん、自然豊かな太子町に住み続けたい、これが願いであり、そのために太子町はどのようなまちづくりをするべきか、このことが問われています。

太子町には、児童生徒が通う学校、住民が生涯学習の場として利用する、太子の森や総合体育館、地域の人が集う集会所などがありますけれども、公共施設のうち、どの地区集会所も大きな改修が行われておらず、建築後３０年以上経過した建物や、現在の耐震基準に満たない施設も残されています。

そのため、太子町では、２０２６年度に将来のまちづくりの展望や方向性を踏まえ、中長期的な視点を持って公共施設をマネジメントしていくことを目的とした太子町公共施設等総合管理計画を策定し、２０２０年度には、太子町公共施設個別施設計画が策定され、また、文教施設を中心とした太子町公共施設個別施設計画も出されています。

先ほど、早瀬議員の中にもこのことについて触れられていたかと思います。

今回の９月議会では、災害対策を問う質問が多く見られますけれども、それだけ、住民の皆さんが太子町のまちづくり、災害対策はどうなっているのか、このことに対する関心が高いということの表れで、それが質問に表れているんだと思われます。

私もそういう意味で、今回この質問をさせていただいているわけなんですけれども、日本国内のみならず、世界中で地震や気候変動による大災害が起こっており、太子町の公共施設が災害時に機能するのかが問われています。

この太子町公共施設個別施設計画では、施設の劣化状況調査がなされており、劣化度が大きい施設の順位が点数で示されています。この計画はホームページでご覧になっていただけたらとも思いますけれども、ここには、３位に葉室の集会所、４位に畑の集会所、６位に太子の集会所、７位、春日集会所、９位、山田集会所と、ワースト１０に聖和台を除く大字集会所が名を連ねています。災害時の避難所になっている大字集会所の劣化度が大きい状況で、避難所の機能が果たせるのでしょうか。耐震化に問題はないのでしょうか。修繕、建て替えの計画はありませんか。この件はお答えください。

また、磯長放課後児童会施設は、普通教室が１９６４年で築６２年、特別教室棟が築５０年で劣化度が大きい施設の１位、山田放課後児童会施設は１９７４年、築後５２年で２位になっています。特に大規模地震が起こったとき、１年生から６年生までが長期休みにも通う放課後児童会が劣化度が大きい施設で、子どもたちの安全は守られるのでしょうか。

太子町公共施設個別施設計画では、中長期的な施設の在り方を示しているわけですが、

災害時の避難所でもある公共施設を、今後、どのように長寿命化の方針の下、維持管理していくのでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（村井浩二君）　政策総務部長。

○政策総務部長（東條信也君）　ご質問について、私のほうから答弁申し上げます。

本町では、人口減少や施設の老朽化に対応し、中長期的な視点で公共施設を適正に管理するため、議員お示しのありましたとおり、平成２９年３月に太子町公共施設等総合管理計画を策定しております。

この基本方針の下、事業時期の具体化や財政負担の平準化に向けて、平成３１年度に文教施設、令和２年度にその他の町有施設の太子町公共施設個別施設計画を策定し、運用の実効性を高めてまいりました。

更に、近年の社会情勢や行政状況の変化を柔軟に反映させるため、総合管理計画を令和４年３月に、個別施設計画を令和７年３月にそれぞれ改定し、計画に基づいた適正な維持管理に努めているところでございます。

なお、この個別施設計画における劣化度調査は、施設の築年数と屋根や外壁、受変電設備、給排水設備、空調設備など、建物や設備の劣化状況を調査し、点数化したものでございます。

このような劣化度調査を踏まえ、まず、地区集会所につきましては、近年、災害が多発する中、地域活動の拠点であるとともに、災害時の指定避難所として役割を担う施設であり、劣化度が大きいことについても認識してございます。

議員ご質問の耐震診断につきましては、旧耐震基準に当たる太子、山田、畑の各集会所について、本年度実施することとしております。その結果を踏まえ、危険度や緊急性が高い施設から大規模改修や建て替え等について今後の方針を検討するとともに、複数の地区集会所が同時に更新時期を迎えることがないよう、計画的に対応してまいりたいと考えてございます。

なお、躯体以外の修繕につきましては、毎年、各地区集会所から出てきております要望等を踏まえ、必要に応じて対応しているところでございます。

次に、放課後児童会につきましては、学校施設を活用して運営しており、山田放課後児童会及び磯長放課後児童会、共に両小学校の空き教室等を活用して運用しているところでございます。

従いまして、この２つの放課後児童会の維持管理及び長寿命化対策につきましては、

教育委員会が策定する文教施設の個別施設計画との緊密な整合を図りながら取り組む必要があると考えてございます。

個別施設計画における劣化度調査では、両放課後児童会ともに一定の劣化が見られる一方、耐震基準を満たした鉄筋コンクリートづくりの建物であり、目標耐用年数を８０年と設定しております。

今後、両放課後児童会が長期にわたり運営できるよう、施設に対する維持管理につきましては、不具合が生じる前に計画的に改修、修繕を行えるよう、両小学校の改修、修繕等の実施時期との整合を図ってまいります。

また、日常的な維持管理におきましても、児童の安全確保を最優先とし、エアコン等電気設備の不具合や扉・窓ガラスなどの破損に対しては、これまでどおり、迅速かつ適切な修繕を実施してまいります。

引き続き、教育委員会と連携を図り、保護者の皆様が安心して子どもを預けられ、子どもたちが安全に過ごせる放課後児童会の環境を維持・確保してまいります。

以上を踏まえ、公共施設全体につきましては、単に施設が古い、あるいは、利用が少ないということだけで判断するのではなく、それぞれの施設が果たしている役割や安全性、利用状況、更には、施設機能の集約や複合化の可能性も踏まえ、将来的な財政負担など、総合的に勘案しながら、必要な機能を確保し、適正な管理に努めてまいります。

○議長（村井浩二君）　西田議員。

○４番（西田いく子君）　公共施設管理計画でした。太子町公共施設個別施設計画、改定されたというお話もありましたけれども、これね、議会とかに説明はありましたでしょうか。私、これが最初できたときに、３月の末にぱぱぱぱっとできて、突貫工事でできたこの計画というのを見た記憶はあるんですけれども、そういうのを、教育委員会の評価でしたら、毎年のようにこのようになっていますというのがあるんですけれども、一度も説明を聞いた覚えがないんですけど。すみません。こういう大切なことは、やっぱり議員に知らせるとか、住民さんにもきっちり知らせる必要があるのではないかなと思っております。

大字集会所が避難所に指定されているのに、耐震化をこれからするということで、太子、山田、畑集会所の耐震診断を行うということをおっしゃっておられましたけれども、見てもう耐震いけると思っていますか。この耐震診断を行うのも無料ではないと思うんです。そういう意味では、見てどうなんやって、耐震が万が一いけていたとしても、利

用しやすいかって、高齢化の下、階段があって、そういう施設でいいのかということも含めて、一歩一歩かもしれませんけれども、１つ分かっているのに、やるという必要があるのかなということも思うんです。

それでも耐震工事をするのも１つですし、場所も含めて、建て替えも検討をしていっていただきたいと思います。

放課後児童会ですけれども、造りが鉄筋コンクリートなので８０年は大丈夫であるかのようにおっしゃっておられましたが、本当に地震の規模によって、災害はどのような結果を招くか分かりませんので、大丈夫だとは言い切られへんと思います。

ただ、倒れへんにしたってガラス、ガラスのことをおっしゃいましたからね、ガラスが割れて、子どもたちがけがしないように、それだったら、ガラスの飛散防止を貼るとか、そういう対応をするとか、災害対策はちゃんときっちり取っていただきたいと思います。

太子町地域防災計画では、想定される地震に、上町断層系や南海トラフなどが挙げられていますけれども、中でも、太子町では、中央構造線地震での避難所生活者数が最大３４５人との想定人数で、被災者数も最大で１千１８９人になっています。

この被災者に対して、大字集会所や学校施設、万葉ホールや太子の森などの避難所には２千７２０人が収容できることになっています。

２千７２０人のうち、学校施設は子どもたちの授業も再開したいですし、体育館に雑魚寝の問題もありますから、学校施設を使わない１千３００人を引いたとしても、太子町には１千４２０人が収容できるということになりますから、想定される避難民３４５人は、大字集会所でしたら、畳もトイレも炊事もできますから、この公共施設に避難してもらうのが住民にとってもいいのではないでしょうか。

ですので、大字集会所が避難所として安心して利用できるように、早急な対応を要望いたします。特に畑集会所はもう急ぐ必要があるのではないでしょうか。特別な手当てをお願いいたします。

また、太子町の施設ですけれども古民家があります。古民家ですから当たり前ですけれども、施設は老朽化しています。劣化してもいます。その施設に大道山本家住宅、叡福寺前山本家住宅が挙げられます。この２軒の山本家住宅の長寿命化計画、維持管理はどうなっているのでしょうか。どちらも古民家、普通に人が住んでいた家です。家は人が住んでこそ生きるもので、人気のなくなった家はネズミなどの害虫も心配ですし、住

民がいなくなると急に古ぼけてしまいます。大道山本家住宅のほうは、貸し館、入館者などで人の出入りがありますけれども、叡福寺前山本家住宅は、住民が利用できる状況にはありません。

令和６年６月定例会の所信表明で、「町へご寄附いただいた叡福寺前の国登録有形文化財山本家住宅等の文化財の保存、利活用の促進を進め、観光事業にも絡めながら、地域の魅力を一層高め、地域の歴史や文化を次世代に引き継いでまいります」、こう田中町長はおっしゃっておられました。

令和７年度には、ＮＩＰＰＯＮＩＡ事業で叡福寺前山本家住宅の今後の活用方法が考えられたわけですけれども、結局、機運醸成から始めることを求められた現在、今後、施設としてどのように運営していこうと考えているのでしょうか。答弁をお願いいたします。

劣化度が大きい施設の整備は急ぐべきだと思うのですけれども、令和６年度から道の駅整備事業が予算化されています。１９９７年建設の道の駅は、劣化度対策の優先度では「低い」に位置づけられています。２０１７年には増築し、リニューアルもしています。

また、この施設の位置づけも、道の駅は、本町の広域交流施設で、自動車利用者などを対象にした交流観光施設ですと書かれていますように、住民が利用し集う施設というよりも、対外的な施設という位置づけの交流観光施設です。それがなぜほかの劣化度が高い施設を飛び越えて、突然優先順位がぐっと上がって、検討しなければならない施設のメニューに上がってきたのでしょうか。

私もトイレの洋式化への要望は聞いていますが、劣化が進んでもいない道の駅が、なぜ整備が必要な施設になったのか、この間、何度かお聞きしていますが、何度聞いてもよく分かりません。機運が高まってきたからと、令和７年度、私たち日本共産党はちょっと置いておいたらいいのではないかと予算に修正動議をしましたけれども、１千１００万円の予算を上げながら全額使わずに流してしまったという結果から、どこに気運が生まれていたと考えたのか、本当にそうおっしゃってたんですけれども、結局やらなかったわけです。このことに対しては真剣に反省し、検証する必要があると思います。反省し、検証したことをお聞かせください。

また、１９８７年にできた給食センターは、その後、３度の整備を加えていますけれども、３９年が経過している施設です。６月議会の請願で、保護者の方はアレルギー対

応食を要望しており、太子町議会は請願を全会一致で採択いたしました。アレルギー対応できる給食センターをどうするのか、また、児童が減っているわけですから、災害対策にもなる自校式の給食も検討してもらいたいと思うのですけれども、この自校式の給食を考えることもなく、また、一度入札が不調に終わったということで、新たに予定価格、税抜１千１７１万円もの予算を組んで、太子町と千早赤阪村の給食センターの調査を業者に委託しようとしています。

太子町公共施設等総合管理計画は、南河内地域２町１村未来協議会や、南河内基礎自治機能充実強化協議会で議論していることに左右され、施設の整備計画が前後したり、変更されたりするのでしょうか。

道の駅も給食センターも突然検討議題に上がったように思います。その理由をお聞かせください。

太子町公共施設等総合管理計画を基に、施設の今後について、私はお尋ねをしてきたわけですけれども、太子町は、施設だけではなく、施設を建てることができる土地を持っています。９月議会では、役場周辺の土地２か所を購入する予定があるとの説明を受け、委託料が予算化されています。

一方で、向少路の土地の今後の利用計画はありません。取得を計画している土地、手つかずの土地、老朽化した施設の在り方など、今後のまちづくりを考えるには、高い委託料を払ってコンサルに頼む前に、もっと職員さんや住民の意見を聞くべきだと思うのですが、懇談会などを開いて意見を聞く気はないのでしょうか。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（村井浩二君）　政策総務部長。

○政策総務部長（東條信也君）　ご質問の、町が保有する施設や土地の今後の活用の考え方について、答弁申し上げます。

本町には、先ほど答弁させていただきました地区集会所をはじめ、ご質問にあります大道旧山本家住宅、道の駅、学校給食センターなど、それぞれ異なる役割を持つ公共施設があるほか、有効活用の検討を進めております太子旧山本家住宅がございます。

これらにつきましては、単に施設を維持していくということではなく、それぞれの施設が持つ機能や特性を活かしながら、今後のまちづくりの中でどのように活用していくことが望ましいかという視点が重要であると考えてございます。

まず、大道旧山本家住宅については、土曜日、日曜日及び祝日に開館し、一般の見学

者に公開するとともに、施設の貸出しを行うなど、一定の利活用を図っているところでございます。

一方、叡福寺前の太子旧山本家住宅の今後につきましては、教育委員会だけでなく、関係部局が連携し、どのような活用が本町にとって望ましいのか、地域への波及効果や事業の持続可能性を含めて検討を進めております。

いずれの施設におきましても、今後の活用方法に応じた建物の維持管理や改修の在り方について、整理・検討を進めてまいりたいと考えてございます。

次に、道の駅につきましては、施設の老朽化や設備の故障の増加、また、駐車場、休憩スペースの不足など、安全かつ円滑な運用を行う上で、複数の課題が顕在化してきております。加えて、道の駅に求められる役割は、開設当初の休憩施設から、地域活性化、観光拠点、農業振興、防災機能など多岐にわたるものへと変化し、本町の道の駅を取り巻く状況は刻々と変化してございます。

このため、本町としては、個別施設計画における劣化度対策の優先度は十分理解してございますが、道の駅を特産品や観光資源のＰＲ拠点として地域の活性化を担う重要な施設と位置づけており、その活性化が地域経済の底上げと特産品のフルーツを中心とした地域の農業振興につながるものと考えております。

次に、学校給食センターにつきましては、建設から３０年以上経過し、今後、老朽化に伴う維持管理経費の増加や、児童生徒数の減少による稼働率の低下が見込まれることから、学校給食を将来にわたって安定的に提供していくため、その効率的な運営の在り方を検討する必要があると考えてございます。

このため、南河内地域２町１村未来協議会において、太子町、河南町及び千早赤阪村が連携して検討を進めており、今年度は、特に本町と同様の課題を抱える千早赤阪村とともに、施設の建て替えや改修を行った場合の規模、立地、費用について、単独運営と集約化の双方の視点から調査を行うほか、配送ルートや食物アレルギー対応食の提供についても検討する予定でございます。

今後は、これらの地域調査結果を客観的な基礎資料とし、南河内２町１村における将来の給食センターの在り方について、広い視野の下で検討を進めるとともに、引き続き、住民の皆様に対しても、透明性を確保した開かれた議論を進めてまいります。

また、町有地につきましては、向少路では、その立地特性を活かした地域活性化に寄与する土地利用を検討するとともに、役場前の土地につきましては、先ほど早瀬議員に

答弁させていただいたとおり、既存の防災公園の拡張用地として取得を進めることとしてございます。

以上のように、町が保有する施設や土地につきましては、それぞれを個別に捉えるのではなく、その施設や土地が持つ役割や特性、立地条件などを踏まえながら、町全体のまちづくりの中でどのように活かしていくかという視点を持つことが重要であると考えております。

特に災害に強いまちづくりという観点からは、平常時における施設や土地の有効活用に加え、災害時にどのような役割を果たすことができるのかという視点も持ちながら、公共施設の安全性の確保や防災機能の充実を図っていく必要があると考えてございます。

今後も、本町のコンパクトな町域という特性を活かし、将来の行政需要や財政負担なども見据えながら、平常時と災害時の双方を意識した中長期的な視点によるまちづくりに取り組んでまいります。

○議長（村井浩二君）　西田議員。

○４番（西田いく子君）　いろんなことを検討を深めていますということでした。

何も考えていないと思わないんですよ。いろいろ検討しているということが、私たち議員にも見えないこと、住民さんにも見えないことが、先ほどのことでも突然という表現をしましたけれども、道の駅が何で急に、というような話になるわけです。

それで、位置づけ、さっきも言いましたけど、計画、管理計画であったら、「道の駅は本町の広域交流施設で、自動車利用者などを対象にした交流観光施設です」って、こう書いてるんですよ。そしたら、その文章を変えるべきではありませんか。そこは地域活性化にもつなげて、農業振興にもつなげる、そういう位置づけの道の駅をどうするのか、そうであっても、老朽化でいけば、まだまだ劣化度は低いところにあるけれども、だけど、この道の駅は住民の皆さんにとって本当に大切なものなので、優先順位を上げてやっていくんやと言わなあかんと思うんですけれども、私から見て、道の駅は住民の強い要望が本当にあったのかって、聞き取れてない自分が悪いかもしれませんけれども、それよりも、この止まったことによって怒りの声が届いたりしているのかしら。私、それもまた聞き取りができてないのかもしれませんけれども。つくるにあたっても強い思いを聞かせてもらえませんでしたし、今、頓挫したような状態でも何も言うてきませんし。

ですから、大阪府と協議・検討、こう書いてたんです。大阪府と協議・検討で始まっ

た事業は、住民さんからではなく、大阪府と協議・検討で始まった事業は、大阪府が興味を失うと動きが止まってしまう事業なんだなと私は思ったわけです。検討を深めているけれども、見えてけえへん中には、太子町みかん園の前の土地、その後の動きも、もう１年近くなると思うんですが、ちょっとそれもどうなっているのか分かりませんし、向少路の土地、これも寄付してもらって随分経つと思うんですけれども、時々何か資材置場にはなっていますが、太子町としてそれをどう活用するのか、このこともまだ分かりません。

大字集会所の在り方、議会でもいろんな決算や予算や質疑に上がってきても、手つかずのまま今日まで来ています。本当に現在の立地場所が、果たして避難場所としてふさわしいのか問われている集会所もあるんです。災害時の避難所に小字の集会所、それぞれ、私だったら磯長台の集会所なんかが目の前にあるわけですけれども、ここの使い方、このことは触れられていません。太子町として、自治会ごとにどう活用するのか、自治会に投げかけて考えてもらってもいいのではないでしょうか。

叡福寺前の山本家住宅です。ここは人が住んでいた民家ですから、人が出入りして換気することが大切だと思っています。閉め続けているくらいなら、先ほども害虫が出てくるのではないかということもありましたけれども、本当は住民さんに会議で利用してもらって、何だったらここでちょっと井戸端会議でもいいではないですか、その代わり、来たらちょっと掃除してねとか、見学してもらっていいからねとか言うて、利用してもらって、それだけで開けるじゃないですか。そういう開けるにあたってのボランティアを募るということもあってもいいと思います。利用してもらって、感想、意見などを聞かせてもらってはいかがでしょうか。あのままだったら、どんどんどんどん何か寂しくなっているように思うんです。

また、福祉避難所になっている福祉センターです。これは１９９１年に建ってるんですけれども、これも先ほど早瀬議員の質問の中で、また、答弁でも触れられていたかと思うんですけれども、この福祉センターが山の上でいいのでしょうか。

保健センターも老朽化が進んでいます。役場周辺の土地を購入する予定について、先ほどありましたけれども、まずは防災公園にしておいて、その後考えますだけれども、そうやって時間差を置くのも構いませんが、今後考えるのであるならば、そこに住民さん、どんな施設がいいですかと聞けばいいのではないですか。住民さんに聞いた上で、そして、検討を深めて、これでいいやろうと思って太子町が出したとき、住民さんにそ

れは困るって何回も言われているではないですか。生涯学習センター、駐車場を潰してつくるって、そこまで言って、住民さんが初めて知って、それでいいのかということで場所が変わったでしょう。聖和台の防災公園にトイレをつくりますと言って、それが出てきたら、それから住民さんに伝えたら、それは周辺の住民さんびっくりして、それを聞き取ってくれて、思いを酌み取ってくれて中止にしてくれてよかったんですけれども、先に聞けば、そういったに二度手間にはならなかったのではないかと思うことが、この間、太子町には多いような気がします。この点は改めていただきたいと思います。

第６次太子町総合計画や都市計画マスタープラン策定にあたっては、中学生や住民を対象としたワークショップ、また、総合計画審議会に住民さんを入れたりとか、パブリックコメントなどを開催しています。努力をしていないわけではありませんけれども、これだけでは住民に説明したというのは不十分です。

各団体の代表にお願いして審議会や協議会に参加してもらうだけではなく、もっと住民さんに中に入っていて、もっと広く住民さんが参加しやすいよう呼びかけることが大切だと思います。

町長はタウンミーティングをされています。こうやって住民さんの声を聞く場を持つということは大切だと思いますが、残念なことに、どうも参加者が少ないように聞き及んでおります。ここのタウンミーティングに、防災のこと、今言ったような避難所のことをテーマにして、住民にこのことで話し合おうと声をかけて集めていくのもいいと思いますし、大字集会所、なかなか手つかずにここでもきましたけれども、今後の災害時の重要な拠点となると思います。この大字ごとのタウンミーティングを開いて、行くのもありますし、来てもらうこともありますが、大きく大字で網をかけて、地区で網をかけてタウンミーティングを開いて、要望を聞くのもいいのではないでしょうか。

太子町の施設や太子町の土地、これをどう活用していくのか、この知恵は職員さんであり、住民さんが持っています。この知恵を存分に発揮してもらう、これが今、必要だと思っています。

太子町のことは、太子町の住民さんと一緒に考えていくことが大切です。自然豊かで環境がいい太子町に住み続けたい、こう考えている住民さんが半数以上、６割もいらっしゃるのですから、これをもっと増やすためにも、説明会、懇談会、タウンミーティングなど、住民さんから直接意見を聞き、町と住民の距離を縮め、地域のつながりを深める場を設けていただきたいと思います。

太子の森の予約方法で、随分住民さんが苦労しているというお話をさせていただきましたけれども、私たちが議会でこんなことがある、あんなことがあると言っても、中々現実として受け止めてもらえなかったところがあるんですけれども、そのサークルに参加している高齢の女性の方が、本当にもう予約するだけで夜寝られへんって、もうそういうことまで思っているという生の声を聞いていただいて、今、その予約方法を変えようとしていただいています。やっぱり住民さんの声を聞くということは、職員さんにとっても大切なことではないでしょうか。

いざというとき、災害に強いまちづくり、これを住民と一緒につくることを要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（村井浩二君）　これにて、西田議員の質問を終わります。

次に、４番目、岡野議員の質問を許します。

岡野議員。

〔３番　岡野秀子君　登壇〕

○３番（岡野秀子君）　議席番号３番、日本共産党、岡野秀子。通告に基づきまして、災害から住民の命、暮らしを守るための避難体制を求めて、質問します。もう私の前にも何人もの議員さんも同じことで、日本中の皆さんがそう思っておられると思います。質問も重なるかと思いますけれども、どうぞよろしくお願いします。

初めに、熊本地震、千葉県での豪雨災害など、全国各地で起こる災害で被害に遭われた方に心からお見舞い申し上げます。一日も早い復興を心から願っております。

さて、近年、地球温暖化による異常気象で、山林の大火事、猛暑続き、線状降水帯による豪雨や洪水などのリスクが高まり、大型地震も頻繁に起きています。今や世界や日本の各地で起きている大災害は決して他人事ではなく、いつどんな災害が身近に起こるかもしれないという不安と危機感が広がっています。

９月１日は、１９２３年（大正１２年）に発生した関東大震災の教訓を忘れず、災害に備えるために、防災の日と定められており、今一度、住民の皆さんと共に防災について考えたいと思います。

そこでお尋ねします。要配慮者の把握、避難所への誘導とサポート体制はできているのでしょうか。また、介護施設入所者の避難対策において、行政の関わり、連携はどうなっているのでしょうか。答弁をお願いします。

次に、避難所での生活環境は整えられているのでしょうか。能登半島地震や熊本地震

などで被災者が訴えていたのには、毎日パンと水が続く、避難所のスペースが狭くて動けない、床の上に雑魚寝では不衛生。また、高齢者の方は、起き上がるのに苦労する、ベッドを設置してほしい。また、女性の方は、特にトイレの数が少ないという悩みを訴えられておられます。そして、ペットを連れていってもいい避難所がない。お風呂にも入れず、何とかしてほしいなどの悲痛な声がありました。不便な日常生活を強いられ、避難所での生活が耐えられず、車中泊や半壊した自宅に戻り、不安な日々を送ったり、体調を崩したりしておられます。

自然災害は防ぐことはできませんが、備えることと起こった後の対策はできるのではないでしょうか。

いざというときに頼れる避難所は、平時にこそ入念な準備が大事です。一命を取り留めても、避難所生活の環境の劣悪さが災害関連死につながります。

ちなみに、２００４年の中越地震では直接死は１６人でした、関連死は５２人。そして、２０１６年熊本地震では、直接死は５０人、関連死は２２０人おられました。全ての人たちの命をつなぐための段ボールベッドなど、防災備蓄は万全でしょうか。安心、安全な避難所となるよう計画されているのでしょうか。

以上、答弁をお願いします。

○議長（村井浩二君）　政策総務部長。

○政策総務部長（東條信也君）　ご質問について、私のほうから答弁を申し上げます。

災害時において、自力での避難が困難な高齢者や障がいのある方々などの要配慮者の命を守ることは、避難行動支援の最重要課題であると認識してございます。

避難行動要支援者の把握や避難支援につきましては、先ほどの中村議員からのご質問に副町長より答弁申し上げたとおり、太子町避難行動要支援者支援プランに基づき、避難行動要支援者名簿の整備や個別避難計画の作成を更に進めるとともに、避難支援等を担う関係者と情報共有を行い、平常時からの見守りや災害時の安否確認、避難誘導及び避難所での支援に努めることとしてございます。

福祉施設等における避難対策は、法令等に基づき、避難確保計画の作成が必要となる施設については、各施設において計画を策定することとされており、町としましては、関係部局が連携し、必要な支援を行ってございます。

また、大規模災害時には、一般の避難所での生活が困難な要配慮者などを受け入れる福祉避難所を町立福祉センターに設けることとしております。

今後は、更に実効性のある避難誘導が行えるよう、個別避難計画の策定をより一層推進し、地域一体となったサポート体制の強化を図ってまいります。

次に、避難所の生活環境については、災害関連死を防ぎ、避難生活における尊厳を保つためには、避難所の環境設備が極めて重要であると認識しております。

本町では、あらかじめ指定緊急避難場所及び指定避難所を指定しており、指定避難所は１３か所、収容可能人数は２千７２０人となっており、避難者の安全なスペースの確保に努めております。

また、避難所における小さなお子様のいる方々への配慮として、可能な限り一般の避難スペースとは別のスペースを確保するなど、ゾーニングに配慮することとしてございます。

加えて、床の上での雑魚寝による健康被害を防ぐため、簡易ベッドやプライバシーを確保するための避難所用テントの備蓄・整備を進めるとともに、女性にも配慮した災害用トイレの確保や、衛生的な生活を保つための物資の備蓄にも努めております。

また、ペット同行避難についても、他の避難者との調和を図りつつ受け入れられるよう、避難所での受入れ方法やスペース確保などについて、引き続き研究・検討してまいります。

今後も、国が示す避難所の生活環境の設備に関する指針等を踏まえ、国、大阪府、近隣自治体などの動向を注視し、防災備蓄品の充実と、安全・安心な避難所となるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（村井浩二君）　岡野議員。

○３番（岡野秀子君）　ありがとうございました。

先日、６月の末頃やったかな、雨が降って、避難するようにという放送があったときに、近所の人に勧めたんですけれども、独り暮らしの方に避難所に行くことを勧めたんですけれども、「１人では行けないし、帰ってくることを考えると家にいたい」と言われました。送迎体制をつくるなど、安心して避難所に行ける体制を要望しておきます。

また、栄養バランスの取れた食事の提供、床の上での雑魚寝ではなく、先ほども回答いただきましたけれども、想定人数分の確保をしたベッドの数、そして、また、仕切りですね、テント、パーティションの設置を、特に、高齢の方は、早い段階で動ける環境整備を、そして、リハビリ専門職のサポートも必要です。また、誤嚥性肺炎にならない

よう手洗い、うがい、歯磨きができる設備も必要です。充実を求めます。よろしくお願いします。

なにより、高市首相は、国民の命と財産を守るのは国の究極の使命だと言います。ならば、災害への備えと救援、生活、なりわいの復旧・復興こそ、優先すべきではないでしょうか。諸外国に比べ、日本の防災対策はあまりにも貧弱です。イタリアでは６時間から４８時間で避難用テント、トイレ、ベッド、シャワーが整い、温かい食事が提供されます。また、台湾では、２０２４年の大地震の際、３時間後にはテント、ベッド、シャワーが整い、女性や特別支援者用の寝室が設置され、温かい食事が提供されました。

人災とも言える災害関連死を防ぐための対策を強化するよう、国に強く求めるよう要望しておきます。

次に、太子町の地域防災計画をみんなものに、ということで質問させていただきます。

太子町ではハザードマップを各家庭に届けていますし、防災計画もあります。でも、なかなか文字だけでは住民の防災意識を高めるのは大変だと思います。地域防災計画を住民みんなのものにするためにも、一方的な講義だけではなく、参加者の意見も出し合う学習の機会を。また、地区・地域ごとの様々な防災を想定した防災訓練の実施を。そして、防災ウオッチングの実施など、防災意識を高め、地域の防災力の向上になるような住民を巻き込む方策は考えられないでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（村井浩二君）　政策総務部長。

○政策総務部長（東條信也君）　議員ご指摘のとおり、ハザードマップを配布するだけでなく、住民の皆様が、自らの命は自らで守る、地域は自分たちで守るという自助・共助の意識を高めていただくことは極めて重要であります。

行政からの一方的な啓発にとどまらず、実践的かつ主体的な取り組みが求められていると認識してございます。

本町では、現在も、各地区や自主防災組織を中心とした防災訓練を支援しておりますが、今後は、更に一歩進め、自主防災組織等とも連携しながら、住民の皆様が主体的に参加できる防災訓練や啓発などに取り組んでまいります。

○議長（村井浩二君）　岡野議員。

○３番（岡野秀子君）　ありがとうございました。

防災ウオッチングは、一定の知識を持った人に同行してもらって、みんなで地域を見て歩いて、避難ルート、避難所、防災倉庫の場所、保管物の確認などをする機会を持っ

ていただけたらと思います。よろしくお願いします。

先ほども、庁舎前の避難公園のことについて質問があったんですけれども、私も声を聞いてるんです。庁舎前の防災公園の施設設備の案内と説明をしてほしいという声も上がっていますので、それもどうぞよろしくお願いします。

最後に、人道憲章と人道支援における最低基準、通称スフィア国際基準は、紛争や災害の被害者が尊厳のある生活を送ることを目的に定められた基準です。内閣府も、今後の我が国の避難所の質の向上を考えるときの指標としています。

２０１６年に起きた熊本大震災から１０年、また２０２６年7月２８日に震度７の大地震が起きました。猛暑が続く中、停電と断水が続き、エアコンの設置率も低い中、熱中症で命を落とすという痛ましい報道がありました。避難所にエアコン設置など、人命救助最優先の支援が急がれます。

憲法９条を持つ国でありながら、アメリカから他国を攻め入る１発７億円もするミサイルのトマホークを４００発も購入します。２千８００億円あれば、５千６００か所の体育館にエアコンを設置できます。

日本共産党は、災害関連死を防ぐ支援を早急にと、避難所の改善、健康面に配慮した食事の提供、給水支援、在宅・車中泊の人たちへの緊急支援など、命と健康、心のケアを守るための一日も早い対応を政府に求めています。

人命を守る対策は、被害が深刻化してからではなく、危機を予測し、事前に講ずるべきものです。１０年前の熊本大震災から何を学び、活かされたのかを検証し、今後の災害に活かさなくてはなりません。

地球温暖化、気候変動による災害の頻発性が今後も予測される中、国や自治体は住民の命と暮らしを守ることを、何より最優先に取り組むべきです。

今年１１月に防災庁が発足します。その防災庁の指示を受けて動ける自治体の組織、人員が必要です。

ところが、１９９０年代の後半から２０００年代にかけて、行政改革や民営化の波が押し寄せ、人員削減の動きが加速し、自治体では正職の職員が減らされ続けています。

先日、太子町で、９月９日ですが、レベル３の土砂災害警報が３時に発令され、職員さんは３時１５分に事務局に参集、早朝から避難所の準備、開設の業務に就いておられました。長引けば、役場の仕事もあり、大変です。災害対応を考える上でも、正職員を雇用しておくべきです。全住民の命と暮らしを守るためにも、正職員の確保を強く求め

ます。

世界中で起こっている災害が、テレビやネットを通じてリアルタイムで届きます。ネパールの映像は世界中に衝撃を与えました。地球温暖化対策は待ったなしです。夏の暑さは、命の危険を伴う暑さになっています。豪雨災害は命を奪い、都市の機能を麻痺させてしまいます。南海トラフ地震も遠くない未来に想定されています。防災が新たな局面を迎えていることは、今や列島に暮らす人々の実感ではないでしょうか。

災害で命を失わない国づくり、太子町を目指すことを求めて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（村井浩二君）　これにて、岡野議員の質問を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。再開は放送にてご案内いたします。

（午前１１時４８分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○議長（村井浩二君）　それでは、会議を再開いたします。

次に、５番目、斧田議員の質問を許します。

斧田議員。

〔２番　斧田秀明君　登壇〕

○２番（斧田秀明君）　議席番号２番、しなが会、斧田秀明でございます。通告に基づきまして、質問させていただきます。今回は、太子町の情報発信体制についての質問です。理事者におかれましては、適正なご答弁をお願い申し上げます。

太子町は、今年、町制施行７０周年という大きな節目を迎えました。実は、私も太子町と共に年を重ね、７０歳を迎えました。この７０年の間に、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化し、行政から住民の皆さんへの情報発信の在り方についても、大きく変わってきたものと思います。

私がこの太子町役場で働き始めたのは、今から約４５年前のことでして、役場庁舎は木造２階建てで、昔の中学校の校舎を使っており、台風が来ると、窓が飛んでいかないように板でくぎ打ちしていたのを覚えています。私の配属先は総務課で、初めての仕事は広報の制作でした。昭和５７年当時の広報は、毎月発行ではなく、２か月に１回発行でした。大きさも今の広報より小さく、Ｂ５サイズで枚数も少なく、緊急の情報は回覧板を回していたと記憶しています。

現在の広報紙の情報量は、当時のものと比べると何十倍も多くなり、即時性や連続性が求められ、現在の姿になっております。

それから、広報紙など紙媒体による情報発信が中心となりましたが、現在では、ホームページをはじめ、ＬＩＮＥやユーチューブ、インスタグラムなど、様々な媒体を通じて情報を得ることができるようになっています。

一方で、情報を受け取る側である住民の皆さんの年代や生活スタイルも様々であり、行政にはそれぞれの特性に応じて、必要な情報を分かりやすく確実に届けていくことが求められていると考えられます。

本町においても、長年にわたり、発行されている広報たいしをはじめ、社会環境や情報通信技術の変化に合わせて、様々な手法を取り入れながら情報発信に取り組んでこられたものと思います。

そこで、まず、広報たいしをはじめ、その他の情報発信も含め、これまで本町がどのような取り組みを進めてきたのか、その実績についてお伺いします。

○議長（村井浩二君）　政策総務部長。

○政策総務部長（東條信也君）　太子町の情報発信体制について、私のほうから答弁申し上げます。

町政情報の迅速かつ確実な伝達は、住民の皆様との情報共有を図る上で欠かせないものであり、本町行政における重要課題の１つであると捉えてございます。

こうした認識の下、本町では、町政に関する情報をはじめ、地域の魅力や暮らしに必要な情報を住民の皆様に分かりやすく、また、より身近にお届けすることを重要な取組の１つとして進めてまいりました。

まず、広報たいし、町広報紙につきましては、町政情報を住民の皆様にお届けする基本的な媒体として、毎月、全戸配布しており、町政の重要施策や日常生活に密着した多様な情報を住民の皆様の元へお届けしております。

また、その他の情報発信といたしましては、町ホームページにおいて町政情報や各種手続き、イベント情報などを随時発信しております。

更に、一刻を争う災害時等におきましては、防災行政無線による確実な伝達に加え、町ホームページや約２千５００人の方にご登録いただいている公式ＬＩＮＥも活用し、迅速な緊急情報を発信しているところでございます。

公式ＬＩＮＥは、平常時にも、スマートフォン等を利用されている世代をはじめ、多

くの住民の皆様へ必要とされる情報を適時適切にお届けしております。

また、近年重要性が増しております動画やＳＮＳを活用した広報活動におきましては、プロサッカークラブＦ.Ｃ.大阪との公民連携事業であります太子ＴＶや町公式ユーチューブを通じて、本町の魅力や地域の情報を広く町内外にＰＲしております。

加えて、住民参画による試みとして、広報サポーターの皆様の多様な視点から主体的に町の魅力を発信する公式インスタグラムの運用を進めるなど、多様な手法を組み合わせた情報発信に取り組んでいるところでございます。

○議長（村井浩二君）　斧田議員。

○２番（斧田秀明君）　ご答弁ありがとうございました。

これまで、広報たいしを基本としながら、ホームページ、ＬＩＮＥ、ユーチューブ、インスタグラムなど、時代の変化に応じて様々な媒体を活用し、情報発信の充実を図ってこられたことは理解いたしました。

一方で、近年はＳＮＳの普及などにより、私たちが情報を得る方法そのものが大きく変わっています。行政から情報を発信しても、住民の皆様に届かなければ意味がありませんし、情報があふれている時代だからこそ、何を発信するのかだけではなく、誰にどのように届けるのかという視点も、これまで以上に重要になってくるものではないでしょうか。

また、私は、これからの行政の情報発信には、単に町からのお知らせを伝えるという役割だけでなく、情報をきっかけとして町に関心を持っていただき、人と人、人と地域のつながり、更には、実際の行動やまちづくりにつながっていくような可能性もあるのではないかと考えております。

そこで、今後、住民の皆さんが求める情報をどのように届けていこうと考えているのか、また、情報発信をきっかけとして、町内外の人や地域資源などをつなぎ、まちづくりへとつなげていく新たな情報発信の可能性について、町の考えをお伺いします。

○議長（村井浩二君）　副町長。

○副町長（森下滋夫君）　それでは、私のほうから答弁申し上げます。

情報通信技術やＳＮＳの普及により、住民の皆様が情報を得る手段は大きく変化しております。

また、地域の魅力発信から災害等の緊急時における生命・安全に関わる情報提供まで、行政に求められる情報発信の役割も多岐にわたっております。

このような中、今後の情報発信につきましては、単に多くの情報を発信するのではなく、住民の皆様が必要とする情報を、必要なときに分かりやすく確実に届けていくことが、これまで以上に重要であると認識しております。

そのため、広報紙やホームページ、ＬＩＮＥ、ユーチューブ、インスタグラムなど、それぞれの媒体の特性を活かし、情報の内容や対象に応じた効果的な情報発信に取り組んでいく必要があると考えております。

一方で、これからの情報発信には、行政からの一方向の情報提供にとどまらず、住民や地域団体、民間企業、本町に関心を持つ町外の方々など、多様な主体との連携や共に価値をつくり上げる共創によって、その可能性を広げていくことが重要であると考えております。

更には、住民の皆様をはじめ、本町にご縁のある方々が互いに関わり合い、情報発信をきっかけとして、地域内外の人や資源がつながっていくような関係性を構築することで、情報発信そのものをまちづくりのきっかけとすることも重要であると考えております。

具体的な取り組み事例の１つが、ＶＴｕｂｅｒみかん先生との包括連携協定による共創型のプロモーションです。みかん先生との連携では、ユーチューブ配信やＳＮＳなどを通じ、継続的に本町の魅力を発信することで、単に本町を知っていただくだけでなく、ファン同士や一部の住民の方との間に交流の機運が醸成されてきております。

また、みかん先生との関わりをきっかけとして、町内の店舗や道の駅、寺院等が、ファンにとって本町を訪れる目的となる聖地的な交流拠点となるなど、情報発信を起点として、人と地域との新たな接点が生まれております。

更には、複数回来町されているファンが地域のイベントのボランティアスタッフとして活動に参加するなど、デジタル空間を起点とした新たな地域コミュニティが形成されつつあります。

このように、情報発信が、単に町の情報や魅力を伝えるだけでなく、地域外の人が地域に関わり、地域の新たな担い手となるという持続可能なまちづくりにつながる取組としての可能性を示すものであると考えております。

人口減少や担い手不足が進む中、地域の人材だけで地域を支えていくことには限界がある一方、デジタルを活用し、つながりを生み出す情報発信をすることで、これまで本町と接点のなかった方々にも地域の魅力を知っていただき、関わっていただく機会を創

出することが可能となります。

今後は、このような共創型プロモーションの考え方を１つのモデルとして、住民の皆様や地域団体、民間企業、更には、本町に関心を持つ町外の方々とも連携しながら、情報発信をきっかけとして、人と人、人と地域をつなぎ、新たな関係人口や地域の担い手を創出し、まちづくりにつながる取組を進めてまいりたいと考えております。

本町は、町制施行７０周年を１つの契機として、これまで培ってきた情報発信の取組を更に進化させ、住民の皆様に必要な情報を確実にお届けするという行政広報の基本を大切にしながら、「伝える広報」から「つながる広報」へ、そして、「町を動かす広報」へと発展させていくことを目指してまいります。

以上でございます。

○議長（村井浩二君）　斧田議員。

○２番（斧田秀明君）　ご答弁ありがとうございました。

情報発信というと、これまでは行政から住民の皆さんへ情報を伝えるということが中心であったと思います。もちろん、行政として必要な情報を正確に、分かりやすく、確実に届けることは、これからも基本であり、大切なことであります。

その一方で、ＳＮＳをはじめとする情報発信の手段が大きく変化する中でも、情報を一方的に届けるのではなく、情報をきっかけとして町に関心を持っていただき、実際に町を訪れたり、地域の人と交流したり、地域の活動に参加したりするなど、新たなつながりが生み出される視点も必要になると考えます。

ただいまの答弁にありました共創型プロモーションの考え方が、未来の太子町につながるヒントになればいいと私も考えています。

町制施行７０周年という節目を迎えた今、これまで積み重ねてきた広報、情報発信の取組を大切にしながら、住民の皆様に必要な情報を確実に届けるとともに、太子町の魅力を町内外に発信し、人と人、人と地域をつなぎ、まちづくりにもつながっていくような情報発信に今後も更に取り組んでいただくことを要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（村井浩二君）　これにて、斧田議員の質問を終わります。

次に、６番目、松井議員の質問を許します。

松井議員。

〔６番　松井謙昌君　登壇〕

○６番（松井謙昌君）　議席番号６番、たいしにぎわう会の松井謙昌です。通告に基づきまして、質問を行います。理事者におかれましては、適切なご答弁をお願いいたします。

私からは３点。１つ、公共施設現況調査委託の目的・具体的内容と今後の取組について。２つ、令和７年９月に締結されました公有地売買契約の相手方のこれまでの状況について。３つ、公園等への非常用トイレの整備についてお伺いいたします。

まず、初めに、公共施設現況調査委託の目的・具体的内容と今後の取組についてです。

ここに太子町公共施設等総合管理計画があります。議会の図書館にあるのがこのファイルで、こういう表紙がついています。総合計画のほうは、平成２９年（２０１７年）３月策定、令和４年（２０２２年３月）に一部修正というものであります。

この１頁に、計画の背景・目的として、「本町を取り巻く多くの公共施設等に関する課題に対し、町民と共にその課題に取り組み、まちづくりの将来計画を形づくるために本計画を平成２８年度（２０１６年）に策定しました」とあります。年で言うと、平成２９年３月に策定されました。

平成２８年度決算書には、計画策定業務委託料として約４６２万円と記載されています。約というのは１千円未満を切り下げるということですので、実際の記載は細かい額まで書かれてあります。

この前回の平成２９年３月に策定されました総合管理計画で実施されたと思われる公共施設保全調査、平成２５年度委託料ですが、そこに７３５万円と記載されております。

この計画の対象は町が保有する全ての公共施設等で、公共建築物とインフラ施設です。公共施設等の将来的な更新費用の推計について、平成２８年度から令和３７年度の４０年間を想定し、社会経済情勢の厳しい変化等を考慮し、中期的な視点に立ち、計画期間は平成２９年度から令和８年度の１０年間とされています。

そして、策定から５年が経過したことによる施設の現状を反映して見直しがなされ、令和４年３月にその一部修正がなされました。令和３年度の決算書には、計画策定業務委託料として約２９９万円が記載されています。

また、個別の施設ごとに具体的な対策内容、その実施時期、対策費用などについての実行計画として、太子町公共施設個別施設計画（文教施設）、計画期間は令和元年から令和１０年までの１０年間でありますが、令和元年３月に、そして、太子町公共施設個別施設計画（文教施設以外の公共施設）、計画期間として令和３年から令和１２年までの１０年間が、令和３年３月に、これは令和２年度決算書に、また計画策定業務委託料

として約３４８万円と記載されていますが、それぞれ策定され、共に令和６年３月に改定されています。これは、この中に文教施設とそれ以外の施設の個別計画が綴じられております。

現在の総合管理計画は令和８年度が最終年度であることから、向こう１０年間、すなわち令和９年度から令和１８年度までの１０年間を計画期間とする、次期太子町公共施設等総合管理計画を策定される、そのために実施する公共施設現況調査委託ということでよろしいでしょうか。

令和８年度当初予算に公共施設現況調査委託費として３千３０６万６千円が計上されていて、令和８年６月の入札結果公表によりますと、契約金額は２千４１６万７千円（税込み）となっています。約８９０万円の減額となっていますが、なかなかの金額ではないかと私は思っています。

策定されようとしている次期総合管理計画の具体的な内容、例えば、現総合管理計画の時点修正なのでしょうか。それとも、何か大きな違いがあるのでしょうか。その点もお聞かせください。

現総合管理計画の策定から約１０年が経過し、太子の森を除けば、公共施設の築年数は更に１０年経ったということになります。現総合管理計画において課題の解決に向けた具体的な取組があったのか、総合管理計画に関する基本方針、推進方針にうたわれております点検・診断、維持管理、修繕更新、安全確保、耐震化、長寿命化、統合・廃止・複合化、民間活力の導入などについて、どのような具体の取組があったのか、お聞かせください。

また、総合管理計画と２つの個別施設計画の計画期間がそれぞれ違っております。これらを１つにすることはできないものか、併せて検討していただきたいんですが、いかがでしょうか。

更に、今年度の調査委託の結果報告書を受けての今後の取組について、町としてのお考えをお聞かせください。

○議長（村井浩二君）　政策総務部長。

○政策総務部長（東條信也君）　公共施設現況調査等業務委託につきまして、その目的、具体的な内容並びに今後の取組について、答弁申し上げます。

本調査委託は、本町が所有する公共施設の劣化状況等を一元的に把握し、今後の効率的かつ効果的な維持管理に資することを目的としてございます。

本町では、先ほど来の答弁でもありましたように、公共施設を総合的かつ計画的に管理し、将来にわたる財政負担の軽減と平準化を図るため、太子町公共施設等総合管理計画を策定するとともに、その方針に基づき、施設ごとの具体的な対応方針や改修に係る実施時期等を定める個別施設計画を策定しております。

現計画の期間中におきましては、これらの計画に基づき、計画的に改修等を実施し、財政負担の平準化を図ってまいりました。

また、維持管理の基本方針に基づき、各施設の点検・診断につきましては、施設所管課において適切に実施し、維持修繕についても、個別施設計画に基づき着実に進めてきているところでございます。

具体的な取り組みといたしましては、令和４年度における公民館と観光交流センターの集約化による生涯学習センターの整備をはじめ、令和２年度から令和８年度における学校施設のトイレ改修工事、令和６年度には歴史資料館と役場庁舎の改修工事など、施設集約化と長寿命化に係る改修工事を計画的に進めてまいりました。

今回の現況調査は、これらの計画の見直しに向け、施設の劣化状況を把握し、今後の修繕の方向性や時期を検討するための基礎データとして活用するものでございます。

具体的な業務内容につきましては、対象となる３６施設において、現地での劣化度調査を行い、詳細な劣化度調査票を作成いたします。その結果を基に保全工事の優先度を判定し、各部位や設備の標準更新時期及び各施設の概算修繕費をまとめ、財政負担の平準化を検討いたします。

今後の取組につきましては、この調査結果を踏まえ、令和９年度から令和１０年度にかけて施設カルテの作成や長期修繕計画のシミュレーションを行い、具体的な整備の優先度や方針を決定してまいります。

議員ご指摘の計画期間の一本化についてでございますが、現総合管理計画の終期は令和８年度末となっておりますが、これを令和１０年度末まで２年間延長いたします。その上で、令和１０年度の改定時において、現在の文教施設とその他の町有施設の２種類に分かれている個別施設計画を１つに統合し、総合管理計画と個別施設計画の両計画の期間を、共に令和１１年度から１０年間に統一することとしてございます。これにより、両計画が緊密に連携した、より実効性の高い施設管理体制を確立してまいります。

なお、次期の総合管理計画につきましては、現在のところ、これまでの整備方針である機能維持と長寿命化を基本とした時点修正を予定してございます。

本町の大切な財産である公共施設を、将来にわたって安全かつ持続可能な形で適切に維持・管理できるよう、計画的かつ着実にこの取組を進めてまいります。

○議長（村井浩二君）　松井議員。

○６番（松井謙昌君）　次期総合管理計画は、現在のところ、機能維持と長寿命化を基本とした時点修正を予定されているとのことですが、時点修正するための計画策定に対しても、先ほど言いました約２千４１６万円をかけた現況調査が必要なんですね。

先ほども言いましたように、前回の平成２９年３月に、現総合管理計画を策定するにあたって実施されたと思われる公共施設保全調査、２５年度委託料７３５万円では不十分ということなんですよね。このことについては、引き続き見ていきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

次に、令和７年９月に締結されました売買契約の対象の公有地について、お伺いいたします。

１年前の令和７年９月の定例会で、当該土地の売払いについて公募型プロポーザル方式を採用した理由や、優先交渉権者の決定方法を質問いたしました。

その後、令和７年９月２９日にこの優先交渉権者と売買契約を締結されたわけですが、この１年、現地の様子を見てまいりましたが、現地では工事着工の動きが見られません。西側に隣接するブドウ畑の土地と一体的に利用されると聞き及んでいて、このブドウ畑のところは整地されました。ブドウの木の根元の伐根までされましたが、着手に向けて進んでいるとは思っております。

当該地の太子町公有地売却に関する購入者募集要領（公募型プロポーザル方式）では、買受者は、「売買契約を締結した日から起算して１年以内に提案した事業計画の内容に即した事業に着手しなければなりません。ただし、やむを得ず期限までに着手できない場合は、あらかじめ本町に書面にて承認を得なければなりません」と記載されています。

本件については、地域経済振興や雇用創出が見込まれ、工場建設や事業収益による固定資産税及び法人事業税の増収により、将来にわたり安定した税収確保等の効果が見込まれるとのことから、提案された価格が低価だった現契約者のほうに決定されているので、ずっと気になっております。

そこでお伺いいたします。これまでの売買契約の相手方の取り組み状況、そして、もしやむを得ない事情があってまだ着手できていないのであれば、本町に理由などを記した書面が提出されているのか、あるいは、これから提出されるのか、お聞かせください。

また、これまで町として相手方に状況などを適宜確認されてきたのか、それも併せてお聞かせ願います。

○議長（村井浩二君）　政策総務部長。

○政策総務部長（東條信也君）　ご質問について答弁申し上げます。

当該土地が位置する区域は、本町における企業誘致及び産業振興の重点区域に位置づけられており、地域経済への高い波及効果や、将来にわたる安定した雇用創出をもたらす事業展開が強く期待される区域となってございます。

そのため、当該土地については、単なる価格競争による売却ではなく、事業計画の具体性や地域社会への貢献度を総合的に審査する、公募型プロポーザル方式による購入者の募集を行い、その審査結果に基づき、令和７年９月２９日付で土地売買契約を締結したところでございます。

本契約におきましては、契約締結日から起算して１年以内に提案された事業計画の内容に即した事業に着手すること、また、やむを得ない事情によりこの期間までに着手できない場合はあらかじめ書面による承認を得なければならないことと規定しております。

議員ご指摘の事業者におけるこれまでの具体的な取り組み状況や、町としての状況確認についてでございますが、契約締結以降、事業者におきまして、事業着手に向け、開発協議の所管課である地域整備課との間で、複数回にわたり開発行為に係る事前相談を重ねるなど、着実に実務を進めてございます。また、売却担当課におきましても、事業の進捗状況や今後の詳細なスケジュールについて、適宜確認を重ねてまいりました。

現状の具体的な進捗といたしましては、一体利用を計画している西側に隣接する民間所有の土地について、本年９月上旬に当該事業所による取得が完了し、現在は開発設計に必要な地盤調査等を順次、進める準備を行っており、今年度内に開発許可に向けた事業協議を本町の関係課と行う予定であると聞いております。

このように、事業自体は確実に前進しているものの、隣接地との一体的な開発計画であること、また、施工会社など関係各機関との詳細な設計、工程調整に想定以上の時間を要していることから、当初の契約に定められた１年以内という期限内の事業着手が困難である見通しとなりました。

これを受け、事業者からは着手期限の延長を求める書面が本町に提出され、町といたしましても、隣接地の取得実績やこれまでの開発協議の進捗状況に鑑み、その妥当性、及び、今後の具体的なスケジュールを精査した上で、期限延長の承認を行ったところで

ございます。

本事業は、当初のプロポーザルにおいて見込まれたとおり、工場建設や事業収益に伴う固定資産税、法人町民税の増収など、将来にわたる安定した税収確保や地域経済の活性化、雇用の創出といった高い効果が期待される事業となってございます。

本町といたしましても、提案された事業計画が確実かつ速やかに履行されるよう、これまで以上に事業者と密な連携を図り、適宜、進捗状況の把握に努めてまいります。

○議長（村井浩二君）　松井議員。

○６番（松井謙昌君）　相手方の現在の操業地を、私も年に何回か見るようにしていますが、活気良く現地では操業されています。ああいった企業が早くこちらの太子町に来ていただくのであれば、私はいいことだというふうに思っております。したがって、相手企業が事業計画に即して現地で操業を開始されるよう、よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

次に、公園への非常用トイレの整備について、お伺いいたします。

令和６年９月定例会の一般質問で、当時の斧田議員、現在の副議長ですが、聖和台第１公園に防災機能を備えたトイレ設置の質問がなされました。それに対して町からは、同公園は災害時における近隣住民の緊急避難場所であり、防災機能を備えたトイレ設置に積極的に取り組む旨の答弁がありました。

一方、先ほど来から取り上げられていますように、令和８年４月に役場庁舎の道を挟んだ北側に防災公園が設置され、そこに非常用トイレ、マンホールトイレが埋設整備されました。

本町では、火災時の一時避難場所に選定されている公園、聖和台の第１公園、葉室公園、太子・和みの広場、薬師山公園などがありますが、このうち葉室公園、太子・和みの広場、畑の薬師山公園には通常のトイレが設置されておりますが、今後、こういった公園にも、順次、非常用トイレ、先ほどですと、汚水形貯蓄槽ですか、とおっしゃっていましたが、を整備していってはどうかと私は考えますが、町としてのお考えをお聞かせください。

○議長（村井浩二君）　政策総務部長。

○政策総務部長（東條信也君）　ご質問について、私のほうから答弁を申し上げます。

聖和台第１号公園への防災機能を備えたトイレ設置につきましては、過去の答弁におきまして、災害時における隣接住民の緊急避難場所としての重要性に鑑み、設置に向け、

積極的に取り組む旨をお答えしてきたところでございます。

災害時のトイレ対策につきましては、令和６年の能登半島地震における本町の災害派遣職員の報告からも、極めて重要であると認識しており、町としても、災害における下水道本管が被災した場合や、停電、断水が長期化した場合でも使用可能な災害用汚水貯留槽の整備を進める方針を決定し、今年度に聖和台第１公園において整備を予定しております。

この貯留槽は、災害時にマンホールの上に簡易便座やテントを設営し、緊急時のトイレとして使用するもので、貯水容量は約３千５００リットル、１日４００人の利用で約７日間対応可能な規模となります。地下に埋設するため、平常時は公園の利用を妨げることなく、災害時における避難者のトイレとして機能いたします。

この災害用汚水貯留槽については、議員のご質問にもありましたように、昨年度、役場庁舎前の防災公園においても整備いたしました。

災害時の非常用トイレの設置については、一定期間の避難生活を送る指定避難所への配置を基本としておりますが、今回の聖和台第１公園や防災公園のように、地域における防災上の役割や既存のトイレの状況などを踏まえ、必要に応じて整備を進めていくことも重要であると考えてございます。

議員ご提案の、通常トイレが既に設置されている他の公園への非常用トイレの整備につきましては、それぞれの公園の立地や利用状況、緊急避難場所としての役割、既存トイレの状況等を踏まえ、その必要について慎重に検討してまいります。

○議長（村井浩二君）　松井議員。

○６番（松井謙昌君）　今後、整備されるにあたっては、公園所在の地区や住民の皆さんの声を聞きながら進めていっていただくよう、お願いしておきます。

また、停電や断水が続いたり、長引いたりして、通常トイレが使えない場合もあり得ると思いますので、現にそういう事態が被災地では起こっておりますので、そういった際の対応をぜひ検討していっていただければと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（村井浩二君）　これにて、松井議員の質問を終わります。

次に、７番目、辻本議員の質問を許します。

辻本議員。

〔５番　辻本博之君　登壇〕

○５番（辻本博之君）　議席番号５番、公明党、辻本博之です。通告により一般質問をさせていただきます。理事者におかれましては、適切なご答弁をお願いいたします。

まず、初めに、学校給食における食品ロスの現状と対策について、質問をさせていただきます。

太子町では、現在、町立幼稚園、小中学校で給食が実施されていますが、学校給食の食品ロスの質問は、私自身、令和３年１２月議会におきましても一般質問をさせていただきました。今回は、その後の進捗状況をお聞きいたします。

学校における給食は、教育活動の一環として、児童生徒に栄養バランスの取れた食事を提供する制度です。

学校給食には、学校給食法という法律で７つの目標が定められています。「栄養たっぷりの食事で病気をせずに元気に成長する。正しい食事の選び方や体に良い習慣を身につける。みんなで楽しく食べ、仲良くなる力や協力する心を育てる。食べ物が自然の恵みだと知り、命や環境を大切にする。食べ物を作ってくれる人や運ぶ人の苦労を知り、働くことを尊ぶ。日本や地元に伝わる昔からのおいしい食文化を知る。食べ物がどうやって自分の手元に届くのかを正しく知る」とあり、子どもたちにとって、給食は単なる栄養補給だけでなく、給食を通し、様々なことを吸収できる大切なものです。

その一方で、直面する多くの課題があり、その中に、食品ロスと食べ残しの問題があります。

環境省の調査によると、学校給食から出る食品廃棄物は、児童生徒１人当たり、年間約１７．２キログラムに及びます。そのうち、食べ残しが約４割、７．１キログラム、調理残渣（皮や芯など）が約３割、５．６キログラムを占めています。全体的には年間約５万トンと推計されており、水分を多く含む残渣焼却には多くのエネルギーを消費し、二酸化炭素（CO_2）の排出や埋立地の圧迫などを引き起こし、環境への影響が深刻です。

CO_2問題は地球温暖化を引き起こす最大原因となっており、世界中で起こっている異常気象を少しでも減らすためにも、できることから始めることが大切です。

食べ残しが生じる主な原因については、好き嫌いや体格、食欲の差により量が合わない、給食時間が短いなどがあり、調理残渣の原因には、本来食べられる部分まで捨ててしまっていることが挙げられます。

太子町には、町立幼稚園、小学校２校、中学校１校が給食を実施していますが、残食

率はどのぐらいあるのでしょうか。また、削減のための対策はどのようなものでしょうか、お聞きいたします。

○議長（村井浩二君）　教育次長。

○教育次長（田中信幸君）　学校給食における残食の現状とその削減に対する取り組みについて、私から答弁申し上げます。

学校給食は、子どもたちの健やかな成長を支える豊かな食の提供にとどまらず、食に対する感謝の念や望ましい食習慣、ひいては環境配慮の意識を育む生きた教材として、極めて重要な役割を担っていると認識しております。

現在、給食センターにおきましては、１日当たり約１千１００食の給食を提供しており、栄養教諭や管理栄養士、調理員をはじめとする関係職員が緊密に連携し、安全・安心で、おいしく健康増進に良い、魅力ある給食づくりに日々努めているところでございます。

まず、給食センターにおける残食の現状についてでございます。

給食センターにおきましては、献立ごとに毎日の残食量を計量記録し、詳細な分析を行っております。

令和７年度における主菜・副菜・汁物のデザート類を除いた平均残食率につきましては、山田小学校で７．２％、磯長小学校で１０．６％、中学校で１０．５％となっております。各学校で年度ごとに多少増減はありますが、前年度に比べ、山田小学校で１ポイント増、磯長小学校で０．７ポイント減、また、町立中学校では１．５ポイント減となっており、これまで重ねてまいりました残食削減への取り組みが一定の成果につながっているものと考えております。

一方で、校種や献立ごとの傾向を分析いたしますと、中学校においては、おかず類の完食率が高い反面、パンや米飯の残食が目立つこと。また、小中学校を通じて汁物の残食が多く見られることなど、依然として解決すべき課題も明らかとなっております。

こうした現状を踏まえ、残食の削減に向け、ソフト・ハードの両面から多角的な取り組みを推進しております。

第１に、献立の工夫と提供方法の改善についてでございます。

給食センターと各学校が残食データの情報を迅速に共有し、残食の多かった献立については、食材の組み合わせ、味つけ、調理方法、更には１人当たりの提供量に至るまで、検証を重ねております。

これらの改善策については、各学校園の代表者やＰＴＡ代表で構成する献立作成委員会において協議を行い、園児、児童生徒の嗜好や発達段階に応じた、より食べやすい献立へと反映させております。

第２に、学校現場における食育と自発的な取組の推進についてでございます。

残食削減は、単に完食を強いるのではなく、園児、児童生徒が自発的に食品ロスの重要性を理解し、食べ物を大切にする心を育むことが重要であると考えております。

各小中学校におきましては、児童生徒による放送委員会が食育や給食に関する校内放送を実施しているほか、授業や学級活動を通じて、食品ロス問題を主体的に考える学習機会を設けるなど、子どもたちの意識改革を促す取り組みを展開しております。

第３に、調理現場における環境負荷低減への取り組みについてでございます。

給食センターの調理工程におきましては、野菜の皮やへたなどの廃棄部分を極力少なくし、可食部分を無駄なく使用する調理技術の工夫を行っております。

これは、食材資源の有効活用のみならず、残食や調理ごみの収集・運搬・焼却に伴う温室ガスの抑制に直結するものであり、カーボンニュートラルの実現に向けた環境負荷の低減にも大きく寄与するものと考えております。

今後におきましても、学校給食だより等を活用した家庭、地域への啓発活動や食育の推進を一層強化するとともに、綿密な残食分析に基づいた魅力ある給食づくりに努め、教育委員会、学校・園、給食センター、そして、家庭が一体となり、食品ロス削減と子どもたちの健全育成に向け、計画的かつ効率的な取組を推進してまいります。

○議長（村井浩二君）　辻本議員。

○５番（辻本博之君）　適切なご答弁ありがとうございました。

給食センターをはじめ、関係者、職員の皆様のたゆまぬ努力で太子町の給食の残食が減少傾向にあることに、心から感謝申し上げます。引き続き、子どもたちの成長を見守り、更なる残食削減の取り組みをお願いいたします。

次に、太子町における食品ロス削減の取組を通じ、家庭や町でできる食品ロス対策について、お聞きいたします。

他の地域でも、残食削減に様々な取組をしています。児童と共に食の大切さや食品ロスの影響を学び、意識や行動を変える、また、残食ゼロ運動に取り組んでいる地域では、各クラスの残食量を計量し、校内放送で情報を共有することで、食べ物を粗末にしない意識を高めています。量の調整や廃棄部分を減らす調理の工夫、準備時間を短縮してゆ

っくり食べる時間をつくるなど、学校は多くの対策を取られているかと思います。

しかし、食品ロス削減は学校だけの問題ではありません。今では、ＳＤＧｓの取り組みが世の中にかなり浸透してきましたが、私たちにもできる対策がもっとあることを理解し、実行する意識改革が大切です。

家庭では、必要な量だけ購入して食べ切る。外食では、適量を注文して、おいしく食べ切ることが削減のポイントです。家庭やお店、学校など、一人ひとりが少しずつ取り組むことで、食品ロス削減につながります。

個人で取り組むことは非常に重要ですが、自治体としても取り組めることはないのでしょうか。家庭に向けて町が行っている対策や、町全体が行っている食品ロス削減施策を教えてください。

○議長（村井浩二君）　まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（鳥取勝憲君）　本町における食品ロス削減に向けた取組について、ご答弁申し上げます。

食品ロスの削減は、ごみの減量化や温室効果ガスの排出抑制のみならず、限られた資源の有効活用という観点から、自治体としても取り組むべき重要な環境課題の１つであると認識しております。

そのような中、本町における具体的な取組といたしまして、主に周知啓発と、ご家庭でのごみ削減支援の２つの柱で進めているところでございます。

第１の周知啓発につきましては、食品ロス削減月間である１０月において、大阪府が展開する食品ロス削減キャンペーンと連動し、広報紙や町ホームページを通じて、住民の皆様に食品ロス問題への理解を深めていただくよう努めております。

第２のご家庭でのごみ削減支援につきましては、令和７年度から生ごみ処理機購入費補助制度を実施しており、事業開始２年目となる今年度は、現時点で６件の実績がございます。

生ごみ処理機は、家庭から出る生ごみを乾燥させることや堆肥化するだけでなく、生ごみそのものを大幅に減量することで、やむを得ず発生してしまった食べ残しや調理くずをただのごみとして廃棄するのではなく、資源化、減量化することで、水分の多い生ごみの処理負荷を減らすという点でも、極めて実効性の高いアプローチであると考えております。

更には、補助金の交付申請者に対し、食品ロスに関するアンケートを実施し、食品ロ

スに対する知識や日常的な取り組み状況の把握に努めるとともに、申請の機会を通じた意識啓発に取り組んでおります。

食品ロスの削減にあたりましては、住民一人ひとりの意識と行動が重要であることから、今後につきましても、大阪府との連携をはじめ、効果的な啓発手法やごみ減量施策について研究し、食品ロス削減の推進に努めてまいります。

○議長（村井浩二君）　辻本議員。

○５番（辻本博之君）　ご答弁ありがとうございました。

今、日本の食品ロス量は、年間約４７２万トンであり、１人当たり、おにぎり１個分を毎日捨てていることになります。食品ロスは地球温暖化など、地球環境に密接に関わる深刻な問題です。一人ひとりが正しい知識を得ることで、食品ロスに対する理解を深め、結果的には自分たちを守ることができます。

引き続き、食品ロス削減の推進をリードしていただきますようお願いし、この質問を終わります。

次に、老朽化が進む道の駅の今後の課題について、質問をさせていただきます。

太子町にある道の駅近つ飛鳥の里・太子は、１９９６年に開設され、約３０年がたちました。大阪では２番目に古い道の駅です。週末には新鮮な野菜や果物を求めて、多くのお客様が買い物に来られます。

また、道の駅の先にある二上山を訪れる登山客も、道の駅をトイレ休憩などに利用されています。

道の駅を管理している観光協会の皆様の日々の努力もあり、施設は清掃が行き届き、清潔に保たれていますが、利用客の皆様からは、もう少し休憩場所やトイレを気持ち良く利用したいとの声も聞かれます。

道の駅において、トイレは非常に重要なポイントの１つです。道の駅の快適な利用には、快適なトイレは欠かせません。

最近の道の駅は、単なる道路利用者のための休憩施設から、滞在・体験が目的のレジャー施設へと大きく変化しています。

道の駅は、地方から集まる観光客が太子町を知ることができる、言わば太子町の玄関のような建物です。太子町の良いところをたくさんの方々にアピールできる場所でもあります。

そのような施設が清潔感はあるが、新しくないトイレ、すぐ満車になってしまう駐車

場、せっかく遠くから来たのに、あっという間の滞在時間で終わってしまった。午後に買い物に来ても買うものがないなど、太子町に残念な思いを持ってしまわれることはとてもつらいことです。

老朽化というだけで壊れていないからこのままで大丈夫との考え方ではなく、利用者の要望や運営側の課題、道の駅の新たな魅力など、改めて考える時期が来ているのではないでしょうか。

トイレをはじめ、施設の老朽化の状況について、町としてどのように認識されているのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（村井浩二君）　地域活性化推進担当部長。

○地域活性化推進担当部長（堀内孝茂君）　道の駅近つ飛鳥の里・太子につきましては、開設から約３０年が経過し、設備などの経年劣化が見られることから、利用者の皆様に快適に利用していただくためには、適切な維持管理が重要であると認識しております。

一方で、議員のご質問にございましたトイレ棟は、大阪府が所管する施設であることから、大規模な設備の修繕や改修につきましては、大阪府においてご対応いただくこととなります。

現時点では、経年劣化は見られるものの、トイレの利用にあたっての機能的な不具合や衛生面での大きな問題が生じている状況ではないものと考えております。

また、本町が担っております日常的な清掃や環境整備につきましては、現在、太子町観光協会に委託し、日々の清掃や点検などを行う中で、利用者の皆様が快適に利用できるよう、環境の維持に努めているところでございます。

今後につきましても、大阪府や運営事業者と連携しながら、利用者の皆様が安心して快適に利用できる施設の環境整備の確保に努めてまいります。

○議長（村井浩二君）　辻本議員。

○５番（辻本博之君）　ご答弁ありがとうございます。

トイレの清掃も行き届いており、快適に利用できるよう環境を維持してくださっていることは十分理解しております。すばらしいことです。しかし、経年劣化は日々の清掃だけでは補い切れないのも確かでございます。

今や日本の家庭や公共施設の約９割が洋式トイレという中にあり、太子町の道の駅もバージョンアップが絶対に不可欠でございます。ぜひご検討いただくよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、施設の改修については大阪府との協議も必要だと思うが、そのための機運醸成を町としてどう高めていこうとしているのか、お伺いいたします。

先ほども申し上げましたとおり、道の駅がオープンして３０年という月日が経っています。近年起こっている自然災害には耐え得る状況なのでしょうか。需要と供給のバランスは取れているのでしょうか。バリアフリー化や社会的ニーズに対応できているのでしょうか。今こそ、皆が安心して利用できる、人にも勧められる施設が必要ではないでしょうか。

令和６年６月の定例会での町長の所信表明の中にこうあります。「町の観光行政の中心的な存在である道の駅近つ飛鳥の里・太子の機能強化も重要な課題です。太子町の道の駅は、地元の農産物や特産物が販売されており、町の魅力を発信する施設でありますが、設置から約３０年が経過し、整備の老朽化も否めません。その機能を強化することで、町の魅力を更に高めることができます。具体的な施策についてはこれからとなりますが、道の駅が町の情報発信基地としての役割を果たすことができれば、南河内フルーツロードを活かした農業・産業振興の施設とも相まって、高い魅力発信のツールとなると考えております」とあります。

この発信から約２年経っていますが、具体的な施策はどのようなものがありますか。

町の魅力を更に高めるため、町が率先して大阪府と協議することが必要となり、もっと積極的に、真剣に太子町の道の駅の現状を議論することが重要であると考えます。そのために、町としてどのように機運醸成されているのでしょうか。お答えください。

○議長（村井浩二君）　地域活性化推進担当部長。

○地域活性化推進担当部長（堀内孝茂君）　先ほどの議員のご質問にありましたように、令和６年６月の町長の所信表明でもありましたとおり、道の駅近つ飛鳥の里・太子は、南河内フルーツロードを活かした農業・産業振興、そして、本町の魅力を発信する情報発信基地として極めて大きな期待を担っております。

一方で、施設や設備の経年劣化など、今後の運営を考える上で対応すべき課題があることについても認識しております。

これまで本町といたしましては、道の駅の機能強化に向け、現状分析や課題抽出を行ってまいりましたが、施設の改善につきましては、大阪府との協議が必要となる部分もございます。

本町といたしましても、単に施設の維持・修繕という視点だけでなく、道の駅が本町

においてどのような役割を果たしていくべきなのかということを考えていく必要があります。

今後につきましても、地元住民の方々や出荷者、運営事業者など、関係する皆さんのご意見を伺いながら、地域に根差した施設となるよう、道の駅の活性化につながる取組に努めてまいります。

○議長（村井浩二君）　辻本議員。

○５番（辻本博之君）　ご答弁ありがとうございます。

道の駅は、地域のにぎわい創出を目的とした施設です。地元地域の皆さんが、「私の地域の自慢の道の駅に遊びに来て」と言える施設となるよう、積極的に大阪府と協議していただきたいと要望し、質問を終わります。

○議長（村井浩二君）　これにて、辻本議員の質問を終わります。

次に、８番目、濵地議員の発言を許します。

濵地議員。

〔９番　濵地知英君　登壇〕

○９番（濵地知英君）　議席番号９番、やわらかい、濵地知英でございます。通告により一般質問を行います。理事者の皆様におかれましては、適切なご答弁、よろしくお願い申し上げます。

持続可能なごみ処理体制と広域連携について。

１、南河内環境事業組合における清掃工場の現状と今後について。

まず、質問背景から述べます。今回、町内の事業者から事業系一般廃棄物の搬入について相談を受けたことをきっかけに、改めて本町のごみ処理について調べる機会がありました。相談の内容は、近隣にごみ処理施設があるにもかかわらず、区域が異なるため利用することができず、指定された清掃工場まで搬入することで移動時間や燃料費、また、人件費などが負担になっているというものでした。

当初、私は、事業系ごみの搬入に関する利便性の問題として調べ始めました。しかし、調べていく中で、これは単に近くの清掃工場に持ち込むことができれば便利になるというだけの問題ではなく、もっと大きな課題につながっているのではないかと感じるようになりました。

私たちは、普段家庭から出るごみを決められた日に出せば、回収していただけます。そして、回収されたごみは、清掃工場へ運ばれ、焼却され、その過程で生じた焼却灰な

どは最終処分されていきます。私たちは、この一連の仕組みを、ある意味では当たり前のものとして生活しています。

しかし、その当たり前を支えている清掃工場も永久に使い続けられるものではありません。

南河内環境事業組合第１清掃工場、第２清掃工場についても、これまで適切な維持管理や設備改修、老朽化対策などを行いながら、長年にわたる南河内地域のごみ処理を支えていただいているものと認識しています。

一方で、施設の老朽化が進めば、いずれ大規模な改修や施設更新について考えなければならない時期が訪れます。

そこでお伺いします。現在、第１清掃工場及び第２清掃工場について、供用開始からの経過年数、これまでの処理能力の推移、また、これまでに行われてきた主な老朽化対策や設備更新の状況はどのようになっているのでしょうか。

また、今後、どの程度の期間、現在の施設を安定的に稼働していけることを想定されているのか、施設更新も含めた今後の見通しについてお聞かせください。

○議長（村井浩二君）　まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（鳥取勝憲君）　まず、南河内環境事業組合における清掃工場の経過年数と処理能力の推移について、ご答弁申し上げます。

組合の処理施設は、昭和６０年７月３０日に現在の第１清掃工場が富田林に竣工し、その後、組合内人口の増加やごみ排出量の増加に伴い、処理能力が絶対的に不足する事態となったことから、平成１２年３月３１日に河内長野市において第２清掃工場が竣工いたしました。これにより、第１工場で３００トン、第２工場で１９０トン、１日当たりの処理能力、合計４９０トンの、現在の２工場体制が確立されたところでございます。

また、それぞれの供用開始から経過年数につきましては、本年をもちまして、第１清掃工場は４１年、第２清掃工場は２６年が経過している状況でございます。

そのような中、施設を長期にわたり安定的に稼働させるため、組合において適切な時期に大規模な設備改修が行われてまいりました。

まず、第１清掃工場におきましては、竣工から１９年が経過した平成１６年から１８年にかけまして、ダイオキシン類等の環境対策強化を含む第１回基幹的設備改良工事と建物の耐震補強工事が実施されました。更に、延命化のため、令和４年から令和６年にかけまして、第２回基幹的設備改良工事が実施されたところでございます。

第２清掃工場におきましては、平成３０年から令和２年にかけまして、第１回基幹的設備改良工事が実施され、施設の健全化が図られてまいりました。

これらの基幹的設備改良事業により、各施設の寿命は確実に延伸されております。

今後の組合の施設整備計画としましては、基幹的設備改良事業の実施により、それぞれ工事完了から概ね１５年程度の延命を想定しており、現在、第１清掃工場、第２清掃工場ともに、令和２０年頃に次の施設更新の時期が到来するものと考えられております。

本町といたしましては、住民の皆様の安定的な生活環境を維持するため、まずは、現有施設の計画的な維持管理と安定的なごみ処理体制の維持に協力したいと考えております。

また、令和２０年頃に見込まれる次期施設の更新計画につきましても、町の財政負担なども注視しながら、組合及び他の構成市町村と緊密に連携を図ってまいりたいと考えております。

○議長（村井浩二君）　濵地議員。

○９番（濵地知英君）　ご答弁ありがとうございました。

これまで様々な設備改修や適切な維持管理を行うことで、長期間にわたり安定したごみ処理を維持していただいていることに感謝いたします。

一方で、どれだけ適切な維持管理を行ったとしても、施設にはいずれ根本的な更新を考えなければいけない時期が訪れます。

ごみ処理は、住民生活にも事業活動にも欠かすことのできない基礎的な行政機能です。現在、安定して処理できているからこそ、施設が限界を迎えてから考えるのではなく、将来を見据えた検討を早い段階から進めていただきたいと思います。

特に、将来、第１清掃工場、第２清掃工場の大規模な更新について検討する際には、単に現在の施設をどのように延命するかという視点だけでなく、南河内地域全体として、将来どのようなごみ処理体制が望ましいのかという長期的な視点も持っていただきたいと要望いたしまして、次の質問に移ります。

質問２、災害時を含めた周辺自治体とのごみ処理に関する広域連携と、持続可能なごみ処理体制についてお伺いいたします。

先ほど申し上げましたように、今回の質問を考えるきっかけとなったのは、町内事業者からの、近隣にごみ処理施設があっても区域が異なるため利用することができないという相談でした。

もちろん、ごみ処理については、それぞれの自治体や一部事務組合が責任を持って処理しており、費用負担や施設能力など様々な課題がありますので、単純に区域を越えて自由に持ち込めるものではないことは理解しています。

しかし、一方で、大規模災害が発生した場合や、ごみ処理施設に重大な故障が発生した場合には、１つの自治体や１つの組合だけでは処理することが困難になる可能性があります。実際、大阪市、八尾市、松原市、守口市で構成される大阪広域環境施設組合では、２０２６年７月、ごみ搬入量が増加傾向にある中、施設の計画的な整備工事や故障による停止が重なり、ごみの貯留場所がほぼ満杯となる状況が公表されました。

組合だけでの処理が困難となることも想定し、大阪府を通じて、府内市町村に受入れの検討を求める協議が行われるなど、自治体の区域を越えた連携によって、ごみ処理を支える対応が取られています。

私は、このような事例は決して他人事ではないと思っています。広域連携というものは、困ったときだけ周辺自治体にお願いすることではなく、平常時から、互いの施設や処理能力、課題などについて情報を共有し、少しずつ連携を深めておくことが、非常時の強さにもつながるのではないでしょうか。

また、広域的に助け合える体制を構築することと同時に、南河内地域としても、自ら安定したごみ処理能力を確保していくことが重要だと考えます。

そこでお伺いいたします。現在、災害時や施設トラブルなどを想定して、南河内環境事業組合と周辺自治体、あるいは、ほかのごみ処理施設の間で、どのような広域連携や相互支援の体制が構築されているのでしょうか。また、将来にわたって安定したごみ処理体制を確保するため、平常時における事業系一般廃棄物の相互受入れの可能性なども含め、周辺自治体との連携を更に深めていくことについて、町としてどのようにお考えでしょうか。

○議長（村井浩二君）　まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（鳥取勝憲君）　災害時や施設トラブル時における、ごみ処理に係る広域連携や総合支援の体制についてお答えします。

本町が構成員となっております南河内環境事業組合におきましては、有事に備え、強固な相互支援体制を構築しております。

具体的には、平常時からの取り組みとして、大阪府下清掃施設長協議会や大阪府市町村清掃施設一部事務組合連絡会などのネットワークを通じ、府内の清掃工場の稼働状況

や処理能力に関する情報を常に共有し、的確に把握しております。

その上で、施設トラブルや緊急時に対応するため、隣接する柏羽藤環境事業組合との間において、施設の総合利用協力に関する協定を締結しております。この協定は、廃棄物処理法における維持管理基準に基づく施設整備や、点検期間中またはやむを得ない緊急事態により施設が利用できなくなった場合において、両組合の構成市町村が安定したごみ処理を継続できるよう定めたものでございます。

直近では、令和４年から６年にかけて、南河内環境事業組合第１清掃工場における基幹的設備改良工事が実施された際、この協定に基づき、本町で発生した家庭ごみを柏羽藤環境事業組合の処理場で処理を行った実績がございます。

更に、南河内環境事業組合とその構成６市町村、及び、柏羽藤環境事業組合とその構成３市の計１１団体との間で、ごみ処理広域化南河内ブロック内における災害廃棄物の処理に係る総合支援協定を締結し、大規模災害等緊急事態に備え、より広域的な支援体制を確保しております。

加えて、災害廃棄物等の処理につきましては、南河内環境事業組合とその構成６市町村及び民間処理業者である大栄環境株式会社との間で災害廃棄物等の処理に関する基本協定書を締結しており、官民一体となった支援体制を整えているところでございます。

次に、将来にわたる安定したごみ処理体制の確保に向けた、平常時における相互受入れの可能性を含めた周辺自治体との連携についてでございますが、ご承知のとおり、一般廃棄物の処理は、廃棄物処理法第６条の規定に基づき、発生した場所の市町村が自らの責任において計画的に処理することが大原則となっております。

本町におきましても、一部事務組合を組織し、法に基づき適正な処理体制を確立しているところであり、平常時に南河内環境事業組合構成自治体以外のごみを受け入れる、あるいは、他団体の施設へ本町のごみを搬入することには、法制度上や実務上において多くのハードルが存在いたします。

更に、事業系一般廃棄物の受入れにあたっては、その処理に要する経費に対する負担割合やごみの発生場所の特定作業など、現場レベルでの運用の難しさ、また、これまで施設の維持・建設費を負担してきた構成市町村の住民に対する公平性の担保といった整理すべき重要課題が山積しております。

一方で、令和６年の環境省通知が示すように、国や府は、人口減少に伴うごみ排出量の減少を見据え、将来的な廃棄物処理体制の維持と、温室効果ガス排出大幅削減に向け

た更なる広域化・集約化を促しております。

長期的な視点に立てば、施設の老朽化に伴う更新時期の到来や、脱炭素社会の実現に向けた取り組みなど、従来の枠組みを超えた広域的なアプローチを求められる局面が訪れる可能性も否定できません。

現時点では、南河内環境事業組合による適切な施設整備と計画的な運転管理、そして、関係市町村と連携したごみの減量化・資源化を最優先に推進していくことが、安定した処理体制を維持する基本であると考えておりますが、将来の環境変化や財政負担の最適化、更には、地球温暖化防止という大局的な課題解決に向けては、あらゆる可能性を視野に入れておく必要がございます。

したがいまして、将来的なごみ処理の在り方につきましては、現行の処理体制の安定化を最優先としつつも、国・府の動向を注視しながら、周辺自治体と歩調を合わせ、長期的、多角的な視点を持ち、脱炭素社会の実現と持続可能なごみ処理体制の構築に向けた研究、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○議長（村井浩二君）　濵地議員。

○９番（濵地知英君）　ご答弁ありがとうございました。

今回申し上げたいのは、単に事業者が近くの清掃工場を利用できるようにしてほしいということだけではありません。ほかの自治体にごみ処理をお願いすれば良いということでもありません。今回、１つの事業者からの相談をきっかけに、ごみ処理について調べていく中で、私自身、普段当たり前だと思っていたごみ処理について、将来にわたってこの当たり前を維持していくことの重要性を改めて感じました。

広域連携によって、自治体同士が互いに助け合える関係を構築していくこと、その一方で、南河内地域として自ら安定した処理能力を確保していくこと、この両方を進めていくことが、持続可能なごみ処理体制につながると考えています。

そして、もう一点、将来に向けて考えていただきたいのが、これからの廃棄物処理施設そのものの在り方です。

現在、ごみの焼却によって発生する熱を利用した発電も行われています。日本全体の発電量から見れば、ごみ発電の占める割合は決して大きなものではありません。

しかし、ごみ発電には太陽光や風力とは異なる特徴があります。ごみは私たちが生活している限り、地域の中で日々発生します。そして、そのごみは、いずれにしても処理しなければなりません。その過程で発生する熱を捨てるのではなく、電力や熱として回

収し、地域の中で有効に活用する。ここに大きな意味があるのではないかと考えます。

国全体として火力発電への依存を減らし、再生可能エネルギーや原子力など脱炭素電源を組み合わせていく流れが進む中で、今後は、ＡＩの普及やデータセンターの増加などにより、電力の重要性は更に高まっていくと考えられます。

その中で、ごみ発電だけで大きな電力需要を賄うことはできないとしても、地域で発生するごみからエネルギーを生み出し、それを地域で活用する考え方は、これまで以上に重要になってくるのではないでしょうか。

国においても、廃棄物処理施設を単にごみを処理する施設として捉えるだけでなく、そこで生み出される電力や熱を地域で有効活用し、廃棄物処理施設を中心とした地域エネルギーセンターを構築していくという考え方が進められています。

私は、これらの清掃工場には、ごみを処理するという本来の目的に加え、地域で生まれた資源からエネルギーをつくり、地域に還元する地域分散型のエネルギー拠点としての役割もより重要になってくるのではないかと考えます。

先ほどのご答弁では、第１清掃工場、第２清掃工場ともに、次の施設更新の時期については令和２０年頃が１つの目安になるとのことでした。まだ先の話になるかもしれません。しかし、これほど大規模な施設の在り方を考え、関係自治体で議論し、計画し、実際に整備するまでには長い時間が必要になると思います。だからこそ、施設が限界を迎えてから考えるのではなく、今の段階から将来の選択肢について議論を進めておくことが重要ではないでしょうか。

将来、第１清掃工場や第２清掃工場の大規模な更新について、具体的に検討する際には、現在行われているエネルギー利用を更に発展させ、南河内地域にどのような機能を持った施設が必要なのかという視点をぜひ持っていただきたいと思います。

これは特定の場所への移転を求めるものではありませんし、現在地での更新だけを前提とするものでもありません。南河内地域全体の利便性、災害時の強靭性、交通アクセス、環境面、財政負担、将来の人口やごみ排出量、そしてエネルギー利用や資源循環の可能性などを総合的に捉え、これからの時代にふさわしい施設の在り方を、広い視点から検討していただきたいと思います。

ごみを、単に処分するものとしてでなく、地域の資源として捉え、そこから生まれるエネルギーや価値を地域に還元していく、そのような視点を大事にしながら、今から将来を見据えた論議を進めていただくことを要望し、私の一般質問を終わります。

○議長（村井浩二君）　これにて、濵地議員の質問を終わります。

以上をもちまして、日程第１、一般質問を終わります。

本日の日程はこれで終了いたしました。

なお、最終本会議は１７日に再開させていただきます。再開通知は省略させていただいておりますが、ご出席のほど、よろしくお願いいたします。

これにて散会といたします。本日はご苦労さまでございました。

（午後　２時３０分　散会）

【第３日】

令和８年　第３回太子町議会定例会会議録

令和８年９月１７日（木）　午前　９時３０分開会

◎出席議員（１０名）

１番	中　村　直　幸　君	６番	松　井　謙　昌　君
２番	斧　田　秀　明　君	７番	森　田　忠　彦　君
３番	岡　野　秀　子　君	８番	早　瀬　和　信　君
４番	西　田　いく子　君	９番	濵　地　知　英　君
５番	辻　本　博　之　君	１０番	村　井　浩　二　君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第１２１条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町　　長	田　中　祐　二　君	税務課長	上　野　賀　子　君
副町長	森　下　滋　夫　君	住民人権課長	小　南　紀　子　君
教育長	中　道　雅　夫　君	地域整備課長	木　下　明　紀　君
政策総務部長	東　條　信　也　君	観光産業課長	谷　内　優　太　君
まちづくり推進部長	鳥　取　勝　憲　君	環境農林課長	川久保　みのり　君
健康福祉部長	木　村　厚　江　君	子育て支援課長	田　村　尚　子　君
地域活性化推進担当部長	堀　内　孝　茂　君	福祉介護課長	胡　麻　千　代　君
教育次長	田　中　信　幸　君	いきいき健康課長	辻　野　剛　宏　君
秘書政策課長	小　南　考　弘　君	保険医療課長	川　村　和　美　君
企画担当課長	小　濱　健　一　君	教育総務課長兼学校給食C所長	武　部　勝　浩　君
総務財政課長	岡　本　啓　子　君	学務指導担当課長	光　野　公　翁　君
会計管理者兼会計課長	上　野　賀　子　君	生涯学習課長	辻　中　　一嘉　君
自治防災課長	小　路　展　裕　君		

◎議会事務局

事務局長	辻　本　知　也	書　　記	山　本　夕　芽

◎議事日程第３号

日程第１　議案第36号　大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について（福祉文教常任委員長報告）

日程第２　議案第37号　太子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例中改正の件（福祉文教常任委員長報告）

日程第３　議案第38号　太子町下水道事業の設置等に関する条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）

日程第４　認定第１号　令和７年度太子町一般会計歳入歳出決算認定について（決算常任委員長報告）

日程第５　認定第２号　令和７年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（福祉文教常任委員長報告）

日程第６　認定第３号　令和７年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定について（総務まちづくり常任委員長報告）

日程第７　認定第４号　令和７年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定について（総務まちづくり常任委員長報告）

日程第８　認定第５号　令和７年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（福祉文教常任委員長報告）

日程第９　認定第６号　令和７年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（福祉文教常任委員長報告）

日程第10　認定第７号　令和７年度太子町下水道事業会計決算の認定について（総務まちづくり常任委員長報告）

日程第11　議案第39号　令和８年度太子町一般会計補正予算（第３号）（予算常任委員長報告）

日程第12　議案第40号　令和８年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）（福祉文教常任委員長報告）

日程第13　議案第41号　令和８年度太子町介護保険特別会計補正予算（第１号）（福祉文教常任委員長報告）

日程第14　議員提出議案第2号　奨学金金利急騰への救済策及び給付型奨学金の拡充を求め

る意見書（議員提出議案）

日程第15　閉会中の継続審査の申し出について

（開会　午前　９時３０分）

○議長（村井浩二君）　皆さん、おはようございます。

本日、第３回定例会の最終日を迎えたわけでございますが、各常任委員会におかれましては精力的にご審議いただきまして、厚くお礼申し上げます。

本日は全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。よって、これより会議を再開いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は、配布していますとおりでございます。

○議長（村井浩二君）　日程第１、議案第３６号から日程第１３、議案第４１号まで、以上１３件を一括議題といたします。

各議案は、去る９月１日の本会議において、各常任委員会に審査を付託しておりましたので、その結果を順次報告を願うことにいたします。

まず、決算常任委員長の報告を求めます。

森田議員。

〔決算常任委員長　森田忠彦君　登壇〕

○決算常任委員長（森田忠彦君）　おはようございます。決算常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

認定第１、令和７年度太子町一般会計歳入歳出決算認定について、政策総務部関係では、形式収支、実質収支、単年度収支、実質単年度収支、全て黒字であったものの、今後の不安要素はあるのかとの質疑がありました。令和７年度に引き続き黒字決算となり、財政規律は堅持できたと考えているが、依然、依存財源に頼った財政運営であることから、給食費無償化等の経費に充当している、自主財源のふるさと太子応援基金寄附金が減少していることが懸念点ということでした。

次に、ふるさと太子応援基金寄附金の減少要因についての質疑があり、ふるさと納税額及び寄附件数は令和４年度をピークに減少しており、主力返礼品であるマッサージ機が性質上リピートにつながりにくいことが要因の１つであると考えている。今後は新規返礼品の開拓や広告・周知の強化に取り組みたいとのことでした。

次に、ＤＸ推進アドバイザーの役割、専門的人材を職員として採用する予定についての質疑があり、情報システム等について専門的知識を持った人材をＤＸアドバイザーと

して令和７年度より業務委託しており、デジタル技術導入等の助言をもらっている。また、ＤＸの推進や各事業における専門的人材の確保が必要であることは認識しているが、本町の規模を考慮すると、事業ごとに一律に専門人材を確保できるかについては慎重に検討する必要があり、今後は任期付職員の採用などを含め、効果的な確保策について研究・検討を進めるとのことでした。

その他、消費税率見直しの影響、債券の運用方法、集会所整備事業補助金の使途等についての質疑がありました。

次に、健康福祉部関係では、重層的支援体制整備事業の相談窓口の体制や相談実績についての質疑があり、事業は、介護・障がい・子ども・困窮の４分野に分かれ、それぞれ相談窓口を設置しており、福祉介護課、子育て支援課、いきいき健康課で横断的に連携している。令和７年度には１件の困難事例について４回の会議を重ね、関係機関が伴走支援を行い、解決に導いたとのことでした。

次に、こども家庭センター「スマイルぽっぽ」の運用状況と相談実績について質疑があり、こども家庭センター「スマイルぽっぽ」は令和８年１月に開設し、児童虐待の防止を目的に、母子保健と児童福祉の一体的な相談体制の強化を行っている。具体的には、月１回の合同ケース会議にて支援方法の検討や情報共有の強化、サポートプランの作成や家庭相談員の増員による体制の強化を行っている。また、令和７年度の児童虐待相談件数は４９件とのことでした。

その他、高齢者緊急通報装置の利用状況、出産子育て応援交付金の申請実績、高齢者補聴器購入費助成の実績等についての質疑がありました。

次に、まちづくり推進部関係では、「たいしのってこバス」のルート変更の目的、費用及び停留所の改善についての質疑があり、令和７年１０月に利便性の向上を目的に路線やダイヤの変更を行い、バスのサイン変更等に係る委託料を執行した。また、停留所の改善については、地域公共交通会議の意見を基に改善できる点は検討していきたいとのことでした。

次に、新規就農育成総合対策事業の要件、これまでに自立した農家数について質疑があり、事業は独立自営就農時の年齢が原則４９歳以下の認定新規就農者であること、経営開始から５年後までに農業で生計が成り立つ、実現可能な青年等就農計画が承認されていることが求められる。新規就農育成総合対策資金の交付を受け自立した就農者は計６名で、現在も営農を続けているとのことでした。

その他、水防事業における備品購入の内容、電柱等の道路占用料の見直し、太子町の観光施設の状況等についての質疑がありました。

次に、教育委員会事務局関係では、非認知能力の取り組みについて質疑があり、幼稚園から中学校まで一貫で非認知能力の育成に取り組んでおり、全国学力学習状況調査では他者意識・自己有用感が全国平均を大きく上回っており、非認知能力を重視した学習規律の徹底及び温かい集団づくりの成果であると考えているとのことでした。

次に、給食における食材高騰による栄養価、質の低下への懸念及び給食費改定の検討状況について質疑があり、学校給食費については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、給食費を据え置くことで保護者の負担の軽減に努めてきたが、物価高騰が長期化し、現在の給食費基準のままでは栄養バランスや質の維持が難しい状況となっている。安定した学校給食を提供するために令和９年度に適正な給食費の改定を予定しているが、学校給食保護者負担補助金について無償化を継続するため、改正後においても保護者の実質的な負担は増えないと考えているとのことでした。

その他、支援学級及び通級指導教室の設置状況、３５人学級の導入状況、体育館空調設置後の放課後児童会の体育館利用等について質疑がありました。

討論においては賛成、反対それぞれの討論があり、採決の結果、賛成多数により認定することに決しました。

以上です。

○議長（村井浩二君）　ただいま、決算常任委員長から報告がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、総務まちづくり常任委員長の報告を求めます。

辻本議員。

〔総務まちづくり常任委員長　辻本博之君　登壇〕

○総務まちづくり常任委員長（辻本博之君）　おはようございます。総務まちづくり常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告します。

議案第３８号、太子町下水道事業の設置等に関する条例中改正の件については、審議において改正内容について質疑があり、地方自治法第２４３条の２の７が新設されたこ

とによる条文のずれに伴う改正とのことでした。審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

認定第３号、令和７年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定については、審議において、大雨や台風により土砂災害等の災害が発生した場合の復旧の在り方について質疑があり、被害規模によって手続きが異なるが、令和５年度の豪雨により南今池が崩落した際は、国の補助金を受け、残りを財産区及び水利組合が負担し、町が工事を行ったとのことでした。審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

認定第４号、令和７年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定については、審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

認定第７号、令和７年度太子町下水道事業会計決算の認定については、審議において、他市町村との比較において町における基準外繰入金への依存状況について質疑があり、大阪府内では基準外繰入金をゼロに抑えている市町村もある中、本町は基準外繰入金への依存割合が高い状況とのことでした。

その他、事業計画の見直し、下水道管の点検等について質疑がありました。審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（村井浩二君）　ただいま、総務まちづくり常任委員長から報告がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

斧田議員。

〔福祉文教常任委員長　斧田秀明君　登壇〕

○福祉文教常任委員長（斧田秀明君）　福祉文教常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

認定第３６号、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議については、審議において、電子カルテ導入等の医療ＤＸ推進において住民の個人情報は守られるのか、また、導入による医療機関の負担について質疑があり、国では医療ＤＸの推進にあたり、個人情報保護を強化する観点から、医療情報の取扱いに係る安全管理措置の義務

化、アクセス履歴の記録、第三者提供記録の厳格化等、個人情報保護のための制度整備が進められている。また、電子カルテ導入による医療機関の負担については国が中小医療機関向けの支援策を講じており、地域医療を損なわないよう配慮されているとのことでした。審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第３７号、太子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例中改正の件については、審議において、予防接種時にマイナンバーカードが使えることになることで住民の利便性は向上するのか、また、システムの変更等に伴う費用負担について質疑があり、マイナポータルにおいて接種記録がひもづけされることで自身の接種記録を確認できるようになり、利便性は向上すると考えている。また、システムについては国が整備するシステムを利用するため町のシステム改修は不要であるが、同システムへアクセスするためのデータアップロードが必要となるため、令和９年度に健康管理システムの改修を予定しており、費用は国庫補助を見込んでいるとのことでした。討論においては賛成、反対それぞれの討論があり、採決の結果、賛成多数により可決することに決しました。

認定第２号、令和７年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、審議において、財政調整基金を活用して実施している独自保健事業の具体的内容や実績について質疑があり、１６歳以上４０歳未満で学校・職場等で検診を受ける機会のない方を対象とした若年者健康診査や満４０歳の方を対象とする人間ドックの全額補助を行っており、若年者健康診査の受診実績は令和７年度は１１人、人間ドックの全額補助については令和７年度は２人とのことでした。

また、国民健康保険料の引下げを求める要望について質疑があり、大阪府と市町村、国民健康保険団体連合会が協議する広域調整会議において、国民健康保険料の抑制策等について議論及び検討が進められており、大阪府は国民健康保険料の統一達成団体に対する激変緩和措置のための財政支援の拡充や国民健康保険の構造的課題の解決に向けた対応を行うよう国に対して要望しているとのことでした。

その他、一部負担金の減免及び徴収猶予制度の周知方法等について質疑がありました。

討論においては賛成、反対それぞれの討論があり、採決の結果、賛成多数により認定することに決しました。

認定第５号、令和７年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、審議において、町内のヘルパー事業所の現状及び事業所不足による住民への影響について質

疑があり、町内にはヘルパー事業所が５か所登録されていたが、今年度、１事業所が堺市へ移転し、ほかの事業所でもヘルパーの高齢化や職員の新規採用が難しいとの声がある。今後ヘルパーが不足することにより、独り暮らしや軽度認知症、高齢世帯の障がいのある方々等、ヘルパーを必要としている人たちの日常生活に支障が出てくることが考えられるとのことでした。

また、介護人材確保のための処遇改善や住宅支援、資格取得補助等の町独自の事業者・人材支援が行えるのかないのかとの質疑があり、手当の支給等の経済的支援だけでは一時的な人材確保にとどまり、手当支給後に他地域へ流出してしまうケースもあるため効果は限定的と考える。国では令和８年度に介護保険報酬の処遇改善加算が行われ、町でも物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業者支援を行う予定であるとのことでした。

その他、介護保険料の引下げに向けた基金の活用等について質疑がありました。

討論においては、意見をつけて賛成の討論があり、全員異議なく原案どおり認定することに決しました。

認定第６号、令和７年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、審議において、町が後期高齢者医療保険料の高い収納率を維持している理由について質疑があり、令和６年度の保険料収納率は９９．６％、令和７年度は９９．７％と高い収納率を維持できている。これは住民の高い納付意識に支えられていることが一番であるが、町の取組については、新たに制度に加入される方へ丁寧な説明及び口座振替への登録の推奨や、期日までに納付が確認できない場合は速やかに督促状の送付、生活困窮等個別事情に配慮した納付相談等を行っているとのことでした。

その他、保険料の減免制度等について質疑がありました。

討論においては賛成、反対それぞれの討論があり、採決の結果、賛成多数により認定することに決しました。

議案第４０号、令和８年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）については、審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第４１号、令和８年度太子町介護保険特別会計補正予算（第１号）については、審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（村井浩二君）　ただいま、福祉文教常任委員長から報告がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、予算常任委員長の報告を求めます。

中村議員。

〔予算常任委員長　中村直幸君　登壇〕

○予算常任委員長（中村直幸君）　予算常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告します。

議案第３９号、令和８年度太子町一般会計補正予算（第３号）については、審議において、道路用地取得事業に関し、大阪南消防組合富田林消防署太子出張所東側の用地買収により道路及び歩道がどのように整備されるのか、また、交通安全対策についての質疑があり、歩道未整備区間及び道路狭隘部分の解消に向け、土地を購入する予定であり、富田林警察署や大阪府警察本部と協議を進めながら、安全対策を講じていくとのことでした。

次に、企画一般事業に関し、役場前の土地取得について、取得後の土地利用について質疑があり、既存の防災公園を拡張し、地震等発生時の車中泊避難等に活用できる防災機能付公園として整備することを目的とし、現在、関係課で検討を進めているとのことでした。

そのほか訪問型サービスＤ事業所に対する支援金の交付対象及び町内の事業所数等について質疑があり、審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（村井浩二君）　ただいま、予算常任委員長から報告がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ないようでございますので、質疑を終わります。

それでは、議案第３６号について、討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第３６号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第３６号、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議については、原案どおり可決されました。

次に、議案第３７号について討論に入ります。討論ございませんか。

討論を許します。

西田議員。

○４番（西田いく子君）　おはようございます。議案第３７号、太子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例中改正の件について、反対の立場で討論を行います。

そもそもマイナンバー制度はプライバシー侵害のリスクが避けられないものであり、それゆえ制度発足以来、社会保障、税、災害対策の分野に限定して使用し、利用する事務、情報連携も法律で規定し、マイナンバーを含む個人情報の収集・保管は本人同意があっても禁止してきました。

ところが、２０２３年の法改正ではこれを大転換して、マイナンバー利用の限定を外して全ての行政分野において利用を推進し、法定事務に準ずる事務や条例で措置した自治体事務は法定することなく利用できるようにし、マイナンバーの情報連携も法改正なしに拡大することを可能としました。

個人を特定する機微な情報を一体化することは、個人情報の漏えいと流用のリスクを高めます。マイナンバー制度によって個人情報が集積されることは、住民にとっての利便性や行政事務の効率以上に、徴税強化や社会保障給付抑制の目的に加え、民間事業者により個人情報が利活用されることや個人情報流出などの不利益があります。

紙の予診票を利用した接種の場合、現行と同様に自治体において紙の予診票の保存に加えシステムへの手入力に伴う事務負担が一定程度想定されることや、デジタル予診票を利用した場合の接種記録と同様に、紙の予診票を利用した場合の接種記録を、接種を行ったときから被接種者が死亡した日から５年を経過するまでの間保存することは自治体に過重な負担を課すこととなるのではないかという懸念は払拭できていません。

デジタル化に伴う国としての負担は「見込んでいる」としか言えず、明らかにされて

いない中、僅かな利便性向上だけで利用を拡大するには課題が多過ぎます。マイナンバーカードを持つ、持たないはあくまで任意であり、強制はできません。憲法が定めるプライバシー権侵害などの観点からも看過できない問題を抱えているマイナンバー制度そのものの危険性を指摘し、反対の討論といたします。

○議長（村井浩二君）　ほかにございませんか。

討論を許します。

辻本議員。

○５番（辻本博之君）　議案第３７号、太子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例中改正の件について、賛成の立場で意見を述べます。

マイナンバーの独自利用事務については、いわゆる番号法第９条第２項の規定による情報連携を行うことで、住民においては申請手続きの際に様々な添付書類の提出が不要となり手数料負担等が軽減されるメリットに加え、より迅速かつ正確な住民サービスの提供が可能となるなど様々な効果が期待できます。

一方で、マイナンバーの利用拡大で個人情報の管理やセキュリティに対する不安の声があることも事実であり、今回の予防接種事務においては連携する情報を接種記録に制限するなど、適切な運用と厳格な情報セキュリティ対策を行っています。

今後もマイナンバーの取扱いには十分注意を払うとともに、住民の負担軽減サービス向上を図られることを要望して、賛成討論といたします。

○議長（村井浩二君）　ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議案第３７号を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立７名・反対２名〕

○議長（村井浩二君）　起立７名。反対２名。賛成多数でございます。

よって、議案第３７号、太子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例中改正の件は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第３８号について、討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第３８号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第３８号、太子町下水道事業の設置等に関する条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、認定第１号について討論に入ります。討論ございませんか。

討論を許します。

西田議員。

○４番（西田いく子君）　認定第１号、令和７年度太子町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

本決算は、歳入総額７１億４千９７万５千９４８円、歳出総額７１億１千５４万６千６６円、歳入歳出差引額３千４２万９千８８２円、実質収支１千９７万５千７２円、どれを取っても黒字の決算となっています。

帝国データバンクは２０２６年８月３１日、２０２６年９月に値上げが予定されている飲食料品が４千９２３品目になるとの調査結果を発表いたしました。前年同月の１千４６７品目から約３倍の大幅増となり、今年最大の値上げラッシュが家計を直撃しています。

自民維新高市政権の下、物価高騰は収まらず、スズメの涙ほどの賃上げでは私たち国民の暮らしは悪化する一方です。景気に対して無策だけではなく、自分たちは裏金で税金逃れを平気で行い、高過ぎる国民健康保険料を引き下げることもなく、違法な国保逃れに手を染め、アメリカ言いなりに憲法９条を踏みにじる、他国に攻め入るためのミサイル購入など軍事費増強と大企業支援を推し進めています。

国の悪政の防波堤となるべき大阪府政であるはずが、万博に血税を投資し、国保も介護も後期も全国上位の高過ぎる保険料、道路はぼろぼろ、河川は草だらけ、更にカジノ建設、２度も否決された都構想を持ち出すなど、党利党略、大企業支援の不正が私たち府民の暮らしを更に追い詰めています。国・府の悪政から住民の暮らしを応援するのが、太子町が今やるべき仕事です。

今年度予算で加齢性難聴者への補聴器助成ができました。長年求め続けてきた学校体育館へのエアコン設置が２０２６年に実現します。学校給食費無償化が継続されています。幼児保育を拡充し続けています。コンパクトなまちを生かした地域づくり・健康づくりにも力を注いでいます。特に、子育て支援や教育環境整備はトップクラスにあると評価いたします。

一方で、国保料、介護保険料、後期高齢者医療保険、上下水道料金などの負担が住民の暮らしを脅かしています。高過ぎる保険料を引き下げてほしい、暮らしを良くしてほしい、この住民の声には耳を傾けていただけていません。

私たち日本共産党は、令和６年度６月議会補正で上げられた道の駅再整備検討委員会委員報償費２８万円も全額不用額になったこともあって、令和７年度当初予算で道の駅再整備計画委託料に対し、じっくり考え、良いものをつくり出すために時間をかける、この姿勢が必要だと修正提案を出して再検討を求めましたが、道の駅を拡張する事業を見直すことなく強行し、結局、何の進展もなく全額不用額にいたしました。

閉まったままの叡福寺前山本家住宅を生かすのだとＮＩＰＰＯＮＩＡ事業に１００万円を費やしましたが、「機運醸成から始めましょう」という結果に終わり、その後、「だから、どうしていくのか」が見えてきません。住民の中に機運が生まれていない中で、やみくもに観光事業を進めようとしても、住民の理解を得ることはできません。そろそろ太子町が旗を振って、来訪者を呼び込む観光ができるのか、このことを真剣に考える時期に来ているのではないでしょうか。

太子町の住民さんは自然が豊かで環境もいいから住み続けたいと考えているのですから、道の駅も観光の一助ではなく、太子町の豊かな自然に貢献している農家を守り、住民に新鮮な地場産の農作物を届ける道の駅という位置づけで、住民の意見を十分聞いた上で考えていただきますよう要望いたします。

また、ほとんど府の補助もないまま万博事業に町のお金を出し、今でさえ定数に満たない中、懸命に仕事をしておられる職員さんに新たな仕事を押しつける年となりました。万博が太子町に何をもたらしたのか、この質問に明確な答弁はありませんでした。

住民さんから「安全性に問題があるのではないか」と、２０２５年９月議会では中国製ＥＶバス運転についての住民説明会の実施を求める請願が出されました。議会の良識が示され、５対４で採択されたわけですが、万博のレガシーと銘打った自動運転バスは南港に野積みとなり、万博とは全く関係のない日本製のバスに替わり、結局、住民さん

から出された請願の正当性が証明された結果となったわけです。

押しつけてきた府はそこに何の反省もありません。住民福祉の増進のために働くことが、町長、議員、そこで働く職員さんが本来やるべき仕事です。国・府言いなりの悪政にきっぱりと物を言い、住民の声を聞く町政を求め、反対の討論といたします。

○議長（村井浩二君）　ほかにございませんか。

討論を許します。

濵地議員。

○９番（濵地知英君）　認定第１号、令和７年度太子町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論を行います。

本決算は、歳入総額が７１億４千９７万５千９４８円、歳出総額が７１億１千５４万６千６４円、実質収支は１千９７万５千７２円の黒字決算となっています。

歳入では、地方交付税、寄附金は減収となったものの、個人住民税、国庫支出金の増額により、町全体として４億１千２０９万１千８３円の増収となっています。また、特定財源である地方債及び基金を有効的に活用するなど、令和７年度においても財政調整基金を取り崩すことなく、行財政運営に必要な財源の確保に工夫と効果が見られました。

一方、歳出においては、地方公共交通における交通系ＩＣカード決済手段の導入による利用者の利便性向上への取組をはじめ、指定避難所である町立小中学校体育館への空調設備設置事業への着手、更には防災公園の整備など、地域の防災力強化を図っています。

また、喫緊の課題である物価高騰への対応としては、国の交付金を有効に活用し、生活応援おこめ券配布事業に加え、各種の事業者支援を実施するなど、住民生活と事業者の双方に配慮した適切な事業運営であったと評価します。

更に、学校園給食においては、食材費が高騰する中にあっても安全・安心で安定的な給食を提供するための支援を行うとともに、給食費の無償化を継続するなど、子育て支援への経済的支援の充実も図られています。

加えて、５歳児健診の開始やこども家庭センターの開設により、妊産婦や子ども、子育て家庭への切れ目ない支援を一層充実させています。

このほか、老朽化した道路や橋梁施設の改修など本町の将来を見据えた社会基盤整備を着実に推進する一方、今後の公共施設老朽化対策に必要とされる財源をしっかりと基金に積み立てることも併せて実施している。

今後も、人口減少や物価高騰など社会情勢の変化による行財政運営への影響が懸念されるところではありますが、持続可能で安定した行財政基盤を構築するための自主財源の確保に努めるとともに、広い視点で物事を捉え、近隣市町村の取組や先行事例、先進的な取組なども積極的に参考にしながら、住民の誰もが安心して暮らせる魅力あるまちづくりを更に推進していただくことを要望し、賛成の討論といたします。

○議長（村井浩二君）　ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

認定第１号を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立７名・反対２名〕

○議長（村井浩二君）　起立７名。反対２名。賛成多数でございます。

よって、認定第１号、令和７年度太子町一般会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定することに決しました。

次に、認定第２号について討論に入ります。討論ございませんか。

討論を許します。

西田議員。

○４番（西田いく子君）　認定第２号、令和７年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

本決算は、歳入総額１４億９千６２９万３９３円、歳出総額１４億７千３９５万３７１円、歳入歳出差引額及び実質収支とも２千２３４万２２円の黒字決算になっています。

国保に対する国の責任後退と国保の加入者の貧困化、高齢化、重症化が進む中で、国保料の高騰が止まりません。国保の構造的な危機を打開するためにも、国保制度の持続可能性にとっても、社会の公平・公正を確保する上でも、国庫負担を増やす以外、道はありません。

８月１９日、全国知事会は国に対する要請活動で、「２０４０年を見据えた医療・介護提供体制の構築に向けた提言」を提出しています。知事会は、医療・介護保険制度の安定運営のために、「医療保険制度における給付と負担の見直しについて検討を行う場合は、制度設計者である国の責任において、必要な医療への受診抑制につながることのないよう、特に低所得者、子ども、高齢者、難病患者、慢性疾患患者等に十分配慮した

制度の在り方を検討すること、なお、見直しにあたっては、医療費等の増加に伴う公費負担の財源について、地方公共団体にとって過大な負担とならないよう、国において十分な財政措置を講じ、持続的で安定的な制度とすること」と、国に十分な財政措置を求めています。

全国知事会だけでなく、全国市長会・議長会、全国町村会・議長会など地方６団体も国保の定率国庫負担の増額を政府に要望し続けていますが、小手先の改正でかわそうとしており、抜本的な制度改革に背を向け続けています。

更に、大阪府民が不幸なのは、大阪府が全国に先駆けて進める国民健康保険の府内統一化を実施したことで、全国トップレベルの国民健康保険料になっていることです。国保財政が厳しい状況は府民に冷たい国保の府内統一では解決しません。国に対し国庫負担の増額を求めてください。府に、せめて基金を活用して保険料を引き下げるように求めてください。

また、これだけ国保料を高くしておきながら、政治家の国保逃れは許されません。令和８年３月１８日、厚生労働省は、全国健康保険協会理事長、健康保険組合理事長、日本年金機構理事長宛てに、社会保険の対象者に含まない人の基準を示す通知、「法人の役員である個人事業主等に係る被保険者資格の取扱いについての通知」を出しました。

これを踏まえ、日本年金機構が年金事務所を通じ、保険料削減ビジネスが疑われる事業所のうち、８月末までに４５事業所を調査しました。この結果、３８事業所が違法性に関する指導を受けることになり、１万人を超す国保逃れが是正されました。

この９月１４日には、３月の通知では法人の役員だけを想定したものを、勤務時間が短い正社員についても基準を設けた通知、「法人の役員である個人事業主等に係る被保険者資格の取扱いについて」の一部改正が行われ、引き続き調査を進めるとのことです。

本来、国保会計に入るはずだった高額所得者の保険料が納められていなかったということは許されるものではありません。国も国保逃れは明確に違法だと断罪しています。過去に遡って適正な取扱いとなるよう、国に強く要望してください。

また、医療費の支払いが困難な方に対し、無料低額診療制度があることを周知してください。

国・府に要望するだけでなく、太子町独自の努力も必要です。国保料は法律に照らせば自治体独自に決めることができるのですから、高過ぎる国民健康保険料を引き下げるために、一般会計から繰り入れることや予防に使える基金を有効に活用することを求め

ます。

太子町独自に、高過ぎる国民健康保険料を引き下げ、住民の暮らしと命を守ることを求め、反対の討論といたします。

○議長（村井浩二君）　ほかにございませんか。

討論を許します。

早瀬議員。

○８番（早瀬和信君）　認定第２号、令和７年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で意見を述べます。

令和７年度の決算におきましては、被保険者数の減少傾向が続いているものの、１人当たりの医療費が年々増加している影響などにより、歳入歳出ともに前年度を上回る決算規模となっております。

構造的な国保財政の厳しさが指摘される中におきましても、歳入の柱である保険料につきましては、令和６年度から導入された府内統一基準の下、被保険者間の受益と負担の公平性が適切に保たれております。また、制度の持続可能性に留意しつつ、財政調整基金を活用し、新たに満４０歳の人間ドック受診費用の無償化を実施するなど、独自の疾病予防対策や保健事業を積極的に推進し、被保険者の健康維持・増進と負担感に配慮した運営に努めている点は一定の評価ができるものと考えます。

今後におきましても、府内統一基準による公平・公正な保険料の賦課・徴収に努められるとともに、財政調整基金の適正かつ計画的な活用を図りながら、被保険者の立場に立った健全で安定的な運営になお一層尽力されることを要望し、本決算の賛成討論といたします。

○議長（村井浩二君）　ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

認定第２号を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立７名・反対２名〕

○議長（村井浩二君）　起立７名。反対２名。賛成多数でございます。

よって、認定第２号、令和７年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定することに決しました。

次に、認定第３号について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

認定第３号を委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ご異議なしと認めます。

よって、認定第３号、令和７年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定されました。

次に、認定第４号について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

認定第４号を委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ご異議なしと認めます。

よって、認定第４号、令和７年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定されました。

次に、認定第５号について討論に入ります。討論ございませんか。

討論を許します。

岡野議員。

○３番（岡野秀子君）　認定第５号、令和７年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、意見をつけて、賛成の立場で討論を行います。

本決算は、決算歳入総額１３億８千１５４万１千１４２円、歳出総額１３億６千９９６万１千４８３円、歳入歳出差引額は１千１５７万９千６５９円、実質収支は１千１５７万９千６５９円の黒字決算になっています。

２０００年４月に始まった介護保険制度は第１条の目的で、「この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができ

るよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする」と位置づけられています。

年を取って老化のために心身が衰え、要介護状態になった人が、尊厳が保たれ、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要なサービスを保険で給付するのが介護保険制度であるべきです。

ところが、その後、負担増と給付削減が繰り返され、保険あって介護なしの状況が広がっています。また、２００４年度に実施された訪問介護基本報酬の引下げ、マイナス２％から３％で、多くの事業所が廃止に追い込まれ、訪問介護事業所ゼロの自治体が急増しています。

また、先の国会で成立した、人口減少地域などを特定地域に指定し保険給付を外したり人員配置基準を緩和したりする介護保険改悪やケアプラン有料化や、今年度中に利用料２割負担の対象を拡大しようとしています。

介護職員は今年度、２５万人不足しています。介護職員の賃金が全産業平均と比べて月８．２万円も低く、人員配置基準を下げれば更に業務が過重となり、応募する人もおらず離職者が増え、事業は継続できません。

介護の危機を打開するには、介護保険への国庫負担率を１０％、１．３兆円増やし、職員の賃金を全産業平均並みに引き上げ、介護事業が消失危機にある自治体に国費で財政支援を行うことです。日本共産党は大株主・大企業の応分の負担で実現可能だと財源も示していて、介護の危機を打開することを提案しています。

第９期の２年目の決算で基金を全部取り崩して、９期の保険料は１００円引下げとなりましたが、それでも基準額６千３８０円は高過ぎます。現在、第１０期の介護保険料がどうなるかの議論が始まっています。基金残高は決算で１億８千２６３万２千３０８円あります。取り過ぎた保険料は全額、１０期の保険料引下げに充てることを求めます。

介護予防に努めるなどの太子町の努力だけでは解決しない制度上の問題が大きいことから、太子町として国・府に対し公費負担で保険料・利用料を引き下げることを強く要望していただくことを求め、意見をつけて賛成の討論といたします。

○議長（村井浩二君）　ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

認定第５号を委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ご異議なしと認めます。

よって、認定第５号、令和７年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定されました。

次に、認定第６号について討論に入ります。討論ございませんか。

討論を許します。

岡野議員。

○３番（岡野秀子君）　認定第６号、令和７年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

本決算は、歳入総額３億２千３６万５千９０６円、歳出総額３億１千４２８万４千４８２円、歳入歳出差引額及び実質収支とも１千３０８万１千４２４円の黒字決算になっています。

２００８年に後期高齢者医療保険制度がスタートして以来、窓口負担は原則１割負担で、住民税課税所得が１４５万円以上、現役並み所得のみ３割負担とされてきました。ところが、２０２２年１０月、所得が一定額を超える後期高齢者の医療費窓口負担が１割から２割になりました。そして２０２４年度には年収１５３万円以上の人が値上げの対象になり、後期高齢者の４割が負担増になりました。結果、２０２５年１０月に窓口負担が２割に引き上げられた人の受診日数は減り、１割負担の方より低い水準が続いています。

後期高齢者医療保険料は値上がりし、制度の改悪も推し進められています。重大なのは、高齢者への負担増は、後期高齢者医療保険料増だけにとどまらないで、介護保険料も上昇しており、本来は命を守る社会保障が高齢者の暮らしを圧迫し、命を脅かしています。

ところが、高市内閣が２０２５年１１月に打ち出した総合経済対策では、高齢者の自己負担割合の見直し、高齢者の窓口負担に対する金融所得・資産の反映が盛り込まれるなど、更に負担増を押しつけようとしています。

高齢者の多くは収入は年金が中心で、現役世代の半分以下です。その一方、病気にか

かりやすく、慢性疾患などの受診の頻度は高くなっています。そうした特性を持っている高齢者の窓口負担は、現役世代より低くなっているからこそ生活を何とか維持できる水準にとどまっています。

高齢者への窓口負担増は本人の命と健康に悪影響を与えるだけでなく、高齢者をケアしている現役世代の家族にとっても負担増となるだけしかありません。高齢者に際限なく負担増を押しつける医療改悪をやめさせ、軽減・無料化を進めることを求め、反対の討論といたします。

○議長（村井浩二君）　ほかにございませんか。

討論を許します。

松井議員。

○６番（松井謙昌君）　認定第６号、令和７年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で意見を述べます。

後期高齢者医療制度は、急速な高齢化に伴う医療費の増大に対応し、将来にわたり持続可能な社会保障制度を確立することを目的として、府内市町村で構成する広域連合が主体となり、運営されています。

高齢者の生活や受診への配慮の重要性が指摘される一方で、被保険者数は依然として高い水準で推移しており、医療費の伸びへの対応は全国的な課題となっています。そのような状況下において、関係法令に基づき、後期高齢者が安心して必要な医療を受けられるよう、保険料の徴収や窓口対応をはじめ、適切かつ着実に事業を運営している点は評価できます。

今後も、制度をめぐる環境の変化や様々な意見に留意しつつ、大阪府後期高齢者医療広域連合との連携を一層密にし、被保険者が将来にわたって安心して制度を利用できるよう、健全かつ適切な運営に引き続き努められることを要望しまして、本決算の賛成討論といたします。

○議長（村井浩二君）　ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

認定第６号を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立７名・反対２名〕

○議長（村井浩二君）　起立７名。反対２名。賛成多数でございます。

よって、認定第６号、令和７年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定することに決しました。

次に、認定第７号について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

認定第７号を委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ご異議なしと認めます。

よって、認定第７号、令和７年度太子町下水道事業会計決算の認定については、原案どおり認定されました。

次に、議案第３９号について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第３９号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第３９号、令和８年度太子町一般会計補正予算（第３号）は、原案どおり可決されました。

次に、議案第４０号について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第４０号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第４０号、令和８年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、原案どおり可決されました。

次に、議案第４１号について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第４１号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第４１号、令和８年度太子町介護保険特別会計補正予算（第１号）は、原案どおり可決されました。

○議長（村井浩二君）　次に、日程第１４、議員提出議案第２号、奨学金金利急騰への救済策及び給付型奨学金の拡充を求める意見書、これを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

西田議員。

○４番（西田いく子君）　奨学金金利急騰への救済策及び給付型奨学金の拡充を求める意見書。

提出者、私、西田いく子です。賛成者、中村直幸議員、岡野秀子議員、辻本博之議員は濵地知英議員です。

提案理由を朗読し、内容の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

提案理由。

日本学生支援機構（ＪＡＳＳＯ）の奨学金の金利が急上昇している。令和８年４月１３日には、東京債券市場で長期金利の指標となる新発１０年物国債利回りが一時、２.４９％と２９年ぶりの高水準となり、今春大学を卒業する人や金利が変動する見直し方式の更新時期を迎える社会人などの奨学金返済に重大な影響が出ている。学生の３人に１人が文部科学省所管の日本学生支援機構の奨学金を受けており、令和６年度の支給実績は、返済不要の「給付型」が約３５万件、返済が必要な「貸与型」のうち、無利子の第一種奨学金が約４６万件、有利子の第二種奨学金が約６２万件である。有利子奨学金には、期間中利率が変わらない「利率固定方式」と概ね５年ごとに利率を見直す「利率見直し方式」があり、どちらも返済利率は卒業時点で決まるため、入学時におよその目

安としていた利子が実際に返済するときには大きく増える事態が起きかねない。

よって、政府は、政府が招いた金利急騰への救済策を緊急に講じるとともに、給付型を拡充するよう強く求める。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（村井浩二君）　ただいま提案理由の説明がありました。

お諮りいたします。

議員提出議案第２号は、会議規則第３９条第２項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

討論を許します。

斧田議員。

○２番（斧田秀明君）　議員提出議案第２号、奨学金金利急騰への救済策及び給付型奨学金の拡充を求める意見書について、反対の立場から討論いたします。

まず、経済的な理由によって学ぶ意欲のある若者が進学を諦めることのないよう、支援していくことは大変重要であると考えております。また、近年の物価上昇や奨学金の金利上昇など、学生や奨学金を返還される方々の負担が増していることについても十分に理解するところであります。

一方で今回の意見書では、金利上昇への救済策を講じることに加え、給付型奨学金を拡充することを国に強く求めています。しかしながら、現在の日本学生支援機構の第二種奨学金については利率に上限が求められており、基本月額については年３％を超えない制度となっています。また、利率についても利率固定方式と利率見直し方式が設けられており、貸与終了前の一定期間まではその選択を変更することも可能となっています。

確かに、近年その金利が上昇していることは事実であり、令和８年度には利率固定方

式が上限の３％に達している月もあります。だからこそ、今後の金利動向や返還者への影響については、国において十分に検証し、必要な支援策を検討していく必要があると考えます。

しかし、金利が上昇している現状を踏まえるならば、有利子型奨学金の対応がまず必要であり、給付型へ大きく転換することについては慎重な議論が必要です。給付型奨学金は返還を必要としない制度である以上、その財源は最終的には国民の全体に負担することになります。したがって、どの範囲まで給付型とするのか、どのような方を対象とするのか、また、必要となる財源をどのように確保するのかといった、公平性や制度の持続可能性についても十分な検討が必要です。

また、国においても既に、返還不要の給付型奨学金と授業料・入学金の減免を組み合わせた高等教育の修学支援新制度が実施されています。令和６年度からは多子世帯や私立理工農系の中間所得層へ対象が拡大され、令和７年度からは多子世帯について、所得制限なく一定額まで授業料・入学金を減免する制度へと拡充されています。

私は、こうした制度については、その効果や利用状況を検証しながら、本当に支援を必要としている学生により確実に支援が届く制度に改善していくことが重要であると考えます。

奨学金は学生の学ぶ機会を支える重要な制度であり、経済的な理由によって進学を諦めることのない社会を目指すという方向性について、私は異論はありません。しかし、その目的を実現するための方法として、有利子型奨学金の廃止と給付型奨学金の拡充を一律に求める今回の意見書については、公平性、そして制度の持続可能性について、なお十分な議論が必要であると考えます。

以上の理由から、本意見書について賛同することができません。

議員各位のご理解をお願い申し上げまして、私の反対討論といたします。

○議長（村井浩二君）　ほかにございませんか。

討論を許します。

西田議員。

○４番（西田いく子君）　議員提出議案第２号、奨学金金利急騰への救済策及び給付型奨学金の拡充を求める意見書について、賛成の立場で討論を行います。

学生を支えるこの奨学金制度が給付型であるがために、学校を卒業してすぐ借金を背負って社会に出なければならない状況が果たしていいのか、このことが問われています。

金利が上昇し続けています。意見書は４月時点の数字ですが、９月１日には更に長期金利の指標となる新発１０年物国債の流通利回りが３．００５％に上昇し、１９９６年９月以来３０年ぶりの高水準となっています。これにより、住宅ローン返済や中小企業の資金借入れのほか、奨学金の返済にも重大な影響が出ています。返済中の世代や新社会人となる若者、奨学金を借りて大学生活を送る学生も多大な不安を抱えています。

２０２４年度調べですが、学生の３人に１人が文科省所管の日本学生支援機構の奨学金を受け、その８割は返済が必要な貸与奨学金を受給しています。貸与のうち約７割の６２万人、全受給者の５４％が有利子型の第二種奨学金を借りています。有利子型では長期金利が上がると連動して返済利率が上がります。

有利子奨学金には、固定金利と５年ごとに金利が変動する方式があります。どちらも返済利率は卒業時点で決まるため、入学時におよその目安としていた利子が、実際に返済するときには大きく増える事態が起きます。

固定型の奨学金を借りて２０２２年４月に大学に入り、月１２万円、４年総額５７６万円を借りて２０２６年４月に社会に出た人の場合、入学時点の利率で想定していた返済総額は６０５万円なのに、卒業時にはこの金利の上昇により利子が１５８万円にもなり、返済額は約７３４万円と、当初の見込みより１３０万円も増えてしまいます。

２０２１年３月に卒業し、変動型で返済中の場合、当初の利率は０．００４％とほぼゼロでした。ところが、５年後の金利見直しで、この４月から１．３％と３２５倍に跳ね上がり、生活設計が大きく狂います。

若い世代が重い負担を負い、将来の見通しが立たない事態は重大な事態です。奨学金は本来、給付制が基本であるべきです。しかし、日本では制度創設以来、無利子の貸与制でした。その上、１９８４年度からは有利子型が導入され、奨学金とはとても呼べない教育ローンと化しました。２０１７年度に給付制ができましたが、所得や成績要件があり、受けられる人は限られています。

教育は子どもの権利であり、教育の機会は平等に保障されるべきです。そして、主権者として育っていく子どもたちが、学び、この国の未来をつくっていきます。国の奨学金事業は、憲法に定められた教育を受ける権利と教育基本法に基づき、政府が責任を持って確実に取り組むべき重大な施策です。政府が招いた金利急騰への救援策を緊急に講じ、給付型を拡充することを求め、賛成の討論といたします。

○議長（村井浩二君）　ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議員提出議案第２号の意見書を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立５名・反対４名〕

○議長（村井浩二君）　起立５名。反対４名。賛成多数でございます。

よって、議員提出議案第２号、奨学金金利急騰への救済策及び給付型奨学金の拡充を求める意見書は、原案どおり可決されました。

○議長（村井浩二君）　日程第１５、閉会中の継続審査の申し出について、これを議題といたします。

配布しておりますとおり、議会運営委員長、広報特別委員長、観光拠点整備特別委員長、地域公共交通対策特別委員長から、会議規則第７５条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出がございました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君）　ご異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長（村井浩二君）　以上で、本日の日程は全て終了し、令和８年第３回定例会に付議されました事件は全て議了しました。

閉会に先立ち、町長から発言を求められておりますので、発言を許します。

町長。

○町長（田中祐二君）　令和８年第３回定例会の閉会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

今定例会の会期中、議員の皆様におかれましては、本会議並びに委員会におきまして慎重なるご審議を賜り、おかげをもちまして、提出いたしました案件につきまして、それぞれご議決、ご認定、ご同意を賜りましたことに厚くお礼を申し上げます。

また、本定例会中に議員の皆様からいただきましたご意見、ご提言等につきましては、その趣旨を十分に踏まえながら、引き続き町政運営を進めてまいりたいと考えておりま

すので、今後ともご理解、ご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

さて、皆様もご承知のとおり、本町は来る９月３０日をもちまして町制施行７０周年という大きな節目を迎えます。昭和３１年９月３０日の町制施行以来、今日まで７０年にわたり歩みを重ねてまいりました。

この間、社会情勢や私たちの暮らしを取り巻く環境は大きく変化してまいりましたが、今の太子町がありますのも、先人の皆様が築き上げてこられた礎と住民の皆様をはじめ、議員各位、関係者の皆様の長年にわたるご尽力とご支援のたまものであると考えております。改めまして、これまで本町の発展にお力添えをいただきました全ての皆様に、深く敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

本町では、この記念すべき７０周年を住民の皆様とともに祝い、町全体で盛り上げていくため、本年４月から年間を通じて様々な記念事業に取り組んでおります。

これまでにも、太子聖燈会における７０周年をテーマとしたプロジェクションマッピングをはじめ、商工会夏祭りでの「天下一ぶどう会」や７０周年記念ノベルティの作成など、それぞれの事業やイベントの特色を生かしながら、町制施行７０周年を身近に感じていただける取組を進めてまいりました。

また、９月３０日の町制施行記念日には、園児・児童生徒の皆さんにも７０周年の節目を共に祝っていただけるよう、本町の特産品を取り入れた町制施行７０周年記念お祝い給食を予定しております。

こうした様々な取り組みを通じまして、子どもから高齢者まで幅広い世代の皆様に、本町の歴史や魅力に改めて触れていただくとともに、町制施行７０周年を共に祝う機運が町全体に広がっていくことを期待しているところでございます。

そして、１０月４日には町立万葉ホールにおきまして、太子町町制施行７０周年記念式典を開催いたします。この記念式典は、本町が歩んできた７０年の歴史を振り返り、これまで本町の発展を支えていただいた多くの皆様に感謝の意をお伝えするとともに、住民の皆様とともにこの節目を祝い、これからの太子町の未来へと思いをつなぐ大切な機会であると考えております。

また、本日の読売新聞の朝刊に、新たな太子町民憲章と、みかん先生が歌唱する７０周年バージョンの町歌についてもご紹介をしていただいております。

また、７０周年という節目は、これまで積み重ねてきた歴史を振り返るだけではなく、これからの太子町を見据え、新たな一歩を踏み出す機会でもございます。本町が有する

豊かな自然や歴史、文化、地域に受け継がれてきた伝統など、先人から大切に受け継いできた太子町の魅力を次の世代へとつなぎ、住民の皆様がいつまでも安心して暮らし、ふるさと太子町に誇りと愛着を持っていただけるよう、今後もまちづくりを着実に進めてまいりたいと考えております。

また、記念式典の後も、各種イベントや文化・スポーツ事業など、年度を通じて様々な７０周年記念事業を予定しております。この記念すべき１年が住民の皆様にとりまして、太子町のこれまでの歩みを振り返るとともに、これからのまちの未来に思いを寄せる機会となりますよう、引き続き各記念事業の円滑な実施に取り組んでまいります。

議員の皆様におかれましても、１０月４日の記念式典をはじめ、今後の７０周年記念事業につきまして、引き続きご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、暦の上では秋を迎えたとはいえ、まだまだ暑さの残る日が続いております。季節の変わり目でもございますので、議員の皆様におかれましては、お体には十分お気をつけいただき、健やかにお過ごしいただきますようご祈念申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議長（村井浩二君）　去る９月１日に開会して以来、本日まで１７日間、提出されました議案につきまして、慎重にご審議いただき、厚くお礼申し上げます。

理事者各位におかれましては、本会議あるいは委員会における各議員からのご指摘並びにご意見を十分に尊重していただき、事務執行に反映されますよう要望いたします。

さて、皆様もご承知のとおり、全国各地で地震や台風、大雨等による自然災害が相次ぎ、いつ、どこで大きな災害が発生しても不思議ではない状況にあり、本町も決して例外ではございません。災害の発生を前提とした備え、また、災害発生時に迅速かつ的確に対応できる防災・危機管理体制の構築など、万全の対策を講じられますよう、強くお願い申し上げます。

それでは、これをもちまして、令和８年第３回定例会を閉会といたします。

本日はご苦労さまでございました。これにて散会といたします。

（午前１１時０８分　閉会）

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容の正確なものであることを証明するため、ここに署名する。

太子町議会議長　　村　井　浩　二

太子町議会議員　　濵　地　知　英

太子町議会議員　　中　村　直　幸